

第 7 次

川口市一般廃棄物処理基本計画



令和 2 年 3 月

川 口 市

《 凡 例 》

※川口市と旧鳩ヶ谷市のデータが併記されている場合の川口市の数値は、旧鳩ヶ谷市分を含みません。旧鳩ヶ谷市の項目がない場合の川口市の数値には、全て旧鳩ヶ谷市分を含みます。

※図表中、小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

目 次

第1章 総論	1
第1節 基本的事項	3
1 計画改定の背景	3
2 計画改定の目的	4
3 計画の位置付け	5
4 計画対象区域	6
5 計画対象廃棄物	6
6 計画対象期間	6
第2節 川口市の概要	8
1 地勢概要	8
2 人口・世帯の概況	12
3 産業の概況	14
4 川口市の基本構想	15
5 川口市の財政とごみ処理経費の推移	17
第2章 ごみ処理編	19
第1節 ごみを取り巻く社会情勢	21
1 関連法令	21
2 国、埼玉県の達成目標	25
第2節 ごみ処理の現状	27
1 ごみ処理フロー	27
2 ごみの分別区分	28
3 ごみ排出量	29
4 再資源化の実績	33
5 ごみ質の分析結果	35
6 アンケート調査の概要	37
7 食品ロス実態調査の概要	40
8 収集運搬の概要	43
9 中間処理の概要	45
10 最終処分の概要	50
11 ごみ減量化・再生利用の状況	51
12 他市との比較	55
第3節 第6次計画の総括	58
1 第6次計画の概要	58
2 第6次計画の成果	58
3 数値目標の進捗状況	59
4 施策の実施状況	61
5 課題の整理	64
第4節 将来予測	66

1	人口の将来予測.....	66
2	ごみ排出量の将来予測.....	66
第5節	ごみ処理基本計画.....	67
1	基本理念.....	67
2	基本方針.....	67
3	数値目標.....	68
4	分別区分.....	70
5	施策体系.....	70
第6節	ごみ処理基本計画の施策.....	72
1	三者協働による、3Rの一層の推進.....	72
2	適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保....	76
3	その他の施策等.....	79
第7節	重点プロジェクト.....	81
1	重点プロジェクトの位置づけ.....	81
2	重点プロジェクト.....	81
第8節	計画の推進と進行管理.....	88
第3章	生活排水処理編.....	89
第1節	生活排水を取り巻く社会情勢.....	91
1	関連法令.....	91
2	国、埼玉県の達成目標.....	92
第2節	生活排水処理の現状.....	93
1	生活排水処理体系.....	93
2	生活排水の処理主体.....	94
3	生活排水の処理形態別人口.....	94
4	生活排水処理率の推移.....	95
5	し尿および浄化槽汚泥の処理量.....	95
6	脱水汚泥量および脱水し渣量の推移.....	96
7	周辺市の生活排水処理率.....	96
8	公共下水道の概要.....	97
9	収集運搬の概要.....	97
10	中間処理.....	98
11	最終処分、再資源化の概要.....	99
12	課題の整理.....	99
第3節	生活排水処理基本計画.....	100
1	基本理念.....	100
2	基本方針.....	101
3	数値目標.....	101
4	目標達成に向けた施策.....	102
5	進行管理.....	104

第1章 総論

第1節 基本的事項

1 計画改定の背景

環境に対する意識の高まりを背景とした市民や事業者のごみ減量意識の定着や、経済動向の低迷を受け、川口市（以下、「本市」という。）のごみ排出量は、平成18年（2006年）度をピークに減少傾向が続いています。しかしながら、経済動向の回復や、本市の人口増加の影響等により、ごみ減量の速度は鈍化し、本市の近年のごみ排出量は横ばいに近い状態となっています。

こうした状況の中、国では、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）¹」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取り組みの促進に力を入れています。国が平成30年（2018年）に策定した第5次環境基本計画や、第4次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げています。

（1）これまでの取り組み

本市は、これまで「一般廃棄物処理基本計画」を6次にわたり策定し、市民・事業者・行政の協働のもと、朝日環境センター・リサイクルプラザの建設・維持管理、エコリサイクル推進事業所制度の推進、分別品目の拡大、レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み、事業系一般廃棄物処理手数料の改定、剪定枝用破砕機の無料貸し出し、市ホームページや環境部広報紙PRESS530による啓発など、ごみ減量・資源化や適正処理に関する様々な取り組みを進めてきました。

こうした取り組みと、市民や事業者の減量等への協力により、平成29年（2017年）度には、1人1日あたりごみ排出量の少なさが、人口50万人以上の市の中で第4位となっています。

（2）これからの取り組み

SDGsの目標（ゴール）12に関連するターゲットの一つである12.3にも示される食品ロスの削減に関しては、新たな法律の制定や、市民によるフードドライブおよびエコクッキング等の活動、事業者による賞味期限の延長と年月表示化、食べきり運動の推進など、その取り組みが全国的にも浸透しつつあります。その他にも、「プラスチック資源循環戦略」の策定やレジ袋有料の義務化等、資源の有効活用や環境負荷への低減等の観点からの取り組みが進みつつあります。

また、本市の人口は令和17年（2035年）度までは増加が続くものの、その後、減少に転じると予測されています。

平成30年（2018年）度の中核市へ移行した本市には、こうした廃棄物に関する様々な状況や将来の予測を見据えた、安定的なごみ処理システムの構築や、環境配慮への取り組みを進めることが求められています。

¹SDGs（持続可能な開発目標）：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成されています。SDGsは国連に加盟するすべての国が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

2 計画改定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条」および「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第4条」に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。また、本計画は、10年から15年の長期計画として、概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前記条件に大きな変動があった場合には、随時見直しをすることが適当とされています。

本市は、平成25年（2013年）3月に「郷土としての愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」を基本理念とした第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「第6次計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の三者の協働により、3R（スリーアール）²やごみの適正処理を推進し、限りある資源の抑制を図りながら環境負荷の低減に努め、持続可能な循環型のまちの形成に取り組んできました。

第7次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、第6次計画の策定から見直しの目安となる5年が経過したこと、また、平成28年（2016年）に改正された国の廃棄物処理基本方針や、本市の近年の人口増加を踏まえた新たな将来人口予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するため、計画内容の見直しを行ったものです。

SDGsについて

- 平成27年（2015年）年に、人権、平等、貧困、健康、教育、気候変動や環境保全など、様々な課題への国際的な取り組みを進めるため「国連持続可能な開発サミット」が開かれました。そこで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられたのが、17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。
- SDGsは、社会・経済・環境のさまざまな課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。



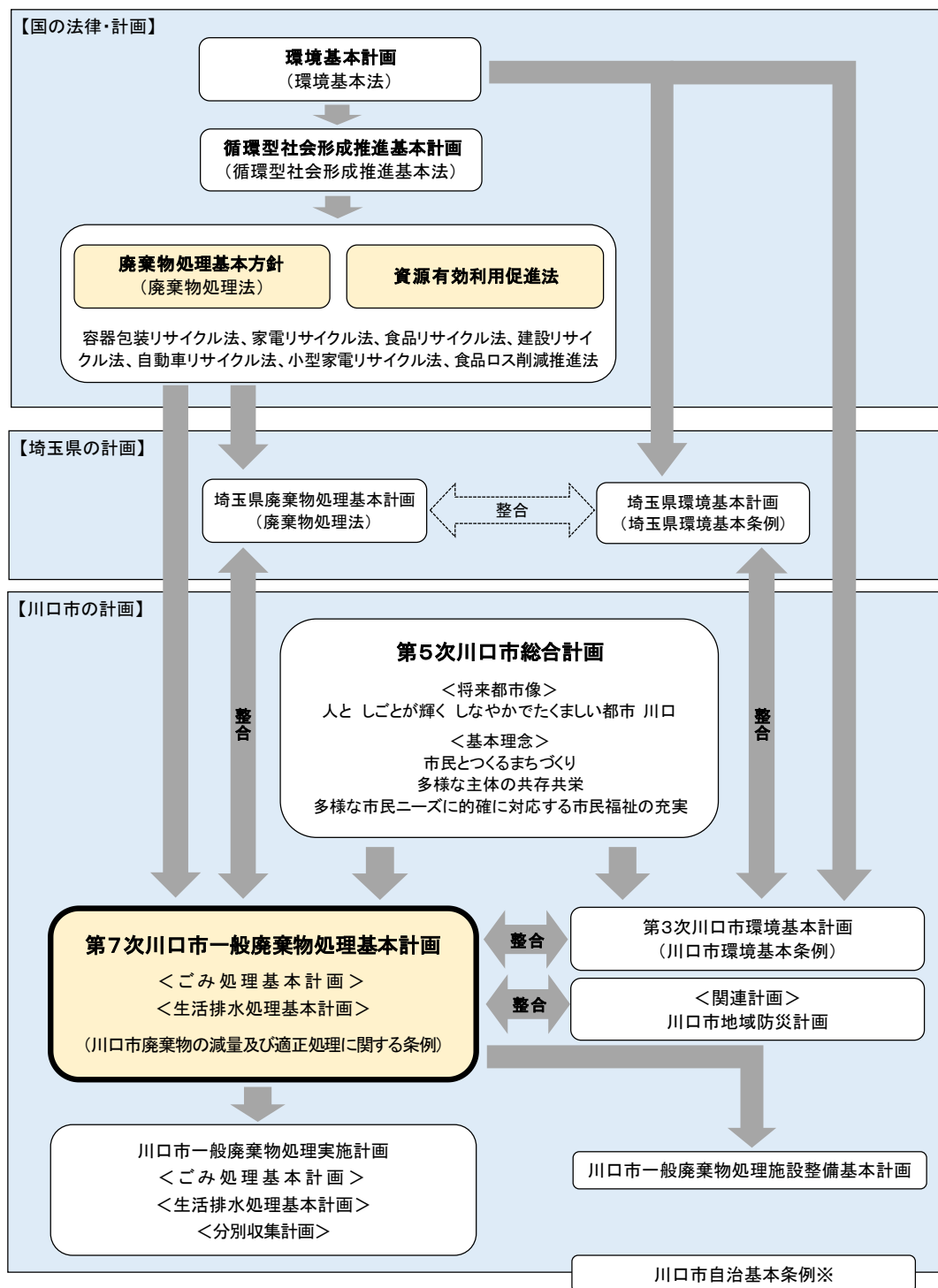
出典：国際連合広報センターHP

² 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つのRの総称です。

3 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。策定にあたっては、「第5次川口市総合計画」および「第3次川口市環境基本計画」、また国や埼玉県が策定する計画とも整合を図り、取りまとめています。

図表1-1 本計画の位置付け



※川口市自治基本条例：市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、市民の役割と権利、市の役割と責務、および市政の運営に関する基本的な事項を定めた条例。平成21年（2009年）4月1日施行。本市の他の条例、規則等の制定改廃、解釈および運用、総合計画等の策定および運用その他市政の運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならないと定めています。

4 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

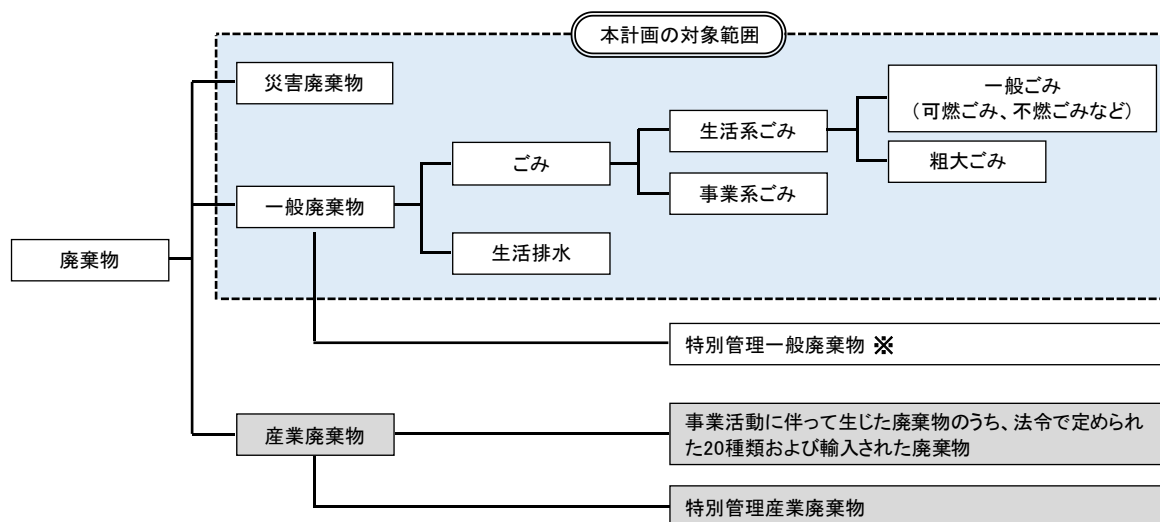
5 計画対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のもので、輸入された廃棄物のことをいいます。

なお、第6次計画までは、災害廃棄物への対応は「川口市災害廃棄物処理計画」(平成27年(2015年)3月改定)によるものとし、対象範囲外としておりましたが、本計画からは災害廃棄物についても対象としています。

図表1-2 本計画の対象範囲



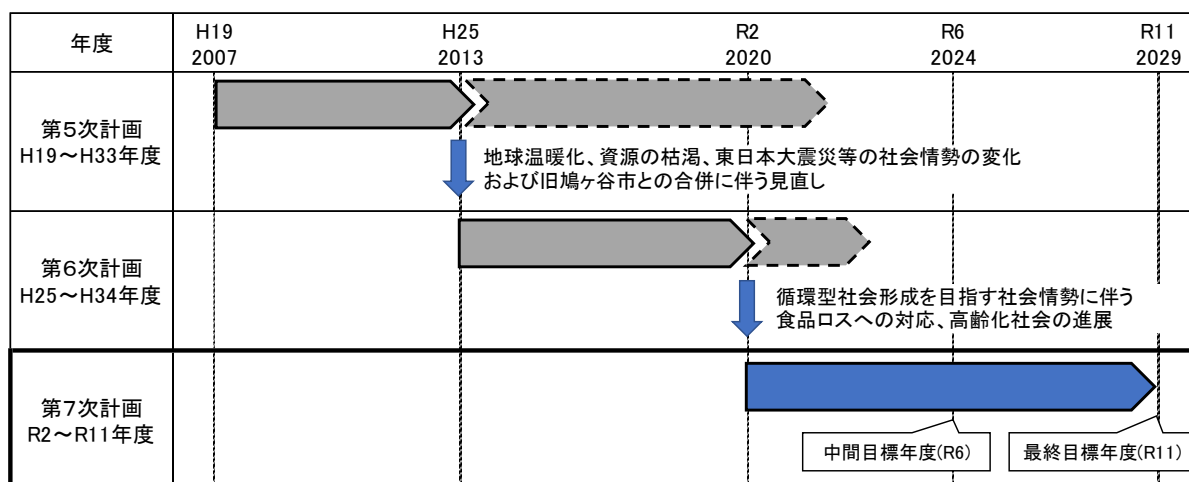
※特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそがある性状を有する一般廃棄物(PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)です。

6 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和2年(2020年)度から令和11年(2029年)度の10カ年の計画とし、令和6年(2024年)度を中間目標年度とします。

なお、本計画の計画期間において、概ね5年後を目処に計画の達成状況を評価し、計画の見直しを行います。また、最終目標年度までの間に、本市の一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととします。

図表1-3 計画対象期間



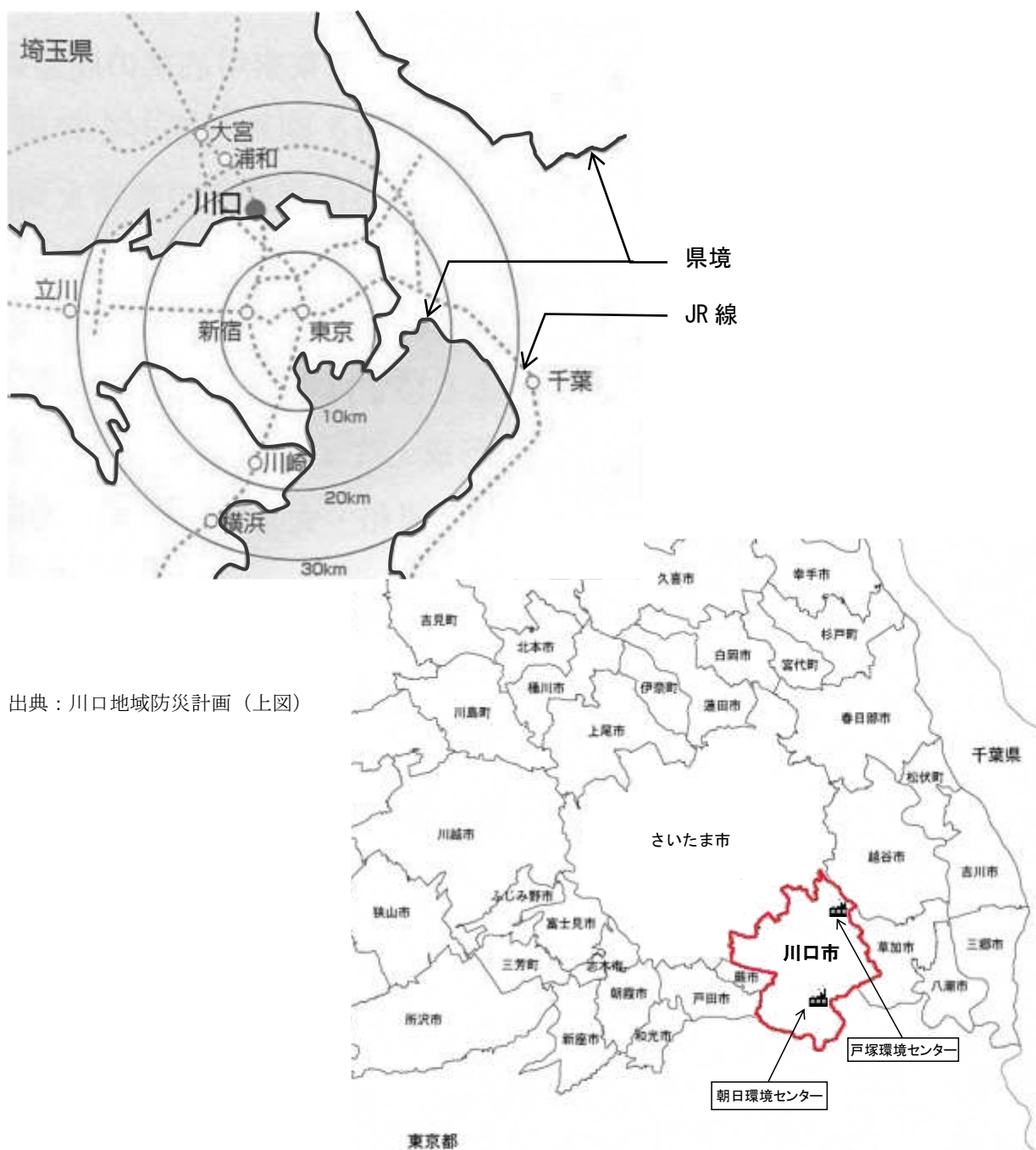
第2節 川口市の概要

1 地勢概要

(1) 地理的・地形的特性

本市は埼玉県南部に位置し、北から西にかけてはさいたま市、蕨市、戸田市と、東から南にかけては越谷市、草加市、東京都とそれぞれ接しています。本市の北東部を除いては極めて低地で、大昔は現在の東京湾が深くはいりこみ、本市の大部分が海底であったと考えられています。北東部の台地は北足立郡の中央部から南埼玉郡にかけて散在する大宮台地の南端にあって、浸触のため細かな谷がよく発達しています。また、本市と東京都との境界を流れる荒川は、遠く秩父の山中に源を発し、東南に走って東京湾にそそいでいます。

図表1-4 川口市の位置



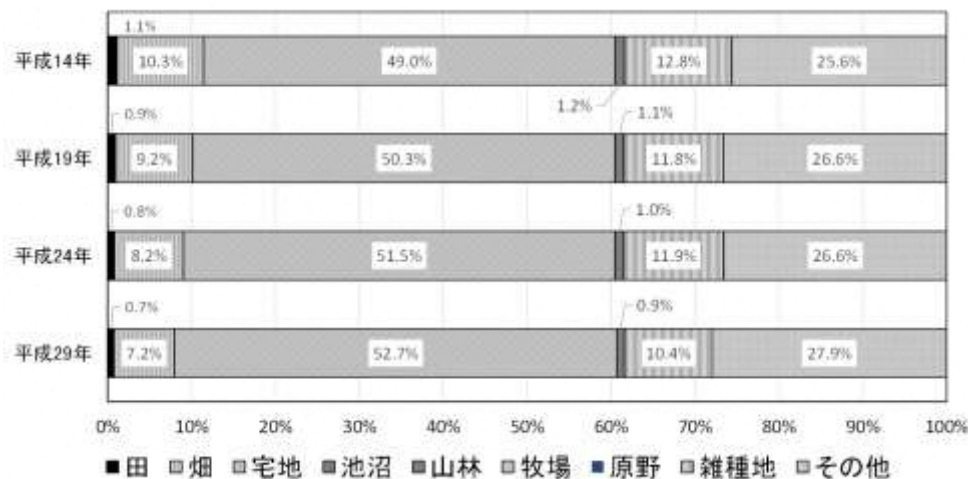
出典：川口地域防災計画（上図）

(3) 土地利用

ア 土地利用の現況

本市の土地利用の概況は下図のとおりです。宅地利用が最も多く、50%超を占めています。平成14年（2002年）から平成29年（2017年）の15年間に、宅地が約4%増加したのに対し、田畑が約4%減少しており、農業用地の宅地化が着実に進行していることがうかがえます。

図表1-7 土地利用の状況（平成29年（2017年）度）



出典：平成30年埼玉県統計書

注1. 平成14年（2002年）、19年（2007年）は旧鳩ヶ谷市を含みます。

注2. 雑種地：野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等

注3. その他：墓地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、保安林、公衆用道路、公園等

イ 将来土地利用構想

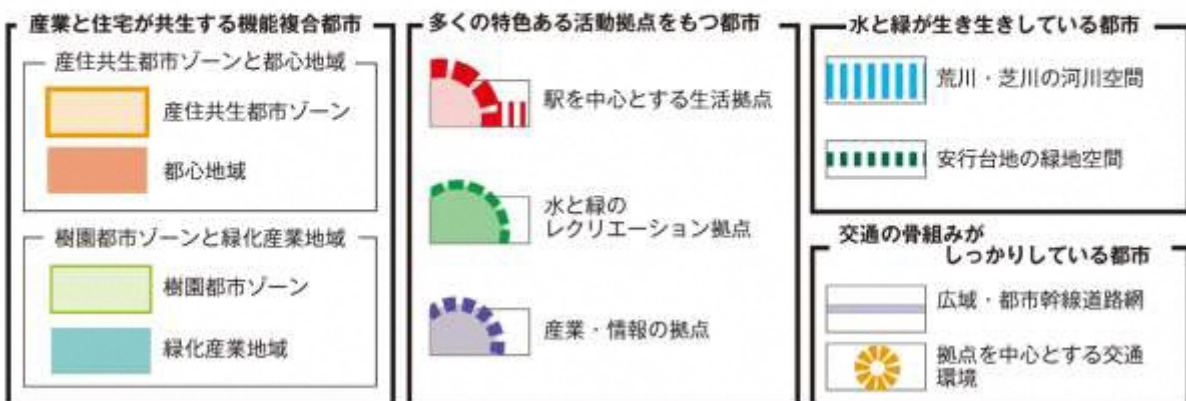
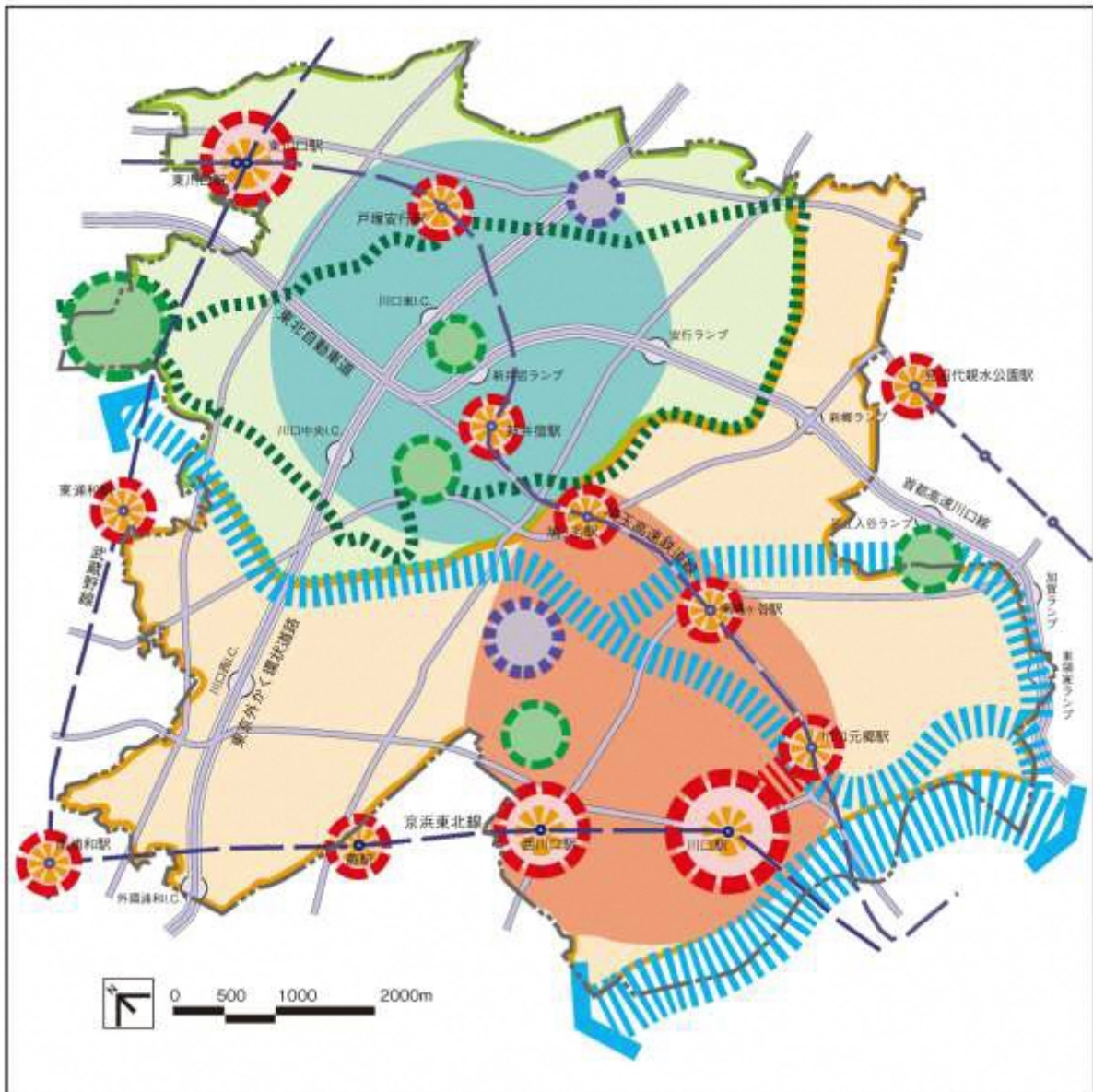
第5次川口市総合計画では、本市の土地利用の方向性は、将来都市像である「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」の実現のため、長期的な観点から本市の発展の方向性を見据え、地域特性と均衡ある発展を考慮しながら、次のように定めています。

「ゾーニング」各地域の特色や課題に対する施策を講じることで、魅力ある都市の形成をめざします。

「拠点形成」鉄道駅周辺では商業・業務機能を集積した生活拠点、貴重な水と緑の自然資源を基本に多様な活動が楽しめるレクリエーション拠点の形成をめざします。さらに、産業の拠点を配置し植木やものづくりの伝統を継承・発展させ映像・情報など新しい産業を支えます。

「水と緑の空間形成」荒川や芝川をはじめとする河川・水辺環境の「水」と、見沼田んぼや安行台地を代表とする「緑」の資源を活かした市民活動や憩いの場を整備・創出します。

図表1-8 将来土地利用計画

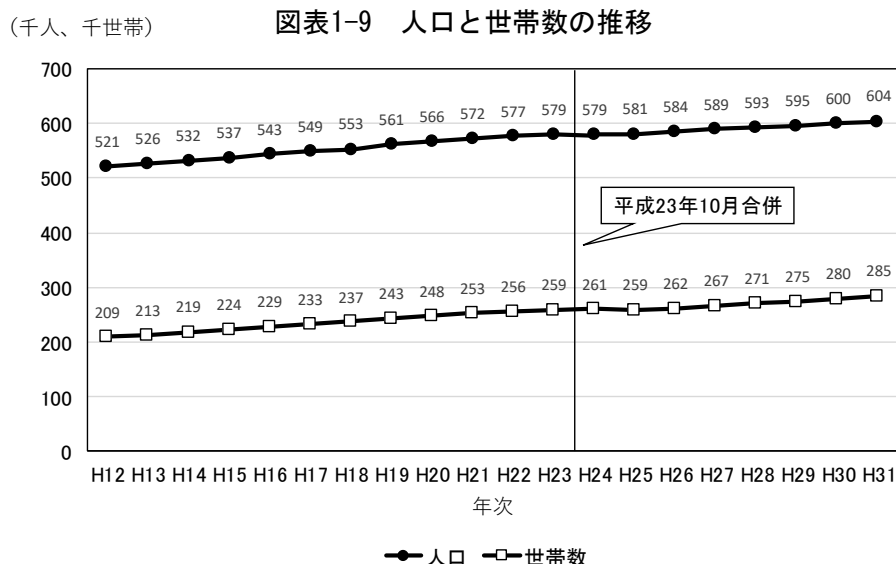


出典：第5次川口市総合計画

2 人口・世帯の概況

(1) 人口・世帯数の推移

平成23年（2011年）10月の旧鳩ヶ谷市との合併直後は一時的に停滞したものの、一貫して緩やかに増加を続けており、過去10年間で人口は約6%、世帯数は約13%増加しています。



出典：川口市統計書および川口市ホームページ

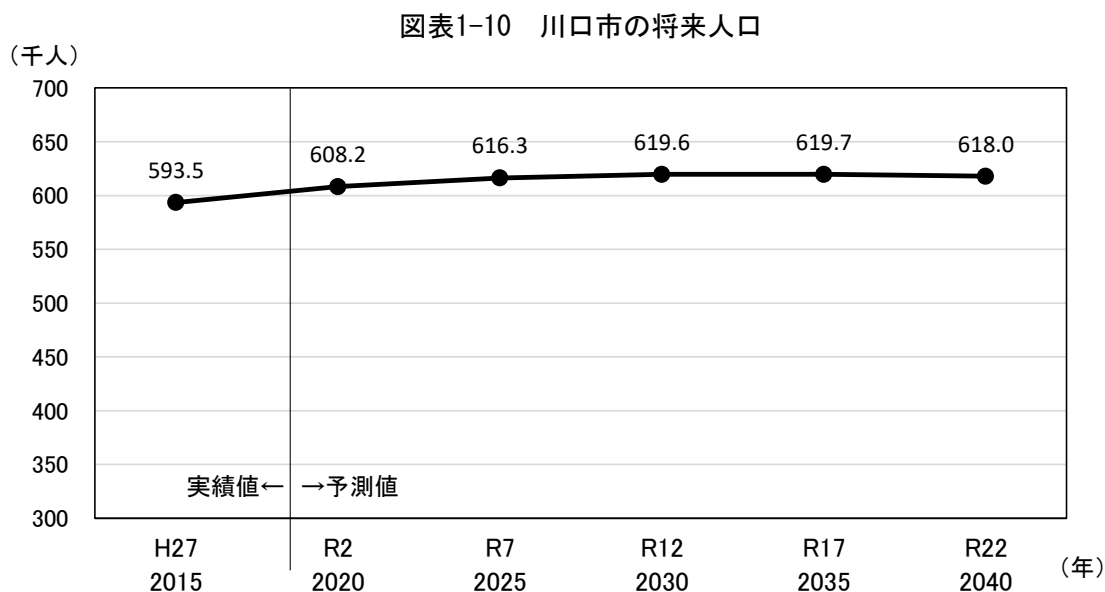
注1. 人口・世帯数いずれも1月1日現在であり、住民基本台帳（外国人を含む）の値です。

注2. 平成23年（2011年）までは旧鳩ヶ谷市の人口を含みます。

(2) 川口市の将来人口

本市の想定する将来人口は、下図に示すように、令和17年（2035年）度頃に、約62万人でピークを迎え、その後緩やかに減少傾向になると見込まれています。

なお、第5次川口市総合計画では、令和2年（2020年）の計画値を601,317人と推計していますが、平成29年（2017年）度末時点の人口がその値を超えており、今後も増加が見込まれることから、本計画では再度推計した将来人口を用いています。



注. 平成27年の人口は次年平成28年4月1日の値、令和2年以降の推計人口は各年1月1日の値です。

(3) 川口市の人口構成

本市の人口構成の推移は下表のとおりです。平成30年（2018年）の高齢人口比率は全国平均の28.1%に対して本市は22.6%であり、高齢化の進行は緩やかですが、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）の4年間に、本市の高齢人口比率は1.2%増えており、着実に高齢化が進行しています。

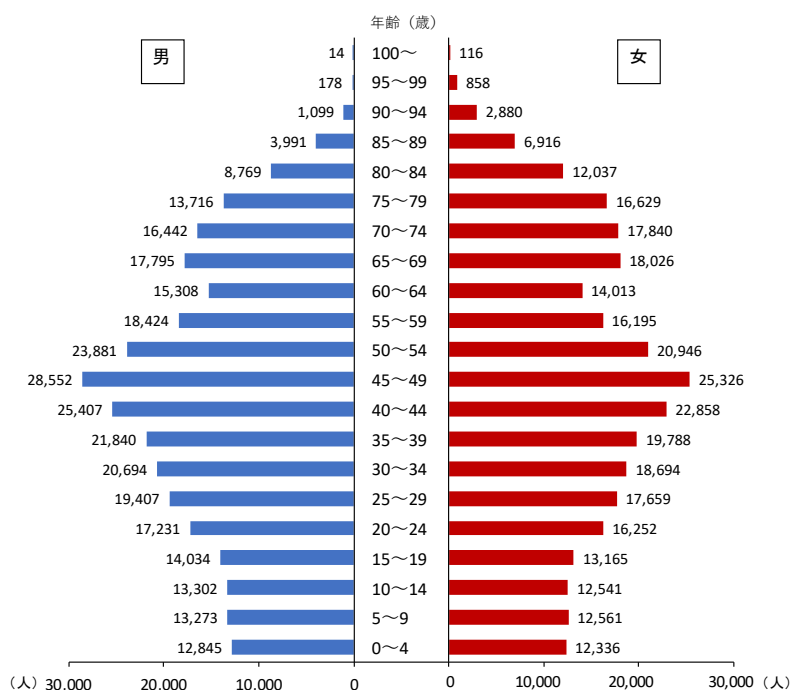
図表1-11 川口市の5歳階級別人口

区分	年齢等	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
年少人口	0～4	13,379	12,656	13,294	12,712	13,240	12,641	13,075	12,566	12,845	12,336
	5～9	13,368	12,442	13,501	12,536	13,405	12,449	13,366	12,554	13,273	12,561
	10～14	13,343	12,761	13,320	12,557	13,454	12,579	13,335	12,437	13,302	12,541
生産年齢人口	15～19	13,522	13,150	13,630	13,290	13,685	13,261	13,884	13,241	14,034	13,165
	20～24	15,605	14,624	16,089	14,963	16,607	15,261	16,964	15,811	17,231	16,252
	25～29	18,574	17,462	18,442	17,148	18,567	16,971	19,150	17,439	19,407	17,659
	30～34	21,628	19,803	21,539	19,581	20,825	19,255	20,681	18,880	20,694	18,694
	35～39	24,535	21,886	23,567	21,249	22,886	20,568	22,280	20,125	21,840	19,788
	40～44	29,023	25,549	28,516	25,242	27,666	24,680	26,712	23,800	25,407	22,858
	45～49	25,073	22,041	25,640	22,633	27,474	24,330	27,974	24,767	28,552	25,326
	50～54	19,971	17,216	21,300	18,473	21,310	18,622	22,738	19,939	23,881	20,946
	55～59	15,914	14,343	16,143	14,547	16,791	14,924	17,575	15,671	18,424	16,195
	60～64	17,766	16,993	16,853	15,738	15,972	14,917	15,328	14,149	15,308	14,013
老年人口	65～69	18,904	19,463	19,866	20,443	20,141	20,638	19,164	19,493	17,795	18,026
	70～74	16,593	18,173	15,801	17,366	15,175	16,608	15,906	17,207	16,442	17,840
	75～79	11,613	14,047	12,018	14,584	12,659	15,362	12,929	15,875	13,716	16,629
	80～84	6,815	9,340	7,495	10,143	8,077	10,864	8,683	11,618	8,769	12,037
	85～89	2,671	5,028	2,879	5,407	3,271	5,875	3,600	6,316	3,991	6,916
	90～94	735	2,282	797	2,429	895	2,593	997	2,745	1,099	2,880
95～99	137	663	133	663	135	709	146	789	178	858	
100～	17	97	22	115	21	112	17	124	14	116	
合計	299,186	290,019	300,845	291,839	302,256	293,239	304,504	295,546	306,202	297,636	
総数	589,205		582,684		595,495		600,050		603,838		
年少人口比率	13.2%		13.1%		13.1%		12.9%		12.7%		
生産年齢人口比率	65.3%		64.9%		64.6%		64.5%		64.5%		
老年人口比率	21.5%		22.0%		22.4%		22.6%		22.7%		

出典：川口市ホームページ＞人口の統計＞かわぐちの人口第4表年齢別人口

図表1-12 川口市の人口ピラミッド

川口市 人口ピラミッド(5歳階級別)
総人口603,838人(平成31年1月1日現在)



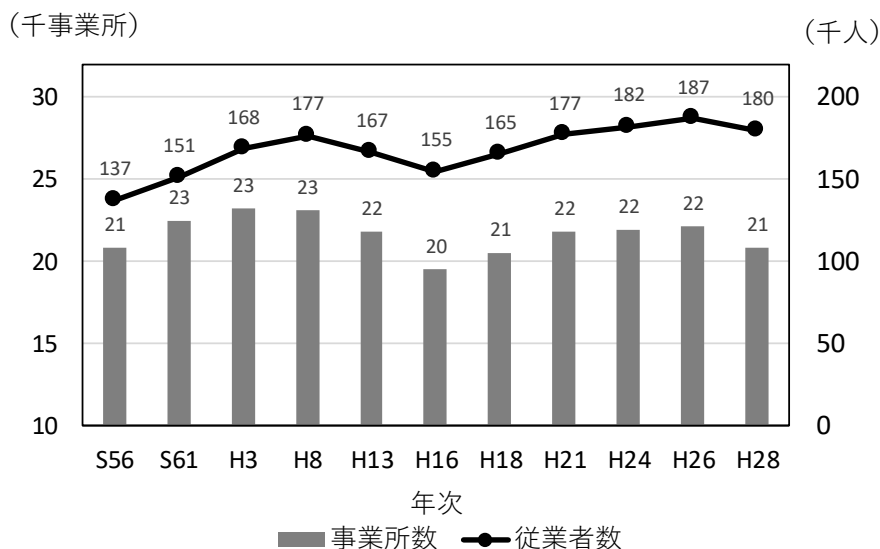
出典：「かわぐちの人口第4表年齢別人口」より作成

3 産業の概況

(1) 事業所数の推移と業種別従業者数割合

本市の事業所数、従業者数は、下図に示すように、平成16年（2004年）以降は増加を続けていましたが、平成28年（2016年）には減少に転じました。

図表1-13 川口市の事業所数、従業者数の推移（民営）

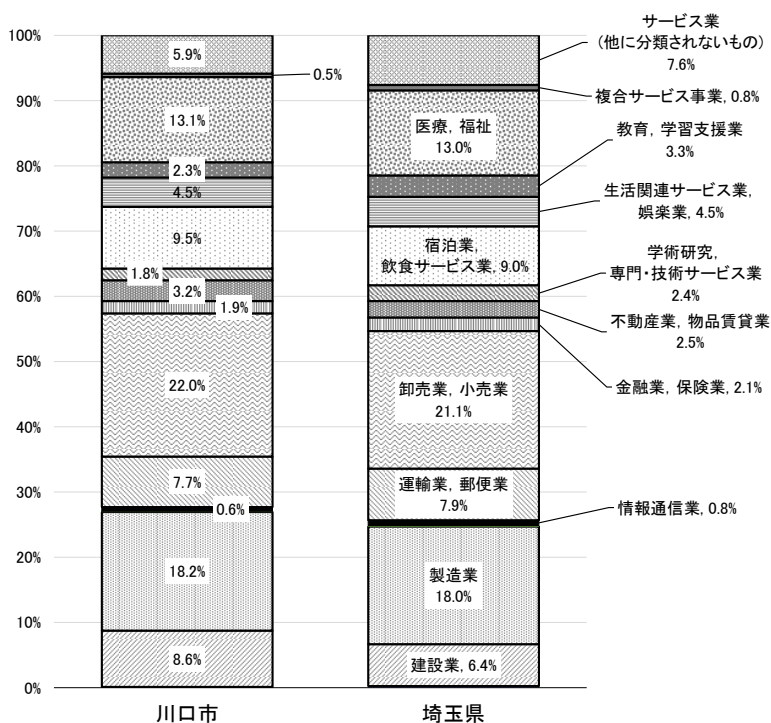


出典：川口市統計書（平成30年版）

注. 平成21年（2009年）までは旧鳩ヶ谷市を含んでいません。

図表1-14 川口市と埼玉県の業種別従業者数割合

本市と埼玉県の従業者数の業種別割合を比較して結果を右図に示します。本市は建設業がやや多いものの、他業種は埼玉県の構成比率とほぼ同等です。



出典：平成30年埼玉県統計年鑑（表4-3）

4 川口市の基本構想

(1) 第5次川口市総合計画

本市では、平成28年（2016年）度から令和7年（2025年）度までの10年間の計画期間とする、第5次川口市総合計画を策定しました。その骨子は以下のとおりです。

ア 基本理念

- 市民とつくるまちづくり
- 多様な主体の共生共栄
- 多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実

イ 基本計画

めざす姿	施策・基本方針
I. 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”	廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 [現状値]876g/人・日 (H26) [目標値]864g/人・日 (R2)
II. 子どもから大人まで“個々が輝くまち”	
III. 産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”	
IV. 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”	
V. 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”	
VI. 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”	
	下水道処理人口普及率 [現状値]85.9% (H26) [目標値]88.0% (R2)

(2) 第3次川口市環境基本計画

本市では、平成30年（2018年）度から令和9年（2027年）度までの10年間の計画期間とする、第3次川口市環境基本計画を策定しました。その骨子は以下のとおりです。

ア 将来の環境像

みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口

イ 基本目標

1. 循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～

図表1-15 「循環型社会の実現」に関する達成目標

指標	目標値		現状値
	(R4(2022)年度)	(R9(2027)年度)	(H28(2016)年度)
1人1日あたりのごみ排出量 ※	844g/人・日	—	850g/人・日
リサイクル率 ※	35.0%	—	23.0%
最終処分量 ※	4,800t	—	7,424t
グリーン購入 ⁴ の目標値達成率	—	100%	94.7%

※川口市一般廃棄物処理基本計画の改定時に見直しを行います。

⁴ グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

2. 安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～

3. 自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～

4. 低炭素社会の実現 ～地球環境に配慮した暮らしを实践するまち～

図表1-16 「低炭素社会の実現」に関する達成目標

指標	目標値 (R4(2022)年度)	基準値 (H25(2013)年)
市域から排出される温室効果ガスの量	2,284千t-CO ₂ 平成25年(2013年)度比 で15%削減	2,687千t-CO ₂
市の事務および事業に伴い排出される 温室効果ガスの量	111,155t-CO ₂ 平成25年(2013年)度比 で14%削減	129,317t-CO ₂

中期目標（国の削減目標に準じたもの）

指標	目標値 (R12(2030)年度)	基準値 (H25(2013)年)
市域から排出される温室効果ガスの量	1,988千t-CO ₂ 平成25年(2013年)度比 で26%削減	2,687千t-CO ₂
市の事務および事業に伴い排出される 温室効果ガスの量	95,788t-CO ₂ 平成25年(2013年)度比 で26%削減	129,317t-CO ₂

5. 環境保全活動の拡大 ～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

(3) 川口市災害廃棄物処理計画

本市では、平成19年(2007年)度に策定した「川口市災害廃棄物処理計画」を、平成26年(2014年)度に改定しました。その基本方針は以下のとおりです。災害時には、通常の一般廃棄物処理に加えて、災害廃棄物の処理を並行して実施するため、災害廃棄物処理計画との整合性を図る必要があります。

<災害廃棄物処理の基本方針>

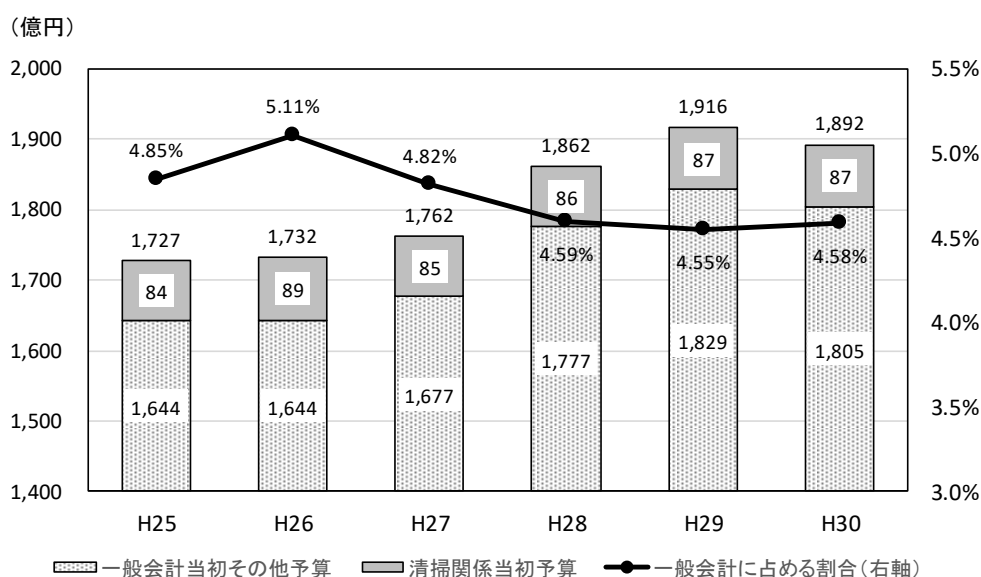
- ① 予防対策の推進
- ② 応急対策の推進
- ③ 計画的な処理の推進
- ④ 環境保全、資源の再使用・再利用に配慮した処理の推進
- ⑤ 安全作業の確保
- ⑥ 処理体制の強化
- ⑦ リサイクルの推進

5 川口市の財政とごみ処理経費の推移

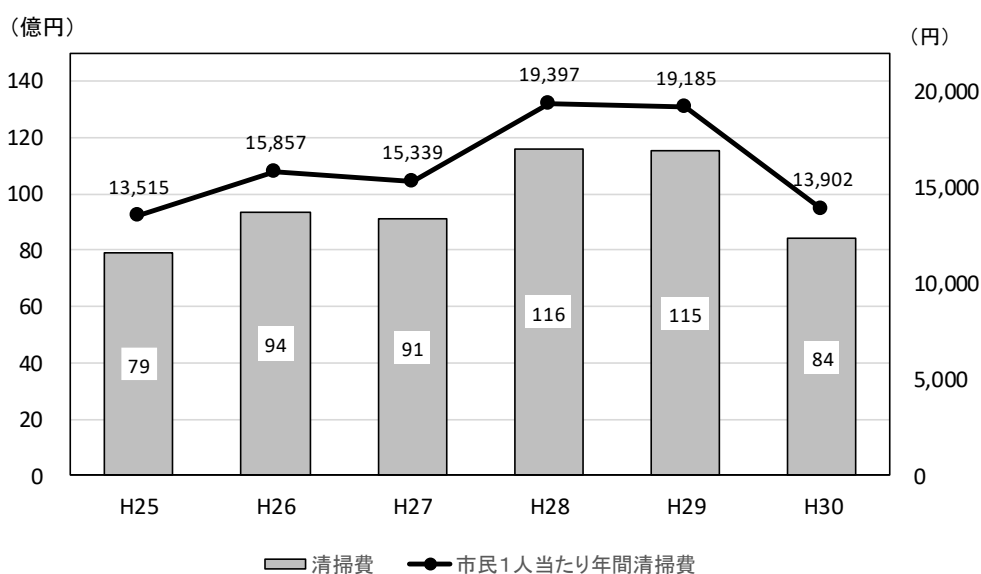
本市の一般会計予算は近年増加傾向が続いていましたが、平成30年（2018年）度はやや減少し、1,892億円となっています。清掃費予算は、ここ数年は86億円前後で推移し、平成30年（2018年）度は87億円であり、一般会計予算に占める割合は約4.58%となっています。

決算ベースでみると、平成30年（2018年）度の清掃費は84億円であり、平成25年（2013年）度と比較すると約6%の伸びを示しています。これに伴い、市民1人あたりの年間の清掃費も13,902円となっています。なお、平成28年（2016年）度から環境施設整備基金の積み立てにより一時的に増加しましたが、平成30年（2018年）度には平成25年（2013年）度の水準に戻っています。

図表1-17 一般会計と清掃費の予算推移



図表1-18 清掃費と市民1人あたり清掃費の決算推移



注. 平成28年度以降の清掃費には、環境施設整備基金の積み立てを含みます。

第2章 ごみ処理編

第1節 ごみを取り巻く社会情勢

1 関連法令

(1) 関連法令の概要

平成6年(1994年)8月に「環境基本法」が施行され、平成12年(2000年)4月には「容器包装リサイクル法」が、平成13年(2001年)1月には循環型社会に向けた基本的枠組みを示した「循環型社会形成推進基本法」がそれぞれ施行されました。以後、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法が順次施行されています。

関連法令の概要を下表に示します。

図表2-1 関連法令等の概要

年 月	関係法令	概要
平成5年(1993年)11月制定 平成6年(1994年)8月施行	環境基本法	環境の保全について、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
平成7年(1995年)6月制定 平成12年(2000年)4月施行	容器包装リサイクル法	一般家庭から排出される容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
平成12年(2000年)6月制定 平成13年(2001年)1月施行	循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
平成10年(1998年)5月制定 平成13年(2001年)4月施行	家電リサイクル法	エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付け、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取および製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
平成3年(1991年)4月制定 平成12年(2000年)6月改正 平成13年(2001年)4月施行	資源有効利用促進法	10業種・69品目(一般廃棄物および産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、識別表示や自主回収、リサイクルなどが義務付けられています。
平成12年(2000年)5月制定 平成13年(2001年)4月施行	グリーン購入法	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進および環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
平成12年(2000年)5月制定 平成13年(2001年)5月施行	食品リサイクル法	食品関連事業者(製造、流通、外食等)から排出される食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るとともに、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等を促進しています。
平成12年(2000年)5月制定 平成14年(2002年)5月施行	建設リサイクル法	建築物の解体等に伴って排出される特定資材(コンクリート、アスファルト、木材等)を分別し再資源化することを工事の受注者に義務付けています。
平成13年(2001年)6月制定 平成25年(2013年)6月改正 平成27年(2015年)4月施行	フロン排出抑制法	フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を実施するために、フロン類を使用する機器を製造するメーカーや使用するユーザーなどに対して、フロン類の排出抑制のための取り組みが義務付けられています。

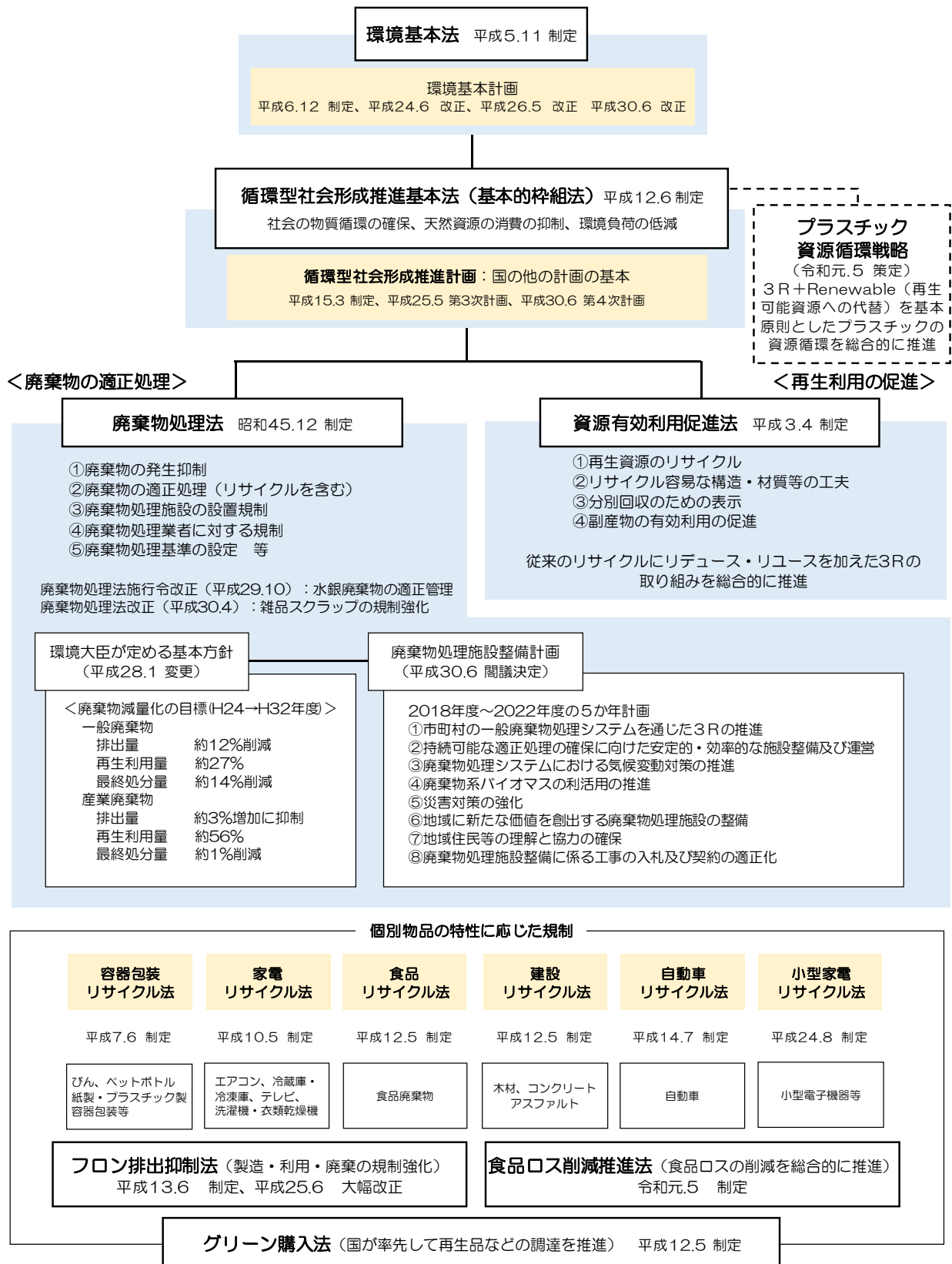
図表2-1 関連法令等の概要（続き）

年 月	関 係 法 令	概 要
平成14年（2002年）7月制定 平成17年（2005年）1月施行	自動車リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル）を負担することなどが義務付けられています。
平成24年（2012年）8月制定 平成25年（2013年）4月施行	小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。
令和元年（2019年）5月制定 令和元年（2019年）10月施行	食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。
令和元年（2019年）5月策定	プラスチック資源循環戦略	資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進します。

(2) 関連法令の体系

関連法令の体系を下図に示します。

図表2-2 関連法令等の体系



出典：「日本の廃棄物処理の歴史と現状」（平成26年2月、環境省）に加筆

(3) 国の方針・埼玉県の計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、環境負荷の軽減や資源循環を促進するため、環境およびリサイクル関連法が施行されました。これらの関連法令に基づく国の方針・埼玉県の計画等の経過を下表に示します。

図表2-3 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・埼玉県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年（2001年）5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年（2003年）3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年（2005年）4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年（2005年）5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年（2006年）3月	埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）
平成19年（2007年）6月	一般廃棄物会計基準（国） 一般廃棄物処理有料化の手引き（国） 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（国）
平成22年（2010年）12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成28年（2016年）1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成28年（2016年）3月	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）
平成30年（2018年）6月	第4次循環型社会形成推進基本計画策定（国）
令和元年（2019年）8月	第9期埼玉県分別収集促進計画（埼玉県）

(4) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、および再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全および公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成7年（1995年）7月1日に施行しました。

本計画の策定、改定は本条例に基づきます。

2 国、埼玉県の達成目標

(1) 国の達成目標

国は廃棄物処理基本方針および循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物の減量・資源化の目標を以下のとおり設定しています。循環型社会形成推進基本計画は廃棄物処理方針を包含する内容であり、持続可能な社会づくりに向けて、目標がより一層厳しくなっています。

図表2-4 国の減量・資源化目標等

方針・計画		廃棄物処理基本方針 (平成28(2016).1改正)	循環型社会形成推進基本計画	
			第3次 (平成25(2013).3)	第4次 (平成30(2018).6)
基準年度		平成24年(2012年)度	平成12年(2000年)度	平成12年(2000年)度
目標年度		令和2年(2020年)度	令和2年(2020年)度	令和7年(2025年)度
排出削減	排出量	12%減	25%減	850g/人・日(28%減)
	家庭系ごみ量	500g/人・日	25%減	440g/人・日(33%減)
	事業系ごみ量	—	35%減	1,100万t(39%減)
再生利用率		21→27%(6%増)	—	—
最終処分量		404万t(14%減)	450万t(63%減)	320万t(73%減)

注1. 排出量は、収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団資源回収量です。

注2. 家庭系ごみ量は、集団資源回収量や資源等を除いた排出量です。

廃棄物処理基本方針と循環型社会形成推進基本計画

「廃棄物処理基本方針」とは、廃棄物処理法に定められた基本方針です。「循環型社会形成推進基本計画」とは、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本計画です。

これまで、国は廃棄物処理法の度重なる改正および各種リサイクル法の制定等により、廃棄物・リサイクル対策を推進してきました。しかしながら、廃棄物の発生量は増大し、リサイクルの一層の推進が大きな課題となり、これらの課題への総合的な対処が求められてきました。これらの問題の解決のためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目指す必要があると考えられるようになりました。

そこで、平成12年(2000年)に「循環型社会の形成」を推進する基本的な枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。循環型社会形成推進基本計画は、持続可能な社会づくりに向けた統合的な取り組みであり、5年ごとの計画の見直しを行うものとされています。

(2) 埼玉県 of 達成目標

埼玉県では、平成28年（2016年）3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画として、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の目標の進捗状況については、平成29年（2017年）度時点で、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は基準値に対して3.7%減でほぼ計画どおりであり、年間の事業系ごみ排出量は1.7%減で計画を大きく下回り、1人1日当たりの最終処分量は24.5%減で計画を大きく上回っています。

図表2-5 埼玉県の数値目標

項 目	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年(2016年)度～令和2年(2020年)度)		
	基準値 平成25年(2013年)度	現状値 平成29年(2017年)度	目標年度 令和2年(2020年)度
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	541g/人・日 —	521g/人・日 3.7%減	503g/人・日 約7%減
年間の事業系ごみ排出量	543千 t —	534千 t 1.7%減	488千 t 約10%減
1人1日当たりの 最終処分量	49g/人・日 —	37g/人・日 24.5%減	44g/人・日 約10%減

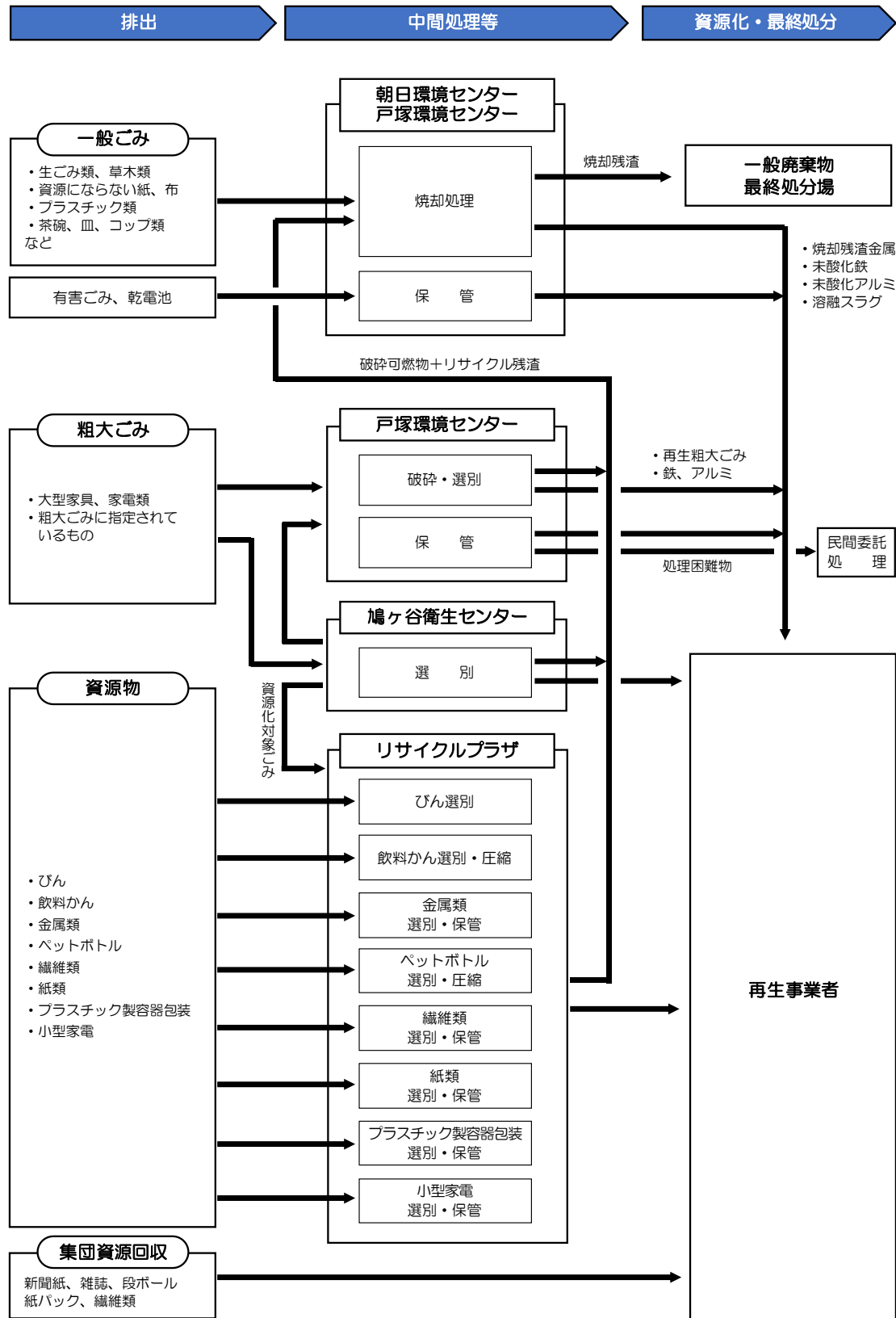
注. 「家庭系ごみ排出量」は、生活系ごみ排出量から資源ごみ量を除いた値です。

第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを下図に示します。

図表2-6 川口市のごみ処理フロー



2 ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分を次に示します。

なお、事業系ごみの分別区分は家庭系ごみの分別区分に準じますが、排出にはすべて黄色半透明袋を使用することとしています。

図表2-7 家庭系ごみの分別区分および排出方法

分別区分		内 容	排出方法	
一	般 ご み	料理くず、残飯、果物の皮、茶がら、貝がら、チリ紙、油紙、ハンドバッグ、ビデオテープ、茶わん、皿、植木鉢、コップ、靴、木製・プラスチック製のおもちゃなど ※引越しごみなどの一時多量ごみは、環境センターに自己搬入するか又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託	透明又は 白色半透明袋	
有	害 ご み	蛍光管、水銀体温計	透明袋	
乾	電 池	乾電池、コイン型電池 ※ボタン型乾電池、充電式電池は除く	専用ボックス	
粗	大 ご み	一辺が40cm を超える大きさのもの 家具類、寝具類など	単体	
資 源 物	び	飲料、酒、調味料などのガラスびん	透明袋	
	飲 料 か ん	ジュース、ビールなどの飲料かん	透明袋	
	金 属 類	・缶詰、ミルク・スプレーなどの缶 ・ねじ、やかん、なべ ・フライパン・包丁などの金属製品 ・トースター・炊飯器などの小型電気製品 ※一辺が40cm を超える大きさのものは粗大ごみ	透明袋	
	ペ ッ ト ボ ト ル	飲料・酒・調味料などのペットボトル	透明袋	
	織 維 類	衣類、毛布など	透明袋	
	紙 類	紙 パ ッ ク	飲料用の紙パック	直接ひもでしぼる
		新 聞 紙	新聞紙	直接ひもでしぼる
		雑 誌 ・ 雑 紙	雑誌・雑紙	直接ひもでしぼる
		段 ボ ー ル	段ボール	直接ひもでしぼる
		紙 製 容 器 包 装	紙マークが付いているもの	直接ひもでしぼる
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	プラマークが付いているもの ※プラマークが付いていなければ、プラスチック製の ものであっても一般ごみ	透明袋		

3 ごみ排出量

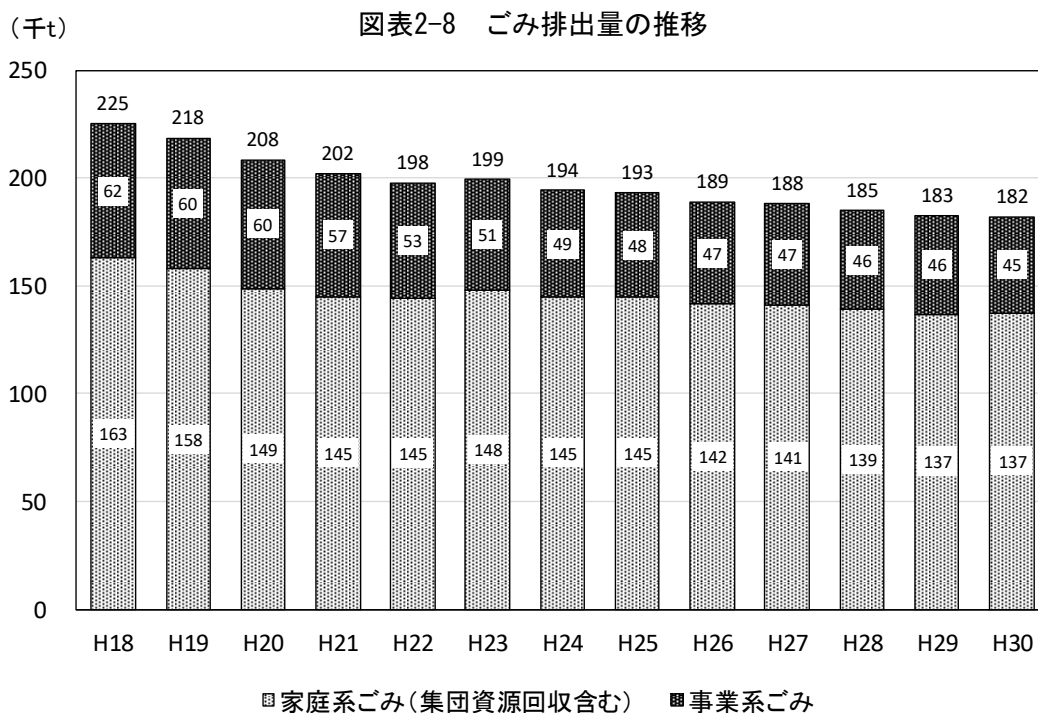
(1) ごみ排出量の実績

本市の平成30年（2018年）度の排出量は、下図に示すように、家庭系ごみが137千トン、事業系ごみが45千トンで、合計182千トンとなっています。

排出量（旧鳩ヶ谷市を含む）は、平成18年（2006年）度の225千トンをピークに徐々に減少し、平成30年（2018年）度には182千トンになり、12年間で約19%減少しています。

家庭系ごみ量は平成18年（2006年）度の163千トンにピークを減少傾向を示し、平成23年（2011年）度に一時的に増加しましたが、その後は順調に減少を続け、平成30年（2018年）度には137千トン（約16%減）となっています。

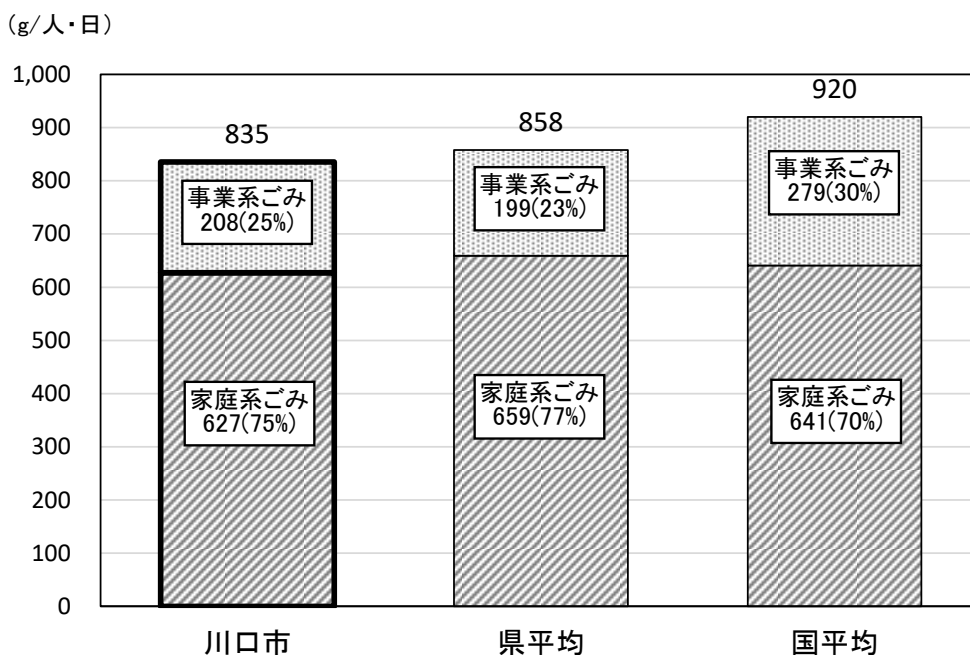
事業系ごみ量は平成18年（2006年）度の62千トンにピークを減少し、平成30年（2018年）度には45千トン（約27%減）となっていますが、近年は減少傾向が低下し、横ばいに近くなっています。



注. 平成23年（2011年）度までは旧鳩ヶ谷市を含みます。家庭系ごみには集团資源回収を含みます。

平成29年（2017年）度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比および1人1日あたりのごみ排出量を次ページに示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国平均と比較して事業系ごみが5ポイント低く、埼玉県平均と比較して事業系ごみが2ポイント高い値となっています。1人1日あたりのごみ排出量については、家庭系ごみは国および埼玉県平均よりも低い値となっており、事業系ごみは埼玉県平均より高く、国平均より低い値となっています。

図表2-9 家庭系ごみと事業系ごみ（平成29年（2017年）度）

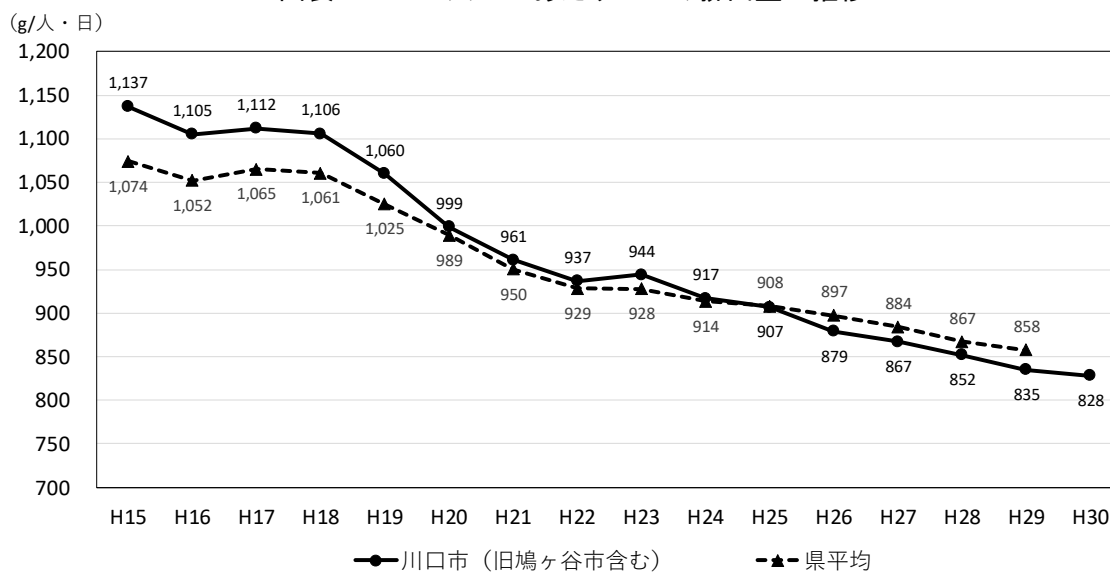


出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) 1人1日あたりのごみ排出量⁵

1人1日あたりのごみ排出量を下図に示します。平成19年（2007年）度までは埼玉県県の平均を上回っていましたが、その後は埼玉県の平均と同等の水準で減少を続け、平成29年（2017年）度には835g/人・日となり、埼玉県の平均を下回る水準となっています。

図表2-10 1人1日あたりのごみ排出量の推移

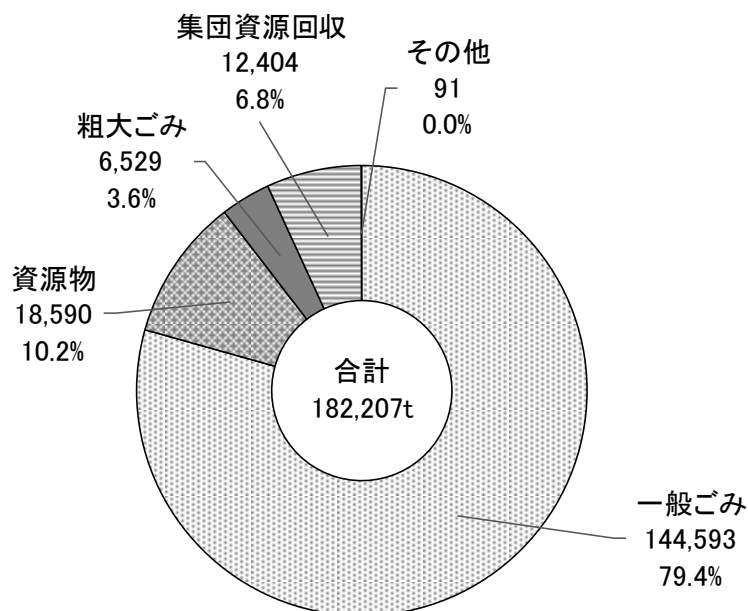


注1. 人口は各年度とも10月1日の値、ただし平成23年（2011年）度のみ合併の関係で11月1日を用いました。
 注2. 埼玉県の値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」より。いずれも集団資源回収を含みます。

⁵ 1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日) = 集団資源回収量を含むごみ排出量(t) ÷ 各年度10月1日現在の人口 ÷ 年度日数 (うるう年考慮) × 1,000,000

本市の平成30年(2018年)度の種類別ごみ排出量は、一般ごみが最も多く144,593トン(79.4%)、次いで資源物18,590トン(10.2%)、集団資源回収12,404トン(6.8%)、粗大ごみが6,529トン(3.6%)となっています。

図表2-11 ごみ排出量の種類別内訳(平成30年(2018年)度)



(3) 1事業所あたりのごみ排出量

平成28年(2016年)度の1事業所あたりのごみ排出量を下表に示します。本市は、1事業所あたり2,209kg/年ですが、埼玉県平均2,228kg/年、国平均2,432kg/年となっており、埼玉県平均より0.9%、国平均より9.2%低い値となっています。ただし、従業員1人1日あたりの排出量で見ると、埼玉県平均より23.2%、国平均より12.1%高くなっています。

図表2-12 1事業所あたりのごみ排出量(平成28年(2016年)度)

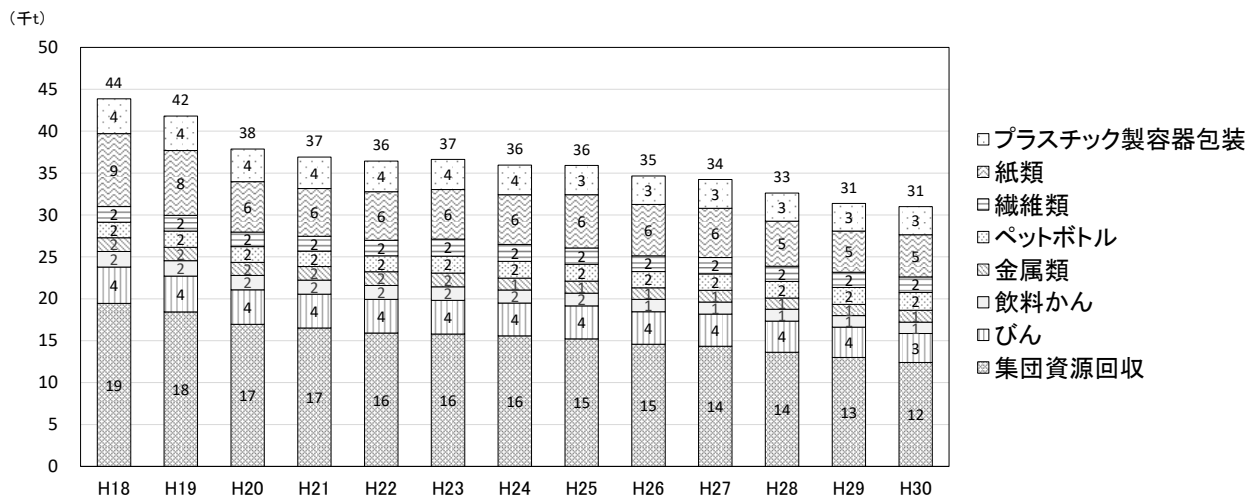
項目	単位	川口市	県平均	国平均
事業所数	事業所	20,853	240,542	5,340,783
従業員数	人	179,695	2,575,544	56,872,826
事業系ごみ排出量	t/年	46,056	535,951	12,988,057
1事業所あたり排出量	kg/事業所・年	2,209	2,228	2,432
従業員1人1日あたり排出量	g/人・日	702	570	626

出典：事業所数、従業員数は平成28年(2016年)経済センサス、ごみ量は一般廃棄物処理実態調査(環境省)

(4) 資源物排出量

資源物の排出量（集団資源回収を含む。）は平成23年（2011年）度の旧鳩ヶ谷市との合併後はやや増加しましたが、平成25年（2013年）度からは徐々に減少し、平成30年（2018年）度は約31千トンとなっています。

図表2-13 資源物排出量の推移



排出量に占める資源物比率の推移を下表に示します。家庭系については、平成18年（2006年）度の26.9%をピークに減少を続け、平成30年（2018年）度は22.5%となっており、この12年間で4.4%減少しています。

図表2-14 資源物比率の推移

		(単位:t)												
分類		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系排出量	総排出量	163,158	158,060	148,910	145,083	144,590	148,167	145,043	144,790	141,686	141,146	139,006	137,070	137,421
	資源物量	43,820	41,769	37,799	36,852	36,360	36,551	35,877	35,831	34,599	34,206	32,579	31,365	30,973
	資源物率	26.9%	26.4%	25.4%	25.4%	25.1%	24.7%	24.7%	24.7%	24.4%	24.2%	23.4%	22.9%	22.5%
事業系排出量	総排出量	62,186	60,426	59,517	57,053	53,429	51,281	49,293	48,317	47,130	46,877	46,056	45,515	44,783
	資源物量	36	35	62	65	66	75	80	74	60	35	29	22	21
	資源物率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%

注1. 平成22年（2010年）度までは旧鳩ヶ谷市を含みます。

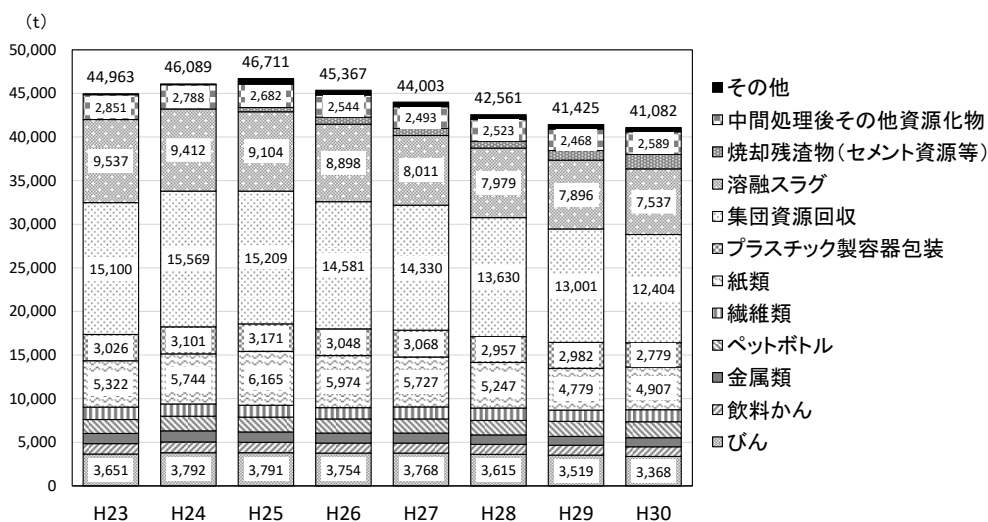
注2. 家庭系の資源物量には集団資源回収量を含みます。

4 再資源化の実績

(1) 資源化物量の推移

中間処理後の資源化も含めた、最終的な資源化量の推移は下図のとおりです。資源化量は平成25年（2013年）度をピークに減少し、平成30年（2018年）度は約41千トンであり、平成25年（2013年）度から5年間で約12%減少しました。その内訳は、集団資源回収が約12千トン、熔融スラグが約8千トン、紙類が約5千トンであり、いずれも平成25年（2013年）度に対して17%～20%減となっています。

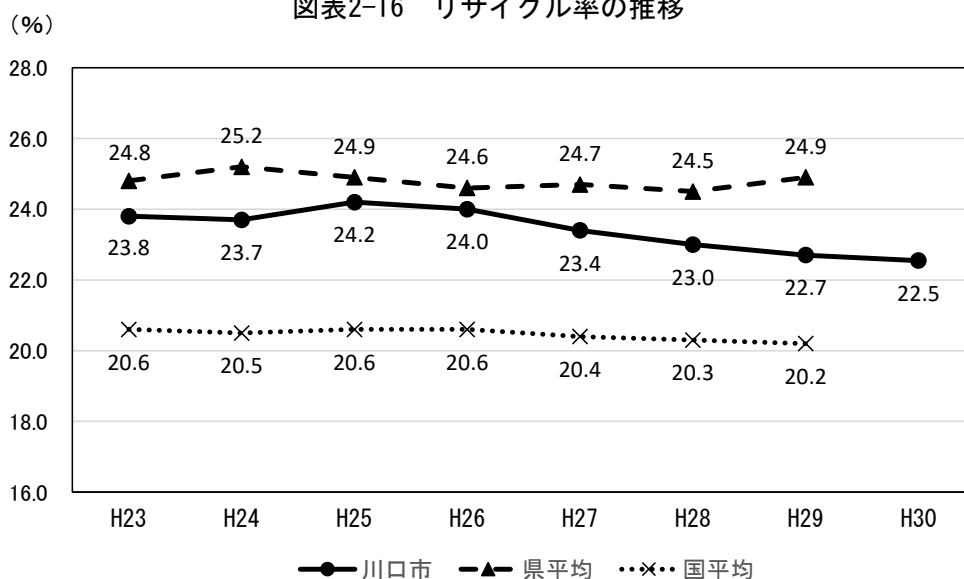
図表2-15 資源化物量の推移



(2) リサイクル率の推移

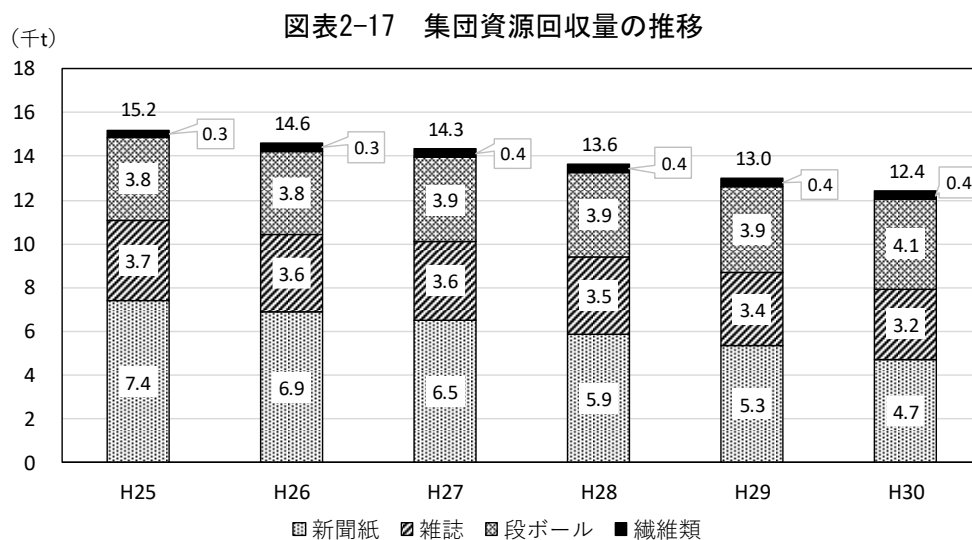
本市の平成29年（2017年）度のリサイクル率22.7%は、国平均を2.5ポイント上回っていますが、埼玉県平均を2.2ポイント下回っています。

図表2-16 リサイクル率の推移



(3) 集団資源回収の推移

集団資源回収の推移を下図に示します。平成30年（2018年）度は新聞紙が4.7千トン、雑誌が3.2千トン、段ボールが4.1千トン、合計12.4千トンです。特に新聞紙の減少が著しく、平成25年（2013年）度対比で約36%減少しています。



図表2-18 集団資源回収の団体数と助成金の推移

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録団体数	375	390	402	413	422	427
実施回数	9,750	10,461	10,758	11,387	11,670	11,616
回収重量(t)	15,209	14,581	14,330	13,630	13,001	12,404
助成金(千円)	152,086	145,814	143,295	136,302	130,013	124,038

集団資源回収とは

集団資源回収とは、新聞紙、雑誌、段ボールや繊維類など資源として活かせるものを町会や自治会、PTAなどの営利を目的としない住民団体が地域のみなさんと話し合い、回収日時や回収場所などを決めて資源を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう回収活動のことです。

対象団体：市内の町会や自治会、PTAなどの営利を目的としない住民団体（会則、規約等を有するもの）

対象品目：古紙類（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール）および繊維類

助成金単価：対象品目の回収量1kgにつき10円

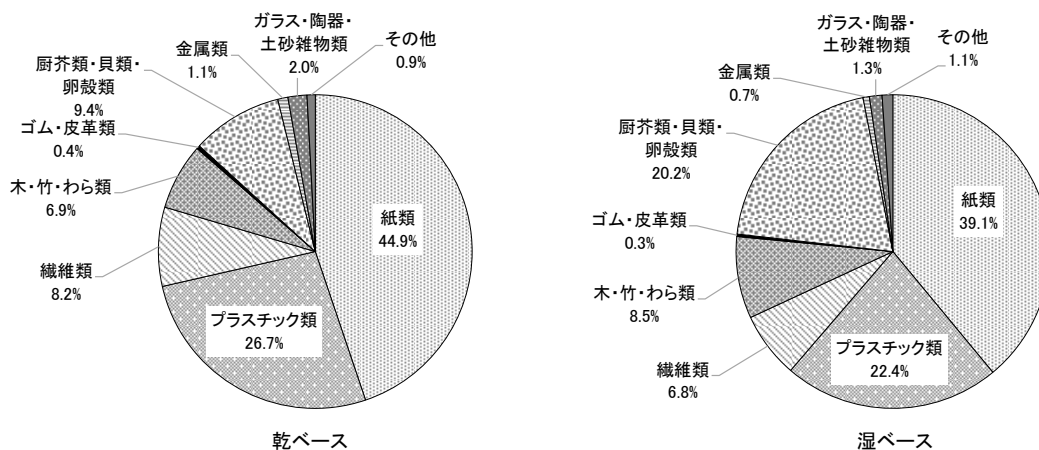
集団資源回収を広めていくことは、資源を大切にすることを育て、地域コミュニティの醸成を進めていくだけでなく、ごみの減量にもつながり、限り有る資源を有効に利用することにもなります。

5 ごみ質の分析結果

(1) 焼却対象ごみの種類組成

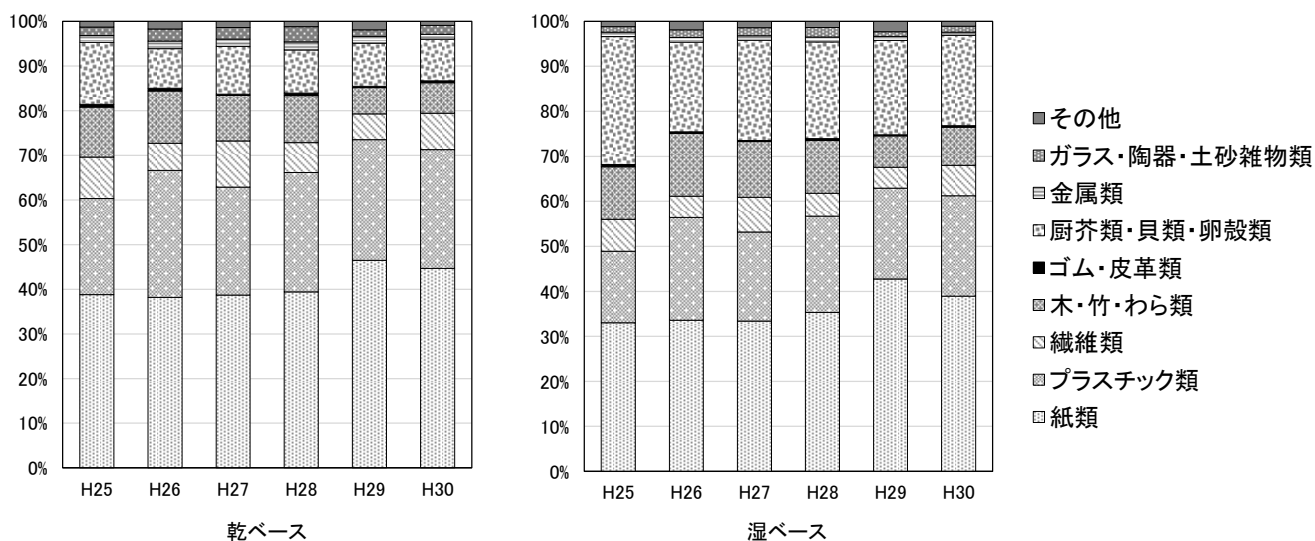
焼却対象ごみの種類組成について、戸塚環境センターと朝日環境センターの平均値を下図に示します。乾ベースでは、紙類が44.9%を占め、次にプラスチック類が26.7%、厨芥類・貝類・卵殻類が9.4%と続いています。湿ベースでは、紙類が39.1%を占め、次にプラスチック類が22.4%、厨芥類・貝類・卵殻類が20.2%と続いています。

図表2-19 焼却対象ごみの種類組成（平成30年（2018年）度、2センター平均）



焼却対象ごみの種類組成について、戸塚環境センターと朝日環境センターの平均値の推移を下図に示します。乾ベース、湿ベースいずれの場合も、紙類の増加が顕著ですが、平成30年（2018年）度には前年に比べて減少しています。

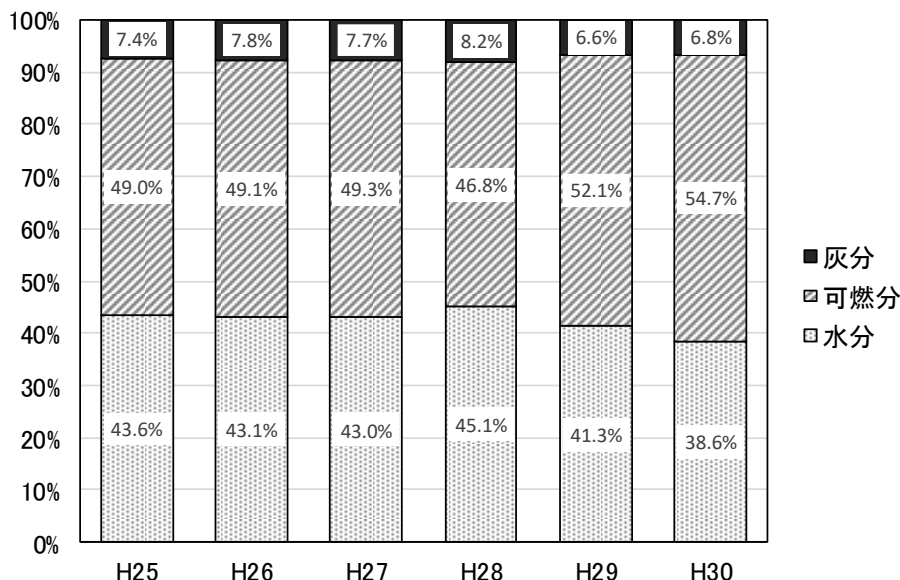
図表2-20 焼却対象ごみの種類組成の推移（2センター平均）



(2) 焼却対象ごみの3成分値(重量比)

焼却対象ごみの3成分値(重量比)について、戸塚環境センターと朝日環境センターの平均値の推移を下図に示します。平成30年(2018年)度は水分が38.6%、可燃分が54.7%、灰分が6.8%となっており、水分が減少傾向にあり、可燃分が増加傾向にあります。

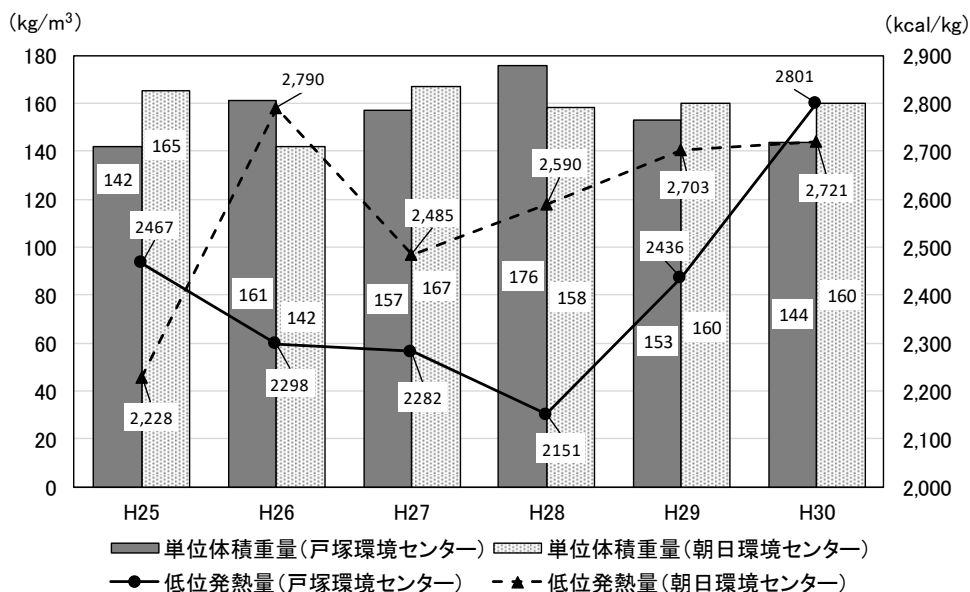
図表2-21 焼却対象ごみの3成分値(重量比)の推移(2センター平均)



(3) 焼却対象ごみの単位体積重量⁶と低位発熱量⁷

焼却対象ごみの単位体積重量と低位発熱量について、戸塚環境センターと朝日環境センターの推移を下図に示します。高質ごみの設計条件は戸塚環境センターが2,600 kcal/kg、朝日環境センターが3,098 kcal/kgであり、戸塚環境センターの平成30年(2018年)度実績2,801 kcal/kgは設計条件を超えた値となっています。

図表2-22 焼却対象ごみの単位体積重量と低位発熱量の推移



⁶単位体積重量：焼却するごみの単位体積あたりの重量を示すものです。

⁷低位発熱量：焼却するごみの燃焼によって発生した熱量を示すものです。

6 アンケート調査の概要

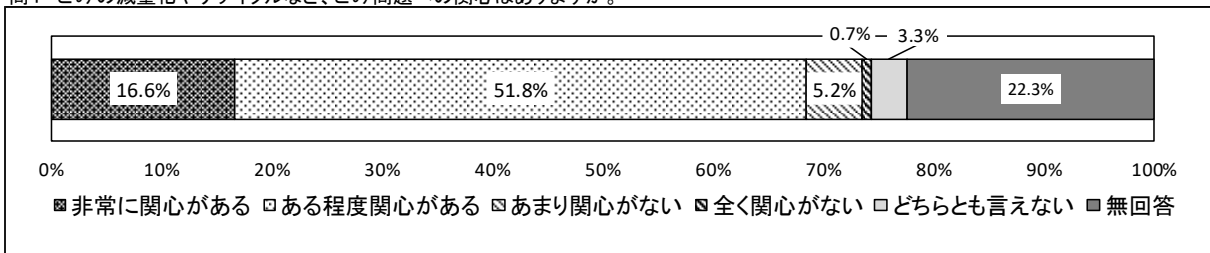
(1) 市民アンケート調査

市民に対して、日頃のごみ減量化の取り組みへの参加状況、ごみの減量化に関する意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査結果の概要を以下に示します。

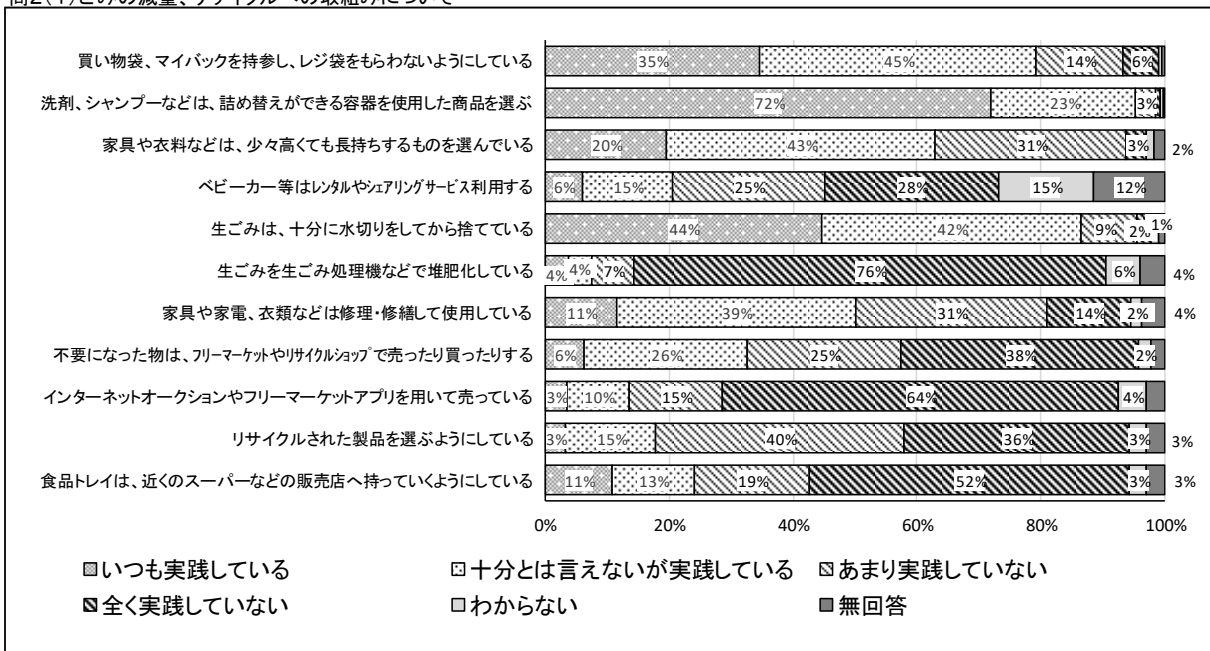
回収状況

発送 1,500票 住民基本台帳から市内在住者を、年齢と地区で無作為に1,500世帯抽出
 回収 542票 回収率 36.1%

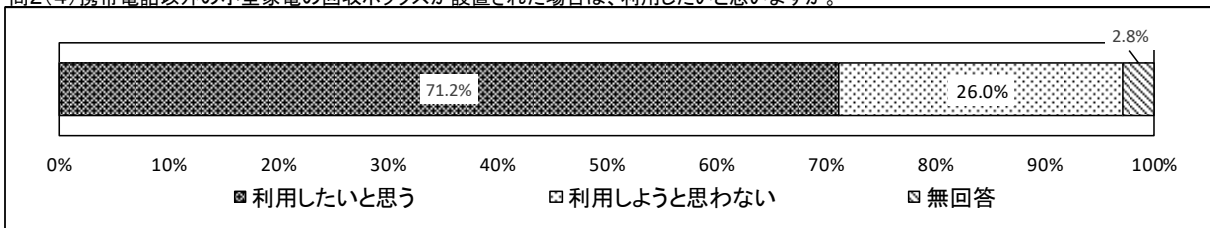
問1 ごみの減量化やリサイクルなど、ごみ問題への関心はありますか。



問2(1)ごみの減量、リサイクルへの取り組みについて

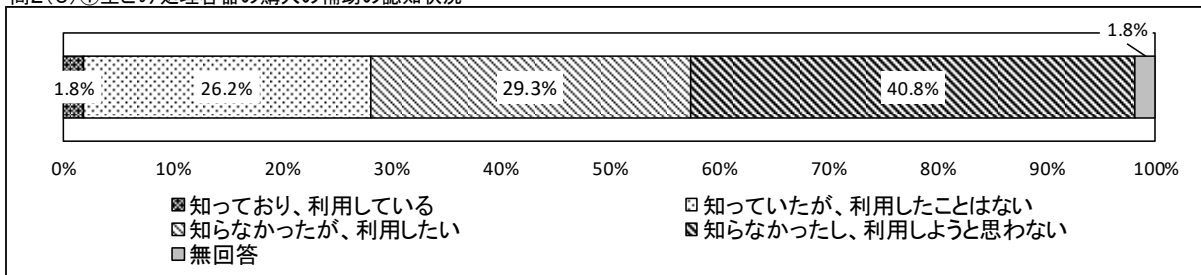


問2(4)携帯電話以外の小型家電の回収ボックスが設置された場合は、利用したいと思いますか。

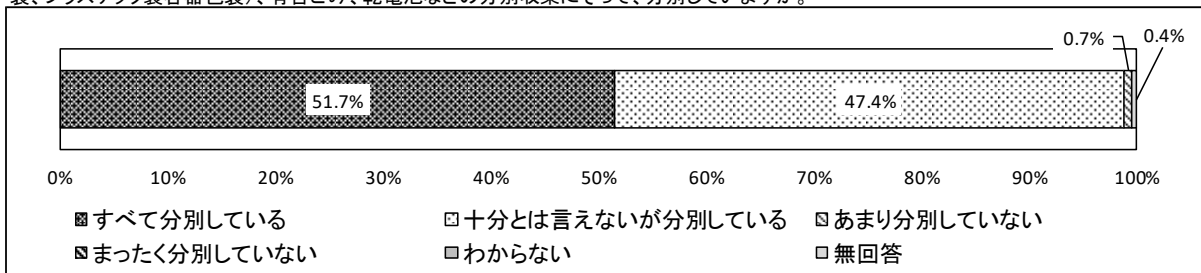


第2章 ごみ処理編

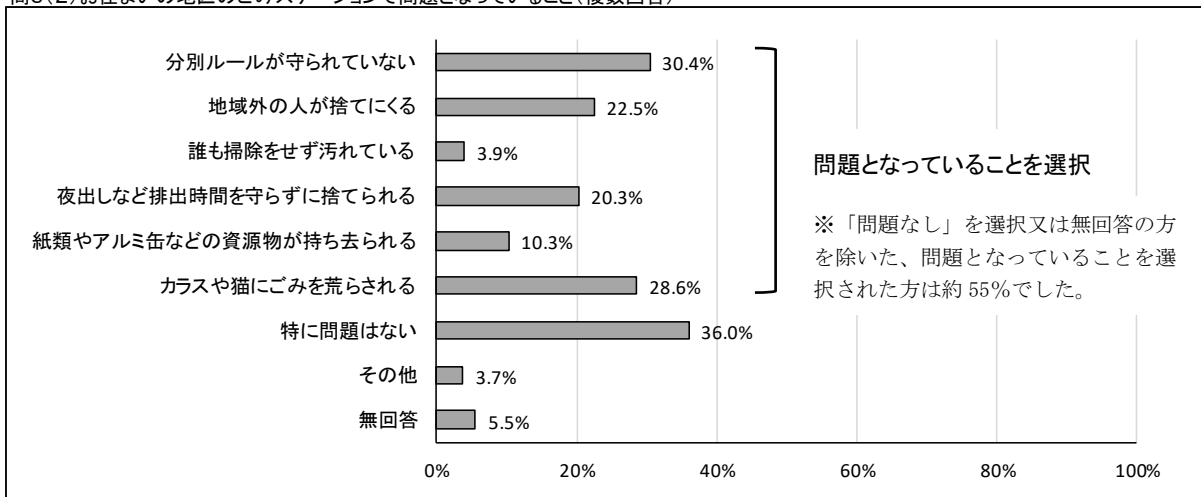
問2(5)①生ごみ処理容器の購入の補助の認知状況



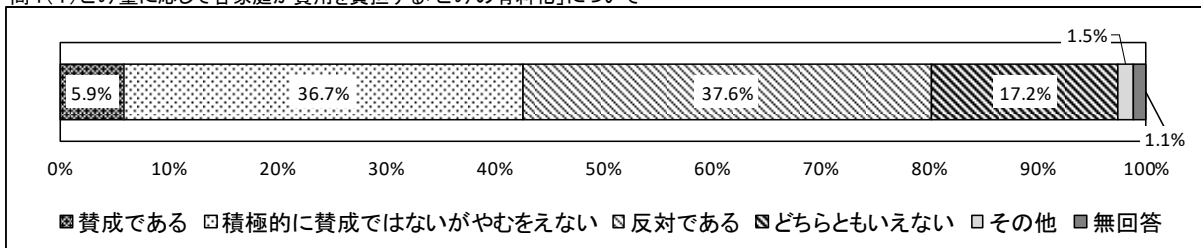
問3(1)①現在の一般ごみ、資源物(びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、繊維類、紙パック、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)、有害ごみ、乾電池などの分別収集にそって、分別していますか。



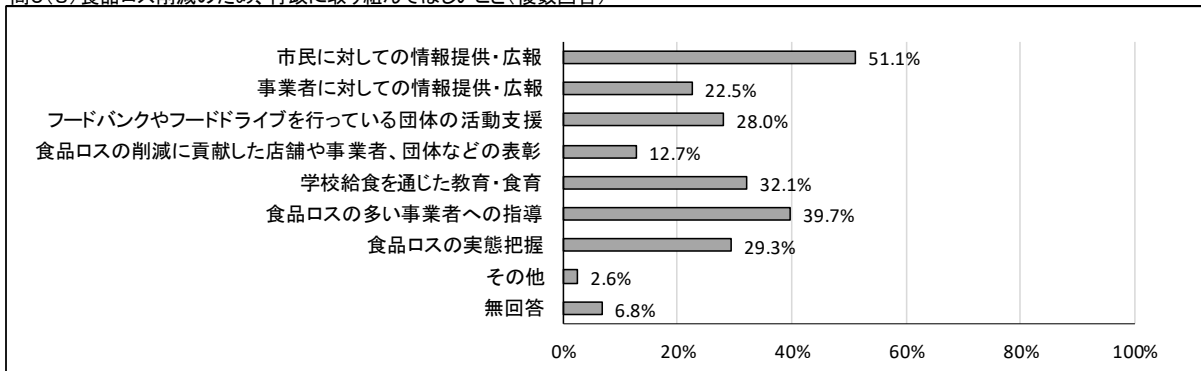
問3(2)お住まいの地区のごみステーションで問題となっていること(複数回答)



問4(1)ごみ量に応じて各家庭が費用を負担する「ごみの有料化」について



問5(8)食品ロス削減のため、行政に取り組んでほしいこと(複数回答)



(2) 事業者アンケート調査

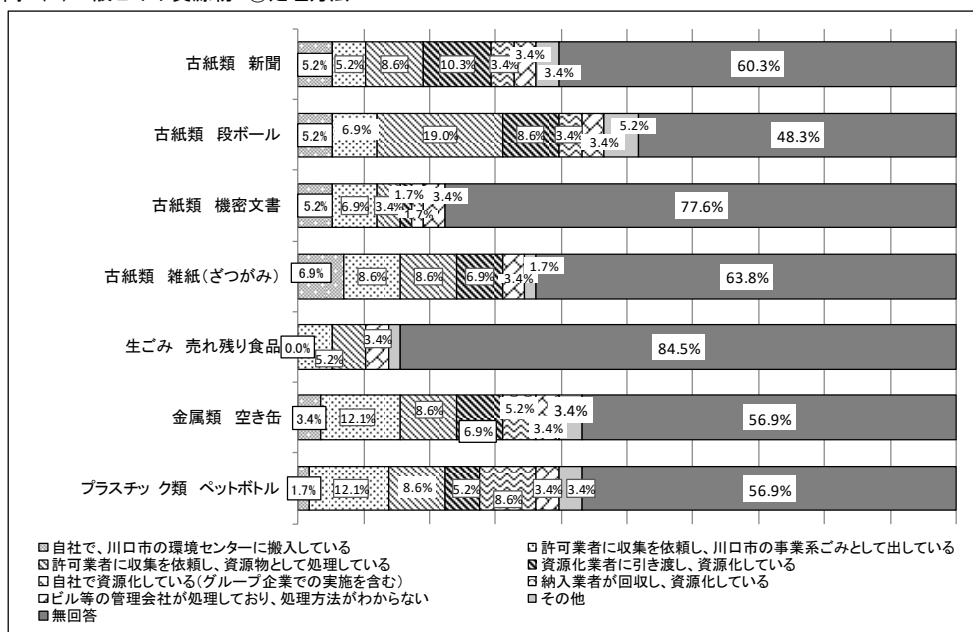
事業者に対して、ごみ処理に関する事業者の行動や認識を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査結果の概要を以下に示します。

回収状況

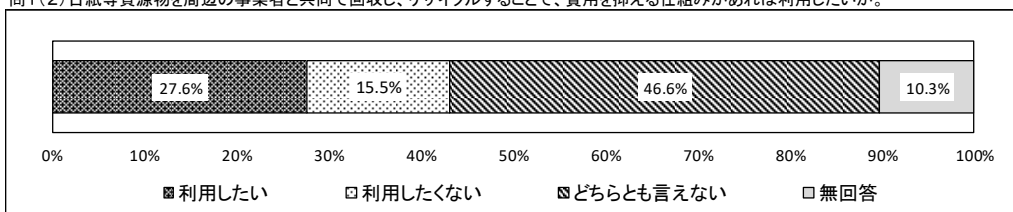
発送 300票 国税庁の法人番号公表サイトから市内事業者300事業者を無作為に抽出

回収 58票 回収率 19.3%

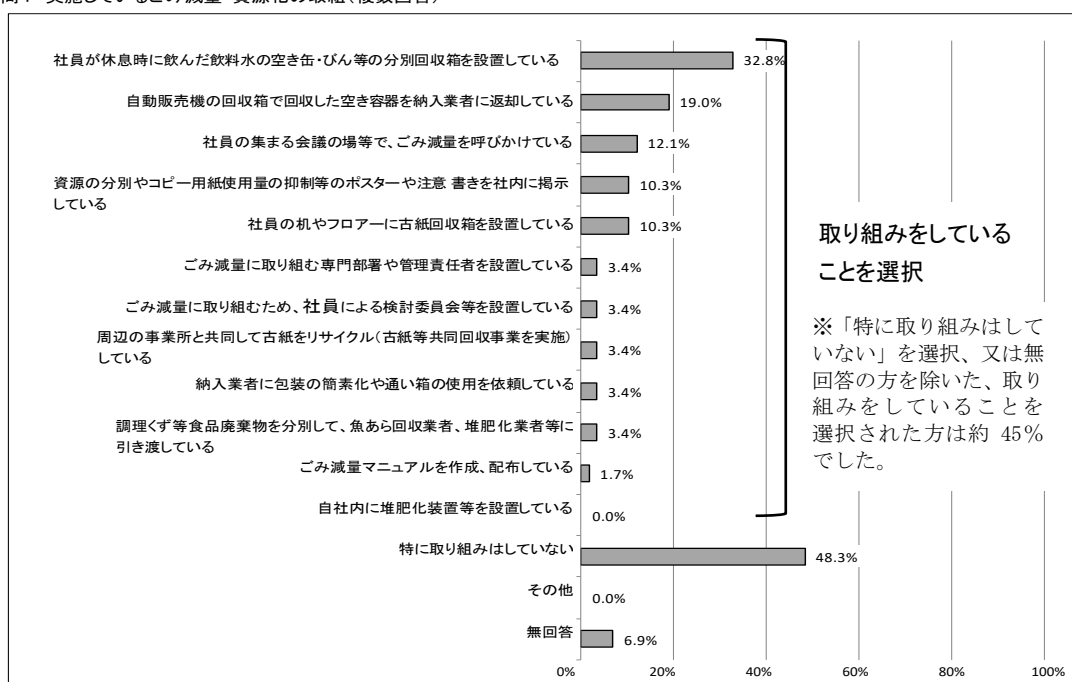
問1(1)一般ごみや資源物 ③処理方法



問1(2)古紙等資源物を周辺の事業者と共同で回収し、リサイクルすることで、費用を抑える仕組みがあれば利用したいか。



問4 実施しているごみ減量・資源化の取組(複数回答)



7 食品ロス実態調査の概要

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことを指します。農林水産省と環境省の調査によれば、平成28年（2016年）度に発生した食品廃棄物等の総重量2,759万トンのうち、643万トン（約23%）が食品ロスに相当すると推計されています。

また、令和元年（2019年）5月には「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立し、10月から施行されました。同法では、政府が食品ロス削減に関する基本方針を策定するとともに、県や市町村に具体的な食品ロス削減の取り組みの実施を求めています。

こうした背景を受け、本市における食品ロスの実態調査を実施しました。

（1）調査概要

日時：令和元年（2019年）8月

調査対象ごみ：一般ごみ

- 住居形態に着目して、新興住宅、既存市街地、集合住宅の3地区から40～150袋程度をサンプリングし、各地区100kg程度を分類しました。
- サンプリング量と分類作業量は下表のとおりです。

図表2-23 食品ロス調査サンプリング量および分類作業量

住居形態	サンプリング量 (kg)	分類作業量 (kg)
新興住宅	393.98	103.87
既存市街地	127.56	104.65
集合住宅	96.61	96.61
合計	618.15	305.13

（2）調査結果

- 厨芥類については、本市全体では約34%、集合住宅では約38%、既存市街地では約32%、新興住宅では約28%でした。
- 食品ロス（直接廃棄と食べ残しの合計）については、本市全体では約17%、集合住宅では約19%、新興住宅では約16%、既存市街地では約14%でした。
- 平成30年（2018年）度の家庭系ごみの処理実績99,893トンから推計すると、約34,000トンの厨芥類（食品廃棄物）、約17,000トンの食品ロスが発生していると見込まれます。
 (計算式) 厨芥類：99,893×0.344=34,363≒34,000
 食品ロス：99,893×0.1723=17,211≒17,000
- 市民1人1日あたりの食品ロス量に換算すると約78g/人・日でした。これは、全国平均のうち、家庭からの食品ロス量（約63g/人・日）に比べ、約25%多い結果でした。

図表2-24 川口市と全国平均の食品ロス量

	川口市 (g/人・日)	全国平均 (g/人・日)
1人1日あたりの食品ロス量	78	63

注. 全国平均は、「食品ロス削減関係参考資料（令和元年7月11日版）」に記載の全国の家からの食品ロス排出量291万トンより算出しました。

図表2-25 各地区と川口市全体（加重平均）の割合

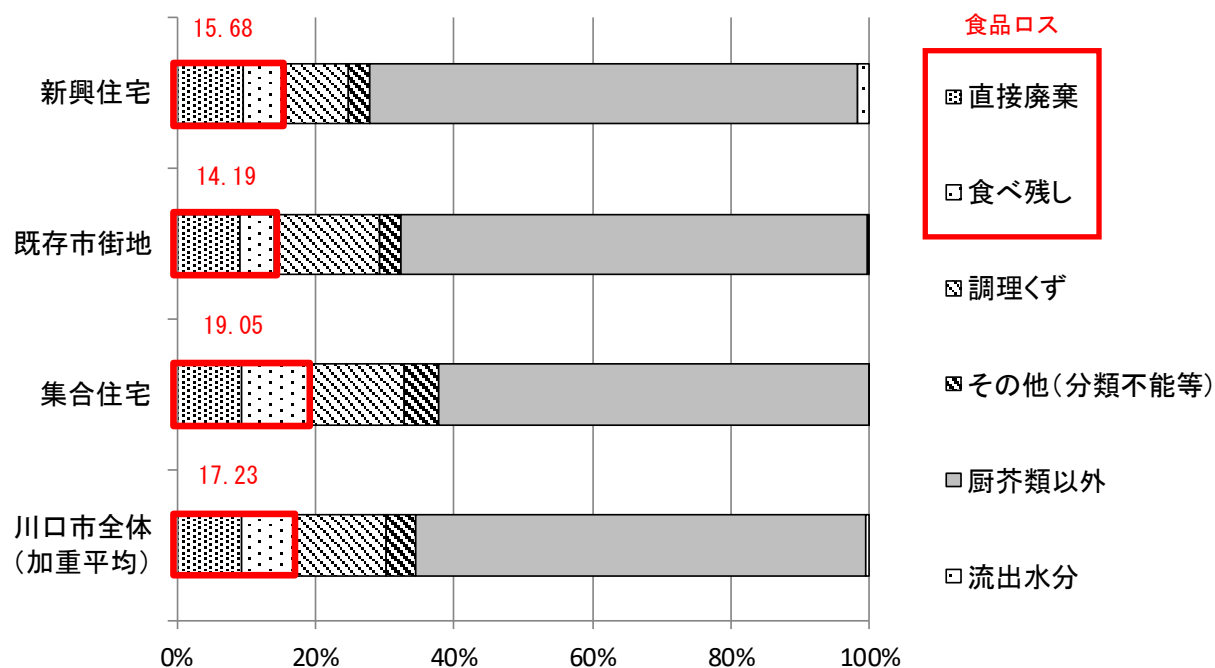
（単位：％）

		新興住宅		既存市街地		集合住宅		川口市全体（加重平均）	
		調査ごみ量に対する割合	厨芥類の合計に対する割合	調査ごみ量に対する割合	厨芥類の合計に対する割合	調査ごみ量に対する割合	厨芥類の合計に対する割合	調査ごみ量に対する割合	厨芥類の合計に対する割合
厨芥類	調理くず	9.17	33.00	14.99	46.46	13.74	36.29	13.01	37.81
	直接廃棄（100%残存）	6.71	24.13	6.30	19.51	4.33	11.43	5.29	16.02
	直接廃棄（50%残存以上）	2.35	8.45	2.32	7.20	3.89	10.28	3.20	9.20
	直接廃棄（50%残存未満）	0.64	2.29	0.43	1.33	1.20	3.17	0.91	2.57
	食べ残し	5.99	21.54	5.14	15.93	9.63	25.43	7.84	22.47
	その他（分類不能等）	2.95	10.60	3.09	9.56	5.07	13.4	4.17	11.28
食品ロス合計（直接廃棄＋食べ残し）		15.68	56.41	14.19	43.97	19.05	50.31	17.23	50.26
厨芥類値合計		27.80	100.00	32.27	100.00	37.85	100.00	34.40	100.00
厨芥類以外		70.62	—	67.49	—	62.01	—	65.12	—
全調査項目合計		98.42	—	99.76	—	99.87	—	99.53	—
流出水分		1.58	—	0.24	—	0.13	—	0.47	—
調査ごみ量		100.00	—	100.00	—	100.00	—	100.00	—

注1. 端数処理の関係で内数と合計が一致しない場合があります。

注2. 加重平均は、集合住宅の割合を0.5586（平成27年（2015年）度国勢調査「住居の建て方」より算出）、残りの0.4414を新興住宅と既存市街地で等分して算出しました。

図表2-26 住居形態別および川口市全体の組成



※家庭における食品ロスの定義（農林水産省「食品ロス統計調査（世帯調査・外食産業調査）の概要」より）
 直接廃棄：家庭における食事において、賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したものをいいます。
 食べ残し：家庭における食事において、料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したものをいいます。
 過剰除去：家庭における食事において、調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分をいいます。（今回の調査では、把握が困難なため対象外としています。）

図表2-27 食品ロス調査



サンプリングしたごみ



分類前の計量



分類作業



食べ残し



調理くず



直接廃棄 (新興住宅)



直接廃棄 (既存市街地)



直接廃棄 (集合住宅)

8 収集運搬の概要

(1) 収集運搬の状況

本市の家庭系ごみの収集運搬の状況を下表に示します。なお、事業系ごみについては、排出事業者処理責任に基づき、市による収集は一切行っておりません。一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼するか、本市処理施設へ自己搬入することとしています。

図表2-28 収集回数と排出場所

分別品目		収集回数	排出場所	
一	般 ご み	週 2 回	一般ごみステーション	
有	害 ご み			
乾	電 池	施設の開館時随時	市役所・支所・公民館等	
粗	大 ご み	随時	各戸収集	
資 源 物	び ん	月 2 回	資源物ステーション	
	飲 料 か ん			
	金 属 類			
	ペ ッ ト ボ ト ル			
	織 維 類			
	紙 類			紙 パ ッ ク
				新 聞 紙
				雑 誌 ・ 雑 紙
				段 ボ ー ル
				紙 製 容 器 包 装
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	週 1 回 (毎週水曜日)	一般ごみステーション	

(2) 収集運搬車両

本市の収集運搬で使用している車両等の状況を下表に示します。

図表2-29 収集車両台数および人員一覧（平成31年（2019年）4月1日現在）

種 類	使用車両台数（台） ^{注1}			人員（人）			
	直 営	委 託	合 計	直 営	委 託	合 計	
一 般 ご み	32	86	118	76	138	214	
粗 大 ご み	0	11	11	0	16	16	
資 源 物	びん・飲料かん・ペット ボトル・繊維類	21	20	41	35	36	71
	金 属 類	0	9	9	0	14	14
	紙 類	0	18	18	0	32	32
	プラスチック製容器包装	32	70	102	76	116	192
有害ごみ（蛍光管・水銀体温計）	32	86	118	76	138	214	
ふれあい収集・乾電池	5	0	5	8	0	8	
側 溝 ご み	32	0	32	76	0	76	
小 動 物 死 体	0	4	4	0	4	4	

注1. 種類ごとの収集に使用する台数のことで、重複があるため実際に保有している収集車両の台数とは異なります。

(3) 収集運搬量

本市の収集運搬量の推移を下表に示します。日平均収集運搬量は、平成25年（2013年）度から平成30年（2018年）度に4.4%減少しています。

図表2-30 収集運搬量の推移

項目・単位	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	収集・運搬合計	t/年	165,650	162,978	162,306	159,936	158,369
	t/日	454	447	443	438	434	433
家庭系ごみ	t/年	123,407	121,019	120,309	118,518	117,351	117,705
一般ごみ	t/年	100,302	98,843	98,258	97,365	96,729	96,702
粗大ごみ	t/年	2,540	2,268	2,257	2,287	2,346	2,530
資源物	t/年	20,472	19,848	19,705	18,786	18,204	18,385
乾電池	t/年	86	51	77	69	61	76
有害ごみ（蛍光管）	t/年	7	9	12	11	11	12
事業系ごみ	t/年	42,243	41,959	41,997	41,418	41,018	40,516
一般ごみ	t/年	42,184	41,921	41,976	41,396	40,993	40,487
粗大ごみ	t/年	13	3	12	17	19	26
資源物	t/年	46	35	9	5	6	3

9 中間処理の概要

(1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を下表に示します。

図表2-31 中間処理の状況

分別品目		中間処理の概要	
一	般ごみ	戸塚環境センター、朝日環境センターで焼却処理後、焼却主灰は朝日環境センターでガス化溶融処理して、スラグ化し再利用しています。金属、未酸化鉄、未酸化アルミは再資源化し、焼却飛灰および溶融飛灰を埋立処分しています。	
	有害ごみ	朝日環境センターおよび戸塚環境センターに保管後、再資源化しています。	
	乾電池	朝日環境センターに保管後、再資源化しています。	
	粗大ごみ	戸塚環境センターで破碎処理し、可燃残渣は焼却処理し、再生粗大ごみ、破碎前金属、破碎後金属、破碎前アルミ屑、破碎後アルミ屑を再資源化しています。不法投棄された特定家庭用機器は、保管し、再資源化しています。 鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入された粗大ごみは、破碎対象ごみ、焼却対象ごみ、破碎前金属、小型家電等に選別しています。	
資源物	びん	リサイクルプラザで選別し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	飲料かん	リサイクルプラザで選別・圧縮し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	金属類	リサイクルプラザで選別・保管し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	ペットボトル	リサイクルプラザで選別・圧縮し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	繊維類	リサイクルプラザで選別・保管し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	
	紙類	紙パック	リサイクルプラザで選別・梱包し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。
		新聞紙	
		雑誌・雑紙	
		段ボール	
		紙製容器包装	
	プラスチック製容器包装	リサイクルプラザで選別・圧縮し、再資源化しています。 可燃残渣は焼却処理しています。	

(2) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を下表に示します。

ア 焼却処理施設

図表2-32 焼却処理施設の概要

名 称	朝日環境センター	戸塚環境センター西棟 ^{注1}
所在地	川口市朝日4丁目21番33号	川口市大字藤兵衛新田290番地
敷地面積	31,025.27 m ² (リサイクルプラザ棟含む)	51,865.8 m ²
竣工	平成14年(2002年)11月	3号炉:平成6年(1994年)3月 4号炉:平成2年(1990年)1月
焼却能力	420t/日(140t/24h×3炉)	3号炉:150t/24h 4号炉:150t/24h
処理方式	流動床式ガス化熔融炉	全連続燃焼式ストーカ炉
受入供給設備	ピットアンドクレーン	ピットアンドクレーン
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ
排ガス処理設備	湿式(苛性ソーダ溶液による洗浄) ・触媒脱硝	半乾式(消石灰スラリー噴霧)
集塵装置	バグフィルタ	バグフィルタ
排水処理設備	凝集沈殿および生物処理	凝集沈殿および生物処理 (回転円板法)
余熱利用設備	発電:12,000kW 場内:給湯 場外:リサイクルプラザ棟給湯	発電:2,200kW×2基 場内:給湯・暖房 場外:厚生会館給湯

注1. 戸塚環境センター西棟3・4号炉は平成22年12月から平成25年2月まで大規模改修工事を実施しました。

イ 資源化施設

図表2-33 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
所在地	川口市朝日4丁目21番33号
敷地面積	31,025.27 m ² (朝日環境センターに併設)
竣工	平成14年(2002年)11月
処理能力	びん類処理ライン:35t/5h かん類処理ライン:31t/5h ペットボトル処理ライン:9t/5h プラスチック製容器包装等処理ライン:20t/5h
啓発施設	リサイクルショップ、リサイクル工房、展示ホール、実習室、 図書・ビデオライブラリー、研修室
その他の設備	余熱利用施設(プール、浴室)、新エネルギー設備、喫茶・軽食コーナー

ウ 粗大ごみ処理施設

図表2-34 粗大ごみ処理施設の概要

名 称	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設
所在地	川口市大字藤兵衛新田290番地
敷地面積	51,865.8 m ² (戸塚環境センターに併設)
竣工	昭和50年(1975年)2月
処理能力	75t/5h
受入供給設備	ピットアンドクレーン
選別設備	ドラム回転式磁選機1基、アルミ選別機1基
搬出設備	振動コンベヤ1基、可燃物コンベヤトラフ型4基、磁性物コンベヤトラフ型2基、アルミ搬出コンベヤトラフ2基
貯留設備	自立トラック直積式(容量15m ³)1基

図表2-35 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の概要

名 称	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場
所在地	川口市八幡木3丁目18番地の11
敷地面積	2,681.42 m ²
竣工	平成30年(2018年)3月

エ ストックヤード

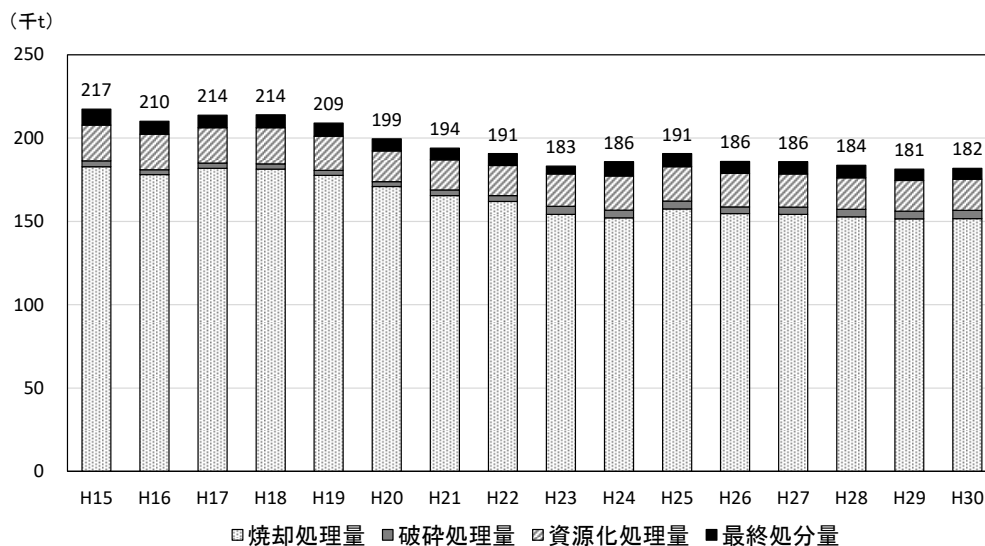
図表2-36 ストックヤードの概要

名 称	南ストックヤード	鳩ヶ谷ストックヤード
所在地	川口市朝日5丁目4番1号	川口市八幡木3丁目18番地の11
敷地面積	7,118 m ²	—
建築面積	A棟: 2,087.5 m ² B棟: 1,019.1 m ²	384.85 m ²
保管物	金属類、段ボール	段ボール、再生粗大ごみ

(3) 中間処理量

本市のごみ処理・処分量の推移を下図に示します。平成25年（2013年）度の190,670トンから平成30年（2018年）度の181,797トンへ、5年間で4.7%減少しています。

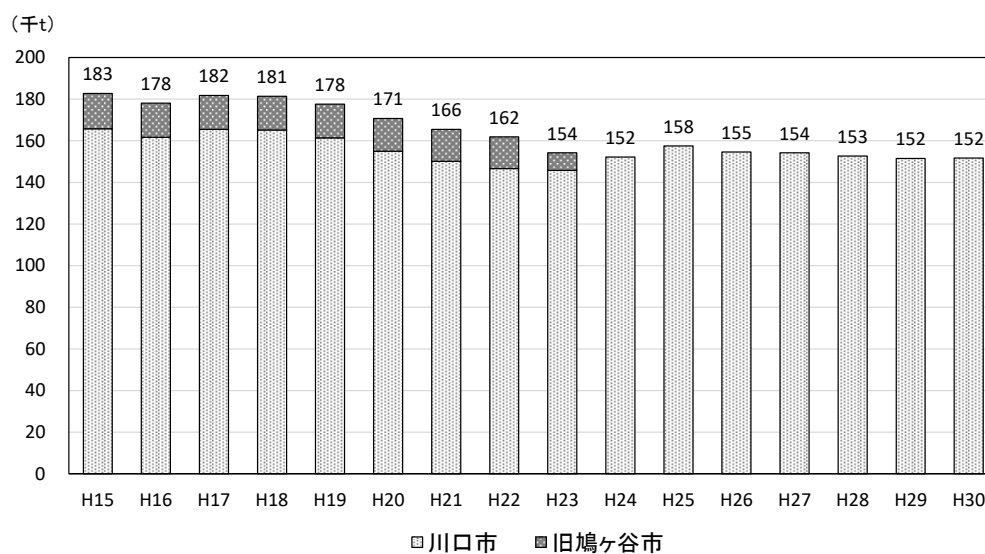
図表2-37 ごみ処理・処分量の推移



ア 焼却処理量

焼却処理量の推移を下図に示します。焼却処理量は、減少を続けてきましたが、近年はほぼ横ばいの状況です。なお、平成23年（2011年）度、平成24年（2012年）度は、戸塚環境センターの大規模改修に伴い、他市等へ焼却を委託したため、焼却処理量が少なくなっています。

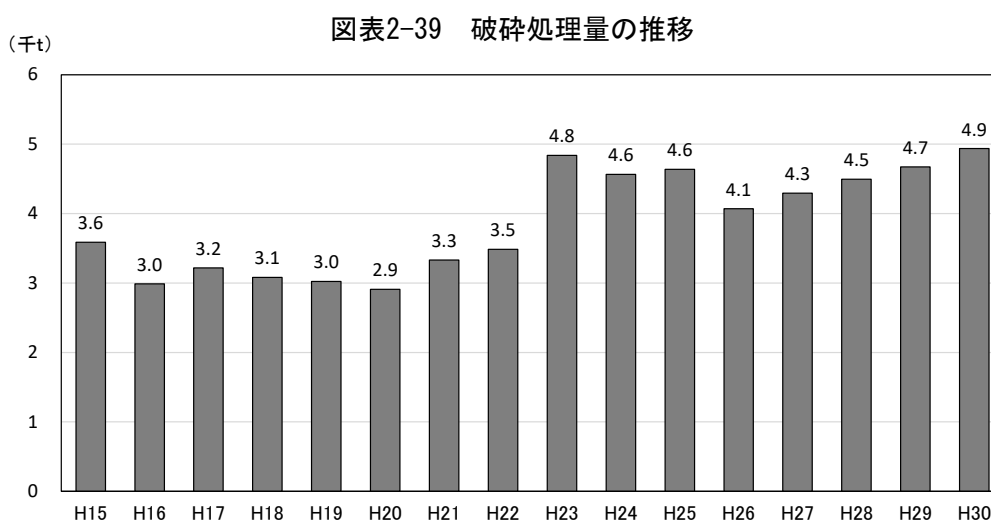
図表2-38 焼却処理量の推移



イ 破碎処理量

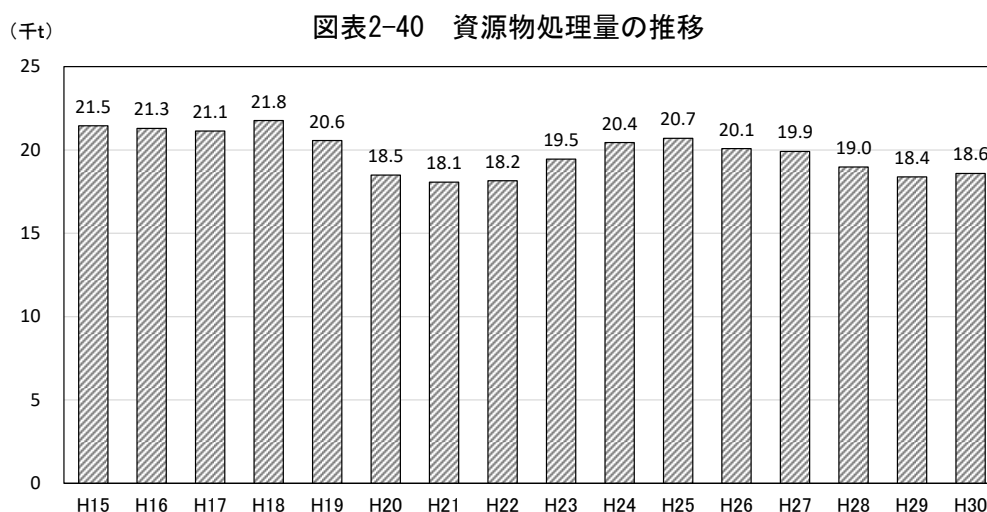
破碎処理量の推移を下図に示します。破碎処理量は、近年、増加傾向を示しています。平成23年（2011年）度の増加については、東日本大震災の影響や、地デジの完全移行による周辺家具の買い替えが進んだことなどが原因であると推測されますが、その他、安価な家具の普及や身の回りの物を減らした暮らしの浸透など、様々な要因が影響していると考えられます。平成26年（2014年）度に、市の施設で処理できない廃棄物の処分手数料を新設したことなどにより、いったん減少しましたが、その後は毎年増加し、平成30年（2018年）度は4,937トンとなっています。

なお、破碎処理量は、本市の粗大ごみ量（破碎処理施設に搬入された量で、保管等の量を含む。）に、旧鳩ヶ谷市分別作業場で中間処理の対象となっていた直接搬入ごみ、金属類・有害ごみおよび粗大ごみの量を加え算出しました。



ウ 資源物処理量

資源物処理量の推移を下図に示します。資源物処理量は、徐々に減少を続け、平成23年（2011年）年度以降、一時増加しましたが、その後は再び減少傾向を示しています。



注. 資源物処理量は、リサイクルプラザ処理量、旧鳩ヶ谷市資源ごみ分別施設処理量、旧鳩ヶ谷市剪定枝リサイクル量、旧鳩ヶ谷市プラスチック製容器包装処理量の合計値です。

10 最終処分の概要

朝日環境センターでは、戸塚環境センターで発生する焼却主灰も併せて溶融スラグ化し、再資源化することにより、最終処分量を少なくしています。

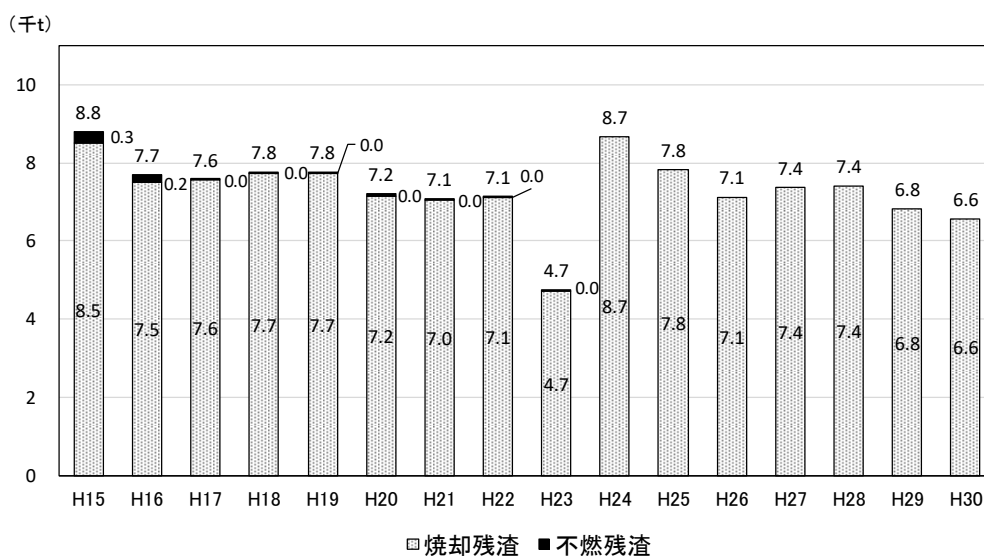
焼却飛灰および溶融飛灰（以下、「焼却飛灰等」といいます。）の処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っています。

本市の最終処分量は、平成16年（2004年）度に大幅に減少し、その後は平成19年（2007年）度をピークに減少傾向を示しています。

平成23年（2011年）度には、4.7千トンと大幅な減少となりましたが、これは、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および本市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で、受け入れが停止され、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどの特別な事情に起因するものです。

平成24年（2012年）度には平成23年（2011年）度の場内保管分を搬出したため大幅に増加しましたが、その後は一時的な増加はあるものの、減少傾向が続き、平成30年（2018年）度は6.6千トンとなっています。

図表2-41 最終処分量の推移



11 ごみ減量化・再生利用の状況

(1) 広報・啓発活動

「川口市家庭ごみの分け方・出し方」、「広報かわぐち」（レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みおよび、講演会・環境イベントなどを随時掲載）、ホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみの発生抑制・再資源化のための広報・啓発活動を行っています。

ア 環境部広報紙 PRESS530

市内のごみ問題、環境問題について知っていただき、より住み良い環境を目指すために、年3回（3月、7月、11月）環境部広報紙 PRESS530を発行しています。

イ 家庭ごみ収集日情報メール

申込者に対し、家庭ごみ収集日情報メールを携帯電話やパソコンのメールアドレスあてに配信するサービスを行っています。

ウ 家庭ごみの分け方・出し方Webアプリケーション

スマートフォンをはじめとするインターネットに接続できる携帯電話から「ごみの分け方や出し方」についての情報を手軽に知ることができるWebアプリケーションを公開しています。

(2) 環境学習の充実

ア 環境学習・学習現場等への出張講座・施設見学の実施

「総合的な学習の時間」等において、学校、町会・自治会等に対し、環境問題をテーマとする出張講座・施設見学の対応を行っています。

リサイクルプラザでは、朝日環境センターのごみ焼却施設と再資源化・啓発施設を見学しながら、一人ひとりがごみの減量化について考えていただくことを目的とした施設見学を実施しています。

イ エコクッキング教室

家計や環境にやさしいエコクッキングを家庭でも実践できるよう教室を開催しています。

ウ ごみまるまつり in TOZUKA

地域住民に施設を開放することで、廃棄物処理施設のイメージ向上を図るとともに、廃棄物問題への関心を高めるために開催しています。

エ かわぐち環境フェスタ

次世代を担う子ども達や、子育て世代をはじめ、多くの方に環境に配慮した生活への関心や理解を深めていただくとともに、環境保全活動に対する裾野を広げていくことを目的として、毎年夏にリサイクルプラザで開催しているイベントです。

令和元年（2019年）は、いま世界中で問題となっている、プラスチックごみに対する理解を深めるため、プラスチックスマートフェスタを同時開催しました。

オ リサイクルプラザ夏休み特別企画

市内小・中学校の夏休み時期に合わせ、リサイクル工作教室の開催や学習コーナー等を充実させています。夏休みの宿題等で環境問題を取りあげ、学習目的に来館する方の、ごみ・リサイクルに関する知識を深めることを目的として実施しています。

カ 3R推進月間事業

毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」（略称3R推進月間）と定め、環境省を含む3R関係8省庁や地方公共団体などにより、3R推進に対する理解と協力を

求めるための取り組みが行われています。本市においても10月に様々なイベントを実施し、3Rの普及啓発を推進しています。

キ 各種リサイクル体験教室等

リサイクルへの関心とごみ減量の啓発を目的に、子どもから大人まで幅広い層を対象とした各種リサイクル体験教室等を開催しています。

(3) ふれあい収集

高齢者や障害のある方など、家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を行っています。

(4) クリーン推進員

廃棄物処理法第5条の8の規定による「廃棄物減量等推進員制度」として、平成7年（1995年）2月より「川口市クリーン推進員制度」を導入し、地域住民代表649名（令和元年（2019年）7月1日現在）の市民を委嘱しています。

活動内容は、①分別の指導（協力要請）および啓発、②集団資源回収・美化活動等の指導（要請）および協力、③ステーション等の調査、④市への連絡および報告、⑤その他ごみ減量化および再資源化に関することとなっています。

(5) 3R推進活動等助成事業

町会および自治会が行う3R推進活動等を助成することにより市民の廃棄物問題に対する意識の向上と、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的に、平成19年（2007年）4月から実施しています。

3R推進に関する研修会等の啓発活動、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策、ステーション周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、その他、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択、合計7項目以上の3R推進活動等を各町会・自治会が自主的に実施する制度です。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会および自治会加入世帯数を乗じて得た額としていますが、近年、本市の町会・自治会加入率は低下傾向にあります。

(6) 川口市地球温暖化対策活動支援金による生ごみ処理容器の購入支援

家庭から排出される生ごみの自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動に対し、支援金を交付しています。

【容器の要件】

- ・容器の内部で生ごみを減量する機能を有するもの
- ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの

【支援金額】

1基の上限20,000円とし、購入額に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨）

(7) 集団資源回収団体助成事業

資源を大切にすることを育て、地域コミュニティの醸成をするとともに、ごみの減量と資源の有効利用することを目的とした集団資源回収を広めていくため、助成金の交付を行っています。実績などは34ページの第2節4（3）に記載のとおりです。

(8) 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置

循環型社会の構築とごみの減量に向けた取り組みの一環として、プリンターメーカーが共同で実施する使用済みインクカートリッジのリサイクル活動「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、回収箱を設置しています。

【回収箱設置場所】

市役所本庁舎ロビー、鳩ヶ谷庁舎、川口駅前行政センター、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館、戸塚環境センター、リサイクルプラザ

(9) 使用済み携帯電話の拠点回収

レアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を知っていただくとともに、更なるごみの減量を目的に、使用済み携帯電話の回収を実施しています。

【回収ボックス設置場所】

市役所本庁舎ロビー、鳩ヶ谷庁舎、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館、リサイクルプラザ

(10) レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み

レジ袋の使用量を大幅に削減するための取り組みを推進することにより、廃棄物の発生と温室効果ガスの排出の抑制に対する市民および事業者の意識の向上を図り、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資することを目的として、平成22年(2010年)6月に「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、レジ袋辞退率60%を目標とした取り組みを行っています。

**(11) エコリサイクル推進事業所**

廃棄物の減量やリサイクル、地球温暖化対策など、環境保全への取り組みを積極的に行っている事業所を、「川口市エコリサイクル推進事業所」として認定しています。

平成31年(2019年)4月1日現在、エコリサイクル推進事業所登録数は138事業所であり、その内訳はエコリサイクルショップ(店舗)33事業所、エコモーション(事務所等)105事業所となっています。

**(12) リサイクルショップ・工房**

リサイクルプラザ内にあるリサイクルショップでは、不用になったものを無償でお譲りいただき、必要とされる方に無料にて差し上げています。

また、リサイクル工房で粗大ごみから再生した家具類に最低価格を設定し、競争入札方式で販売しています。

(13) おもちゃの病院

リサイクルプラザでは毎月第2日曜日に、こわれてしまったおもちゃを専門のボランティアスタッフが修理する「おもちゃの病院」を開催しています。

(14) 朝いち親子フリーマーケットの開催

リサイクルプラザでは、毎月第4日曜日の午前中に、親子で出店のフリーマーケットを開催しています。

(15) エコライフDAY

6月の第2日曜日に、地球温暖化防止のことを考えた生活をし、その結果を記入したチェックシートを提出していただき、参加者数と二酸化炭素削減量を取りまとめ公表しています。

市内の市民団体の発案でスタートし、全国へ広まりつつあるこの事業は、市民・事業者・行政の協働により実施されています。

現在は、環境意識が高まり、エコライフを実践する人が増えてきたことから、一年間を通して自分の生活を振り返り、これから何をしていこうか考える日ともなっています。

(16) 散乱防止対策

平成12年（2000年）4月1日に「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、飲料容器等の散乱ごみの投棄防止を推進するとともに、「アダプト・プログラム」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適なまちづくりに努めています。

また、安全で快適な歩行空間および清潔な地域環境の確保を目的に、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行（平成17年（2005年）5月1日）し、市内全域に路上喫煙防止努力義務を課すとともに、路上喫煙が第三者に与える影響が多いと判断される地区を路上喫煙禁止地区に指定し、喫煙そのものを禁止しています。

(17) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄が特に著しいごみ集積所においては、委託業者による警備員の不法投棄の監視や、定められた曜日以外における特別収集を実施しています。

また、タクシー協議会や埼玉県新聞販売組合との間で協定書を締結し、不法投棄の監視体制強化に努めています。

(18) 環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用

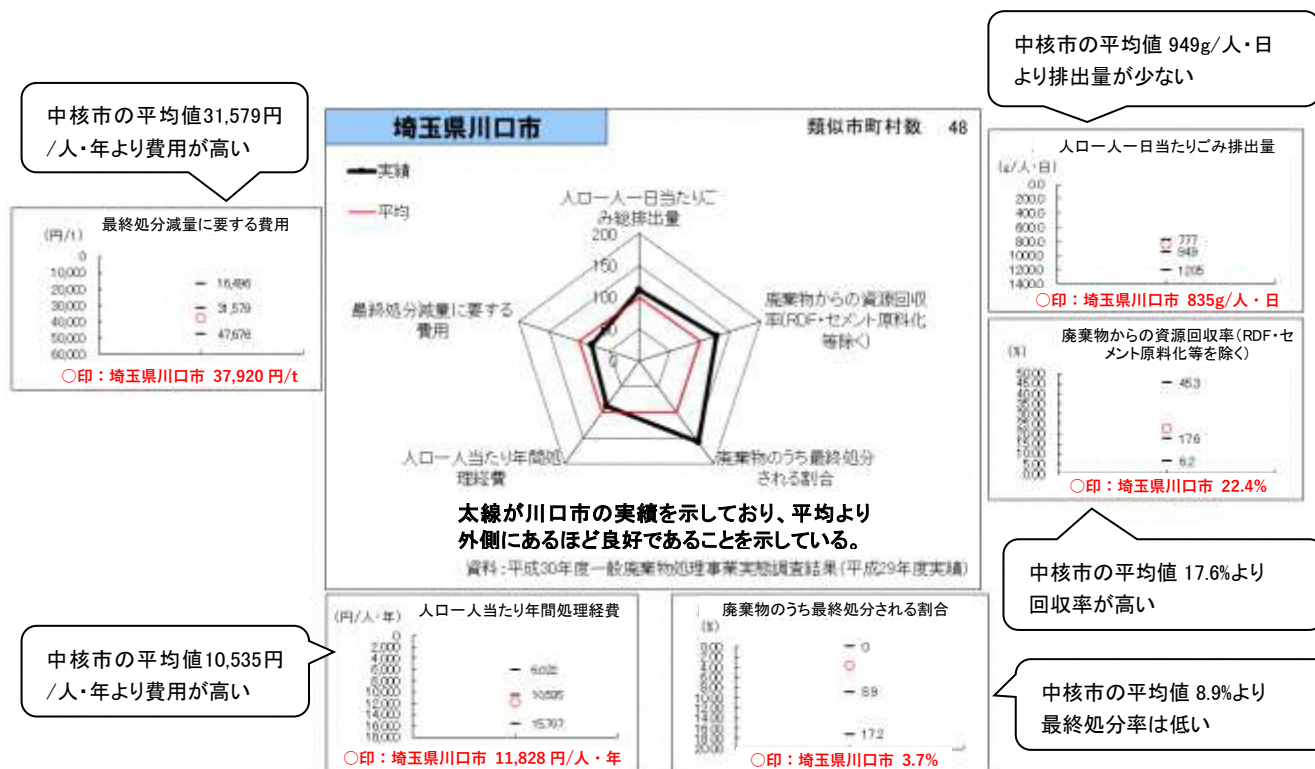
地球環境の保全と創造および循環型社会の構築に先導的な役割を担っていくことを目指して、本庁舎・分庁舎・第2庁舎の3庁舎を対象に平成12年（2000年）2月に環境マネジメントシステム（ISO14001）の審査登録をしました。その後、平成16年（2004年）3月には戸塚環境センターと朝日環境センター、平成26年（2014年）2月には鳩ヶ谷庁舎および鳩ヶ谷衛生センターに範囲を拡大し運用していましたが、この間、同認証に基づく取り組みは適正に運用され、環境に配慮した取り組みが職員に定着したことから、平成27年（2015年）2月には認証登録を返上しています。

12 他市との比較

(1) ごみ処理状況についての比較

ごみ処理状況についての中核市（48市）との比較を下図に示します。このレーダーチャートによれば、本市は「人口一人一日当たりごみ排出量」「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」では中核市の平均を上回っていますが、「人口一人当たり年間処理経費」「最終処分に要する費用」では中核市の平均を下回っています。

図表 2- 42 中核市との比較（平成 29 年（2017 年）度）



出典：本チャートは環境省の平成29年（2017年）度一般廃棄物処理事業実態調査に基づき、環境省の提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて作成しました。

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	949	17.6	8.9	10,535	31,579
最大	1,205	45.3	17.2	15,707	47,676
最小	777	6.2	0.0	6,022	16,496
標準偏差	84	6.5	4.4	2,164	7,069
本市実績	835	22.4	3.7	11,828	37,920
指数値	112.0	127.3	158.4	87.7	79.9

中核市の明細データを次ページに示します。

図表2-43 中核市の明細データ（平成29年（2017年）度）

都道府県	市町村名	街の区分	人口 (人)	人口一人一日当 たりごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
北海道	北海道函館市	中核市	263,101	1,130	15.1	16.4	10,059	26,647
北海道	北海道旭川市	中核市	340,523	938	22.8	17.2	10,290	30,347
青森県	青森県青森市	中核市	287,912	1,041	16.4	11.7	6,022	16,496
青森県	青森県八戸市	中核市	232,680	966	12.8	11.3	10,672	31,991
岩手県	岩手県盛岡市	中核市	291,994	1,032	16.7	11.4	10,524	30,358
秋田県	秋田県秋田市	中核市	312,937	1,048	22.3	3.1	11,293	29,836
福島県	福島県郡山市	中核市	326,094	1,205	10.1	15.0	9,134	22,708
福島県	福島県いわき市	中核市	342,871	1,028	22.4	2.0	10,308	26,916
栃木県	栃木県宇都宮市	中核市	520,197	943	16.2	11.1	8,568	26,542
群馬県	群馬県前橋市	中核市	338,001	927	18.8	8.6	8,718	26,989
群馬県	群馬県高崎市	中核市	374,707	967	12.9	13.5	8,589	26,065
埼玉県	埼玉県川越市	中核市	352,393	867	18.4	2.7	12,480	40,033
埼玉県	埼玉県川口市	特例市	598,888	835	22.4	3.7	11,828	37,920
埼玉県	埼玉県越谷市	中核市	340,206	844	15.5	9.2	7,051	22,968
千葉県	千葉県船橋市	中核市	635,249	888	19.2	4.4	9,736	26,174
千葉県	千葉県柏市	中核市	415,657	877	20.3	9.5	12,494	39,744
東京都	東京都八王子市	中核市	563,538	777	26.0	0.0	15,707	47,676
神奈川県	神奈川県横須賀市	中核市	409,478	890	31.9	3.8	13,317	37,954
富山県	富山県富山市	中核市	417,922	1,056	19.3	9.8	10,572	27,247
石川県	石川県金沢市	中核市	454,411	1,042	11.7	14.0	6,984	18,499
長野県	長野県長野市	中核市	380,593	924	24.3	9.2	8,944	25,872
岐阜県	岐阜県岐阜市	中核市	404,233	960	12.4	10.5	9,178	28,587
愛知県	愛知県豊橋市	中核市	377,431	956	24.2	7.3	11,567	34,463
愛知県	愛知県岡崎市	中核市	386,101	955	19.7	5.5	9,917	29,083
愛知県	愛知県豊田市	中核市	425,718	945	19.5	6.1	13,394	37,683
滋賀県	滋賀県大津市	中核市	342,571	841	15.8	11.6	7,378	25,904
大阪府	大阪府豊中市	中核市	405,463	838	15.1	11.2	9,270	32,436
大阪府	大阪府高槻市	中核市	353,540	892	13.1	10.7	7,407	24,186
大阪府	大阪府枚方市	中核市	404,324	828	19.8	8.3	12,283	42,931
大阪府	大阪府東大阪市	中核市	491,002	1,055	10.0	14.5	10,778	30,965
兵庫県	兵庫県姫路市	中核市	532,994	956	15.8	8.2	11,667	35,168
兵庫県	兵庫県尼崎市	中核市	462,755	921	14.1	11.8	9,555	30,756
兵庫県	兵庫県西宮市	中核市	487,207	973	13.7	12.3	10,016	30,143
奈良県	奈良県奈良市	中核市	359,157	844	19.8	12.6	13,560	46,879
和歌山県	和歌山県和歌山市	中核市	371,425	940	6.2	12.4	10,631	33,660
岡山県	岡山県倉敷市	中核市	483,788	1,025	45.3	2.0	11,885	30,307
広島県	広島県呉市	中核市	228,636	956	15.5	11.4	14,310	44,563
広島県	広島県福山市	中核市	470,556	936	11.7	7.3	11,737	36,336
山口県	山口県下関市	中核市	264,220	1,035	29.1	3.4	13,726	35,809
香川県	香川県高松市	中核市	429,038	906	18.8	9.4	12,052	38,942
愛媛県	愛媛県松山市	中核市	515,002	782	20.0	5.1	8,791	29,335
高知県	高知県高知市	中核市	332,387	1,022	8.8	1.0	7,220	19,198
福岡県	福岡県久留米市	中核市	306,419	903	11.7	2.2	11,789	35,685
長崎県	長崎県長崎市	中核市	427,572	966	14.4	15.4	10,410	32,954
長崎県	長崎県佐世保市	中核市	254,749	977	11.2	9.1	14,319	42,717
大分県	大分県大分市	中核市	479,332	924	20.3	6.2	12,626	37,920
宮崎県	宮崎県宮崎市	中核市	403,873	949	14.6	11.0	11,110	32,909
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市	中核市	605,348	982	12.0	13.9	7,709	23,857
沖縄県	沖縄県那覇市	中核市	323,064	871	16.9	3.8	9,954	31,340

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）

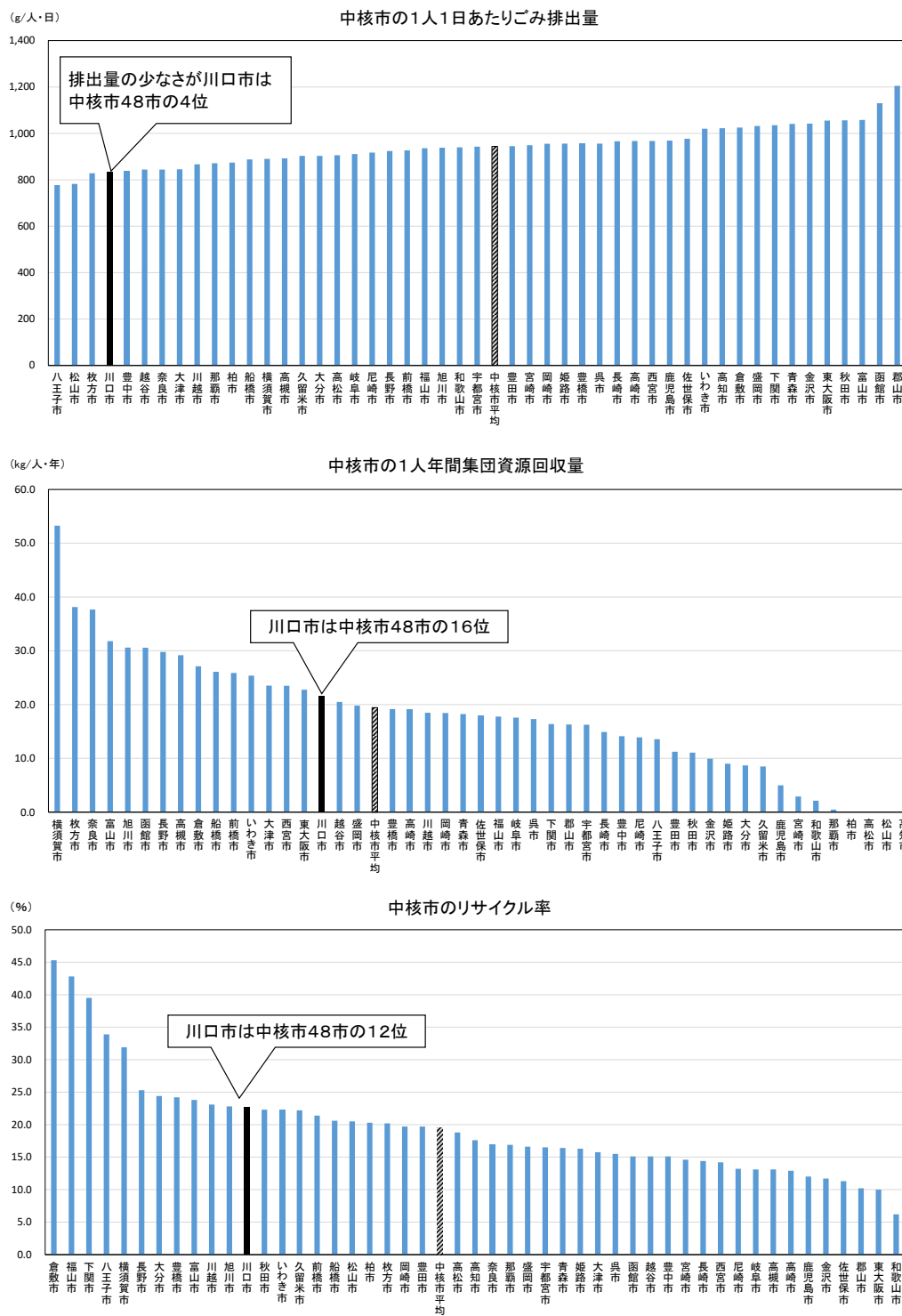
注1. 前図表のレーダーチャートのもととなる中核市48市と本市の明細データです。

注2. 平成29年度までに中核市に移行した48市について、標準的な指標を対比しています。

(2) ごみ減量・リサイクルについての比較

全国の中核市48市との比較結果を下表に示します。本市の指標は、いずれも平均を上回る値を示しています。

図表2-44 ごみ減量・リサイクルに関する中核市との比較（平成29年（2017年）度）



出典：「都市要覧」（2019年3月、中核市市長会）に一部加筆・修正

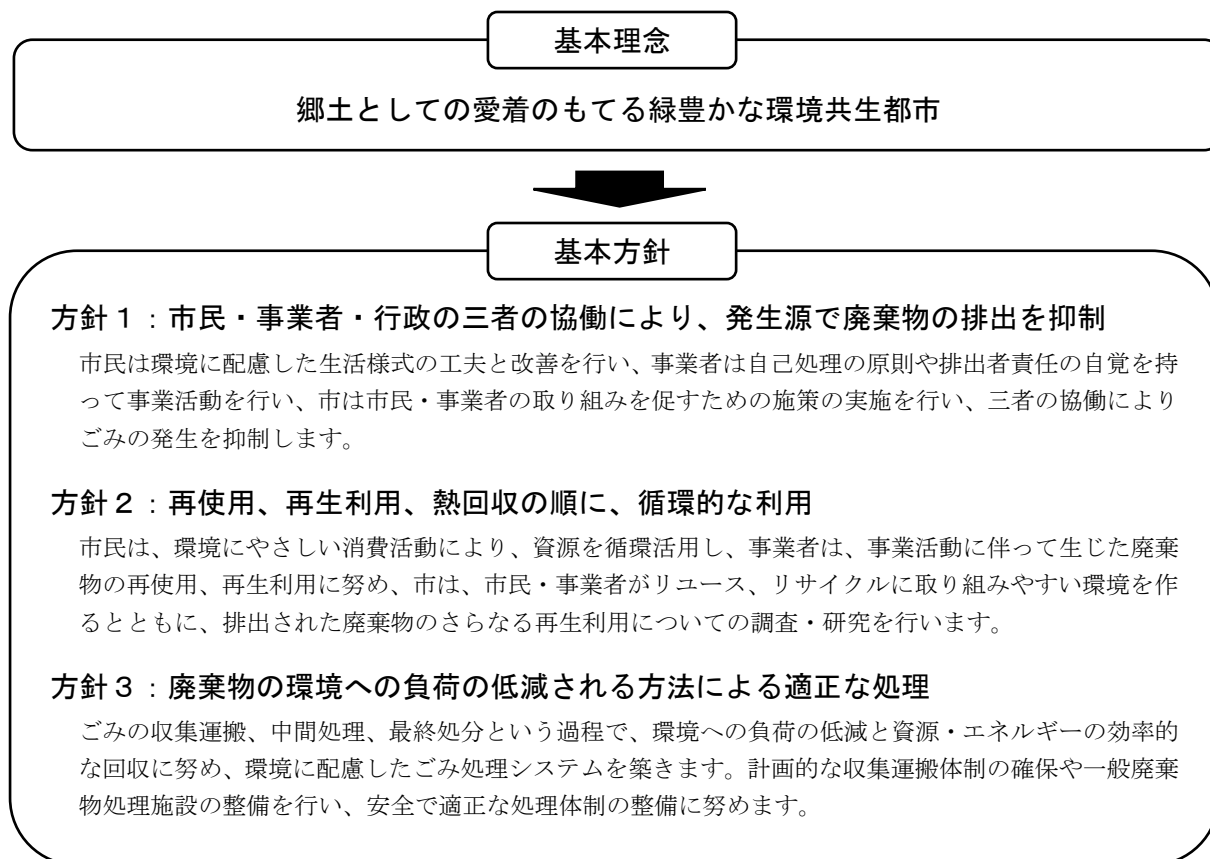
注1. 人口、世帯数は、住民基本台帳（平成30年（2018年）3月31日現在）

注2. リサイクル率：（〔直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量〕 / 〔ごみ処理量+集団資源回収量〕 × 100

注3. 平成29年度までに中核市に移行した48市との比較を示しています。

第3節 第6次計画の総括

1 第6次計画の概要



2 第6次計画の成果

(1) ごみ減量の実現

市民・事業者を巻き込んだ活動の展開により、ごみの減量化が進みました。平成29年（2017年）度には、1人1日あたりのごみ排出量が中核市48市の少ない方から第4位（人口50万人以上の市のうち第4位）にランクされるなど大きな成果が見られました。

(2) 3Rのしくみの定着

レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み、3R推進活動等助成事業、エコリサイクル推進事業所などのしくみをはじめとして、環境部広報紙 PRESS530に代表される広報活動による市民への啓発活動が定着しました。

(3) 適正処理の進展

施設の適切な維持管理、焼却灰の再資源化による最終処分量の削減、環境負荷の少ない収集車両の導入等により、ごみ処理の適正化が進展しました。

3 数値目標の進捗状況

第6次計画で設定した中間目標年度（平成29年（2017年）度）における目標達成状況は以下のとおりです。1人1日あたりの排出量は835g/人・日であり、すでに最終目標値を達成しています。リサイクル率は22.7%であり、基準値より悪化しています。最終処分量は6,819トン/年であり、基準値に対して4.5%改善されていますが、中間目標値は未達成となっています。

リサイクル率の国の目標は27%（廃棄物処理基本方針）であり、埼玉県の前年度（2017年）度の実績は24.9%です。また、本市は、中核市48市のうち第12位、全国の人口50万人以上の市のうち第11位にランクされています。さらに、IT化の進展によるペーパーレス化や、容器包装物の軽量化などによる資源物の発生量自体の減少が進んでいる状況から、リサイクル率については、目標の見直しが必要です。

最終処分量については、中核市との比較（55ページ図表2-42参照）では「廃棄物のうち最終処分される割合」の少なさが平均値を上回っています。また、国の目標値は平成12年（2000年）度対比で令和7年（2025年）度に73%減（第4次循環型社会形成推進基本計画）となっており、本市の前年度（2000年）度実績は27,604トンであることから、平成29年（2017年）度には75%減であり、すでに国の目標値を達成しています。従って、最終処分量についても、現実的な目標に改める必要があります。

図表2-45 数値目標の進捗状況

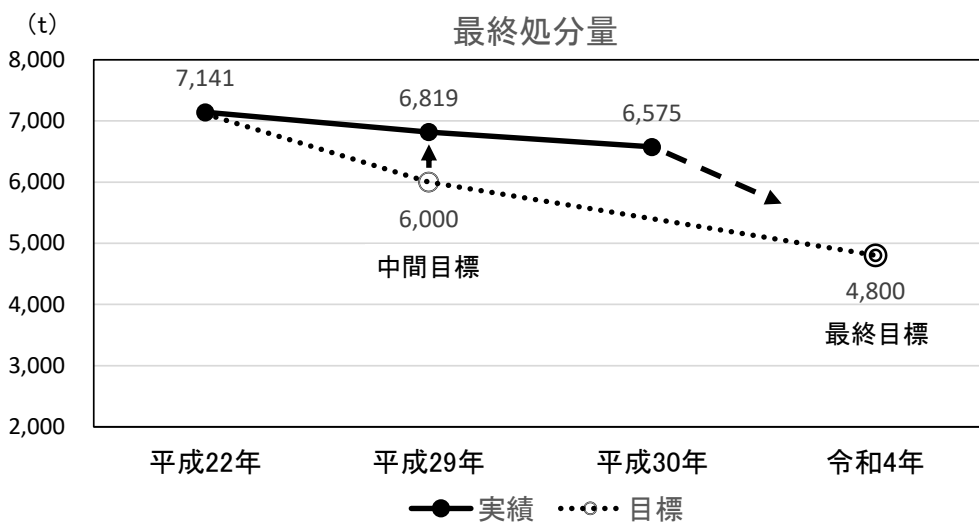
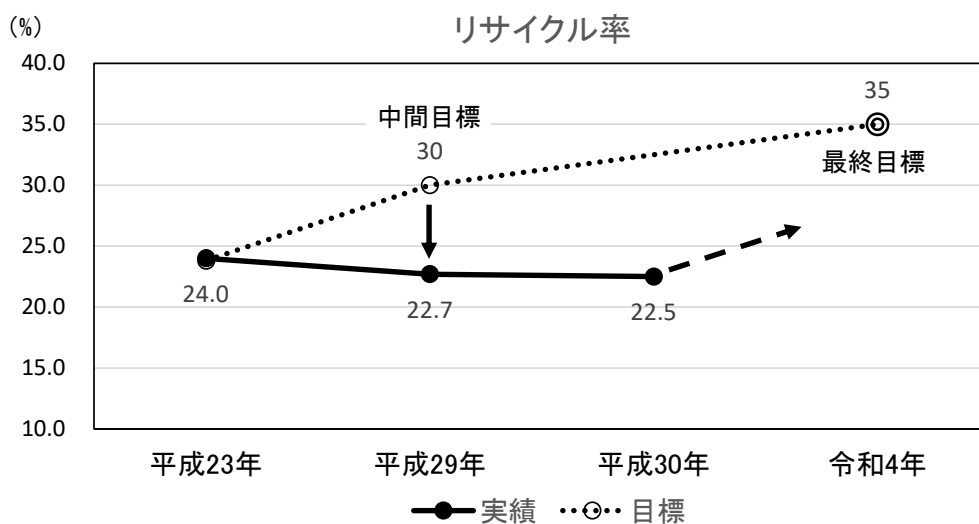
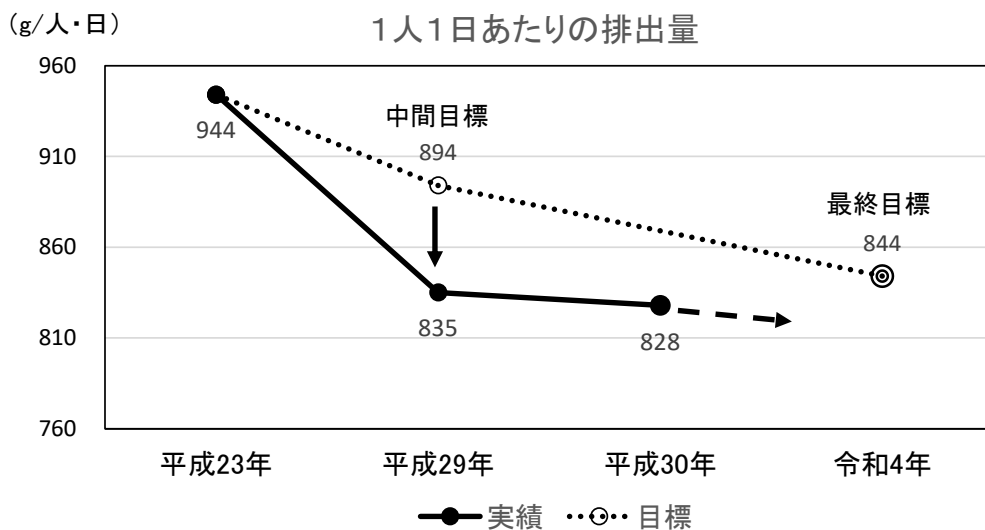
項目	基準値 平成23年度 (2011年度)	中間目標値 平成29年(2017年)度	中間 評価	最終目標値 令和4年度 (2022年度)
		中間実績値 平成29年(2017年)度		
1人1日あたりの排出量	944g/人・日	894g/人・日	◎	844g/人・日
		835g/人・日		
リサイクル率	24.0%	30.0%	×	35.0%
		22.7%		
最終処分量	7,141t/年	6,000t/年	△	4,800t/年
		6,819t/年		

◎：最終目標値を達成、○：中間目標値を達成、△：中間目標値未達、×：基準値に対して悪化

注. 平成23年（2011年）度の最終処分量は、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および川口市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で、受け入れが停止されたことで、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどにより、大幅な減となっています。このため、基準年度を平成22年（2010年）度としています。

次ページに、それぞれの進捗目標の進捗グラフを記載します。

図表2-46 数値目標の進捗グラフ



4 施策の実施状況

当初計画で定めたごみ減量とリサイクルの推進のための施策の実施状況は以下のとおりです。

図表2-47 減量・リサイクルの取り組みの実施状況

減量・リサイクルの取組	実施状況
1. 3Rの一層の推進	
(1) リデュース（発生抑制）の推進	
取り組み（1） ごみ減量化手法の検討	これまで焼却処理をしていた剪定枝等を破砕処理し、木質バイオマスとして再資源化する事業者を誘致し、令和2年（2020年）度事業開始予定。
取り組み（2） レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進	レジ袋多量使用事業者を対象に、レジ袋辞退率60%を目標とし、レジ削減に取り組んでいる。
取り組み（3） グリーンコンシューマーの育成	本市ホームページや環境部広報紙 PRESS530などにより、啓発に取り組んでいる。
取り組み（4） 生ごみの発生抑制と排出抑制 「ひとしぼり」で水分削減	本市ホームページや環境部広報紙 PRESS530などにより「生ごみのひとしぼり」や「生ごみ処理容器の支援金」の周知に努めている。
取り組み（5） 事業者に対する働きかけと エコリサイクル推進事業所制度の 推進	本市ホームページや環境部広報紙 PRESS530などにより、啓発に取り組んでいる。
取り組み（6） 事業者に対する排出指導の強化	保健所と合同で西川口駅周辺などの事業者に事業系ごみの適正処理の啓発に努めている。 また、平成31年（2019年）4月に、条例で定める排出方法等に違反した事業者等に対して行う報告徴収・立入検査に応じないものに対して、市の調査権・指導権を強化するため条例を改正し、勧告・命令・過料を設定した。
取り組み（7） 事業系一般廃棄物処理手数料 改定の検討	平成26年（2014年）4月に150円/10kgの処理手数料を220円/10kgに改定した。
取り組み（8） 家庭ごみ有料化の検討	環境部内の廃棄物政策部会で検討した。
取り組み（9） 処理困難物の手数料の設定	平成26年（2014年）4月にスキー板、スノーボード、アコーディオンカーテン、スプリングマットレスなど市の施設で処理が困難な廃棄物を費用負担の公平性確保の観点から排出者に手数料を負担してもらうため、条例を改正し、処分手数料を設定した。

減量・リサイクルの取組	実施状況																																																								
(2) リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の推進																																																									
<p>取組み（10） フリーマーケットやリサイクルショップによるリユースの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザで継続実施。 																																																								
<p>取組み（11） 集団資源回収の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収団体助成事業の推進 <table border="1" data-bbox="662 479 1420 678"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録団体数</td> <td>団体</td> <td>390</td> <td>402</td> <td>413</td> <td>422</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>助成金</td> <td>千円</td> <td>145,814</td> <td>143,295</td> <td>136,302</td> <td>130,013</td> <td>124,038</td> </tr> <tr> <td>回収重量</td> <td>t</td> <td>14,581</td> <td>14,330</td> <td>13,630</td> <td>13,001</td> <td>12,404</td> </tr> <tr> <td>新聞紙</td> <td>t</td> <td>6,901</td> <td>6,527</td> <td>5,879</td> <td>5,324</td> <td>4,711</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>t</td> <td>3,550</td> <td>3,581</td> <td>3,526</td> <td>3,378</td> <td>3,235</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>t</td> <td>3,792</td> <td>3,852</td> <td>3,860</td> <td>3,922</td> <td>4,081</td> </tr> <tr> <td>繊維類</td> <td>t</td> <td>338</td> <td>370</td> <td>365</td> <td>377</td> <td>377</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	登録団体数	団体	390	402	413	422	427	助成金	千円	145,814	143,295	136,302	130,013	124,038	回収重量	t	14,581	14,330	13,630	13,001	12,404	新聞紙	t	6,901	6,527	5,879	5,324	4,711	雑誌	t	3,550	3,581	3,526	3,378	3,235	段ボール	t	3,792	3,852	3,860	3,922	4,081	繊維類	t	338	370	365	377	377
項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																			
登録団体数	団体	390	402	413	422	427																																																			
助成金	千円	145,814	143,295	136,302	130,013	124,038																																																			
回収重量	t	14,581	14,330	13,630	13,001	12,404																																																			
新聞紙	t	6,901	6,527	5,879	5,324	4,711																																																			
雑誌	t	3,550	3,581	3,526	3,378	3,235																																																			
段ボール	t	3,792	3,852	3,860	3,922	4,081																																																			
繊維類	t	338	370	365	377	377																																																			
<p>取組み（12） 分別の徹底によるリサイクル率の向上</p>	<p>平成27年（2015年）4月から、インターネットに接続できるスマートフォンやパソコンから家庭ごみの分け方・出し方についての情報を手軽に知ることができるWebアプリケーションを公開した。</p>																																																								
<p>取組み（13） グリーン購入の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「川口市環境物品等の調達に関する方針（川口市グリーン購入方針）」の策定。 ・グリーン購入に関する取組み実績の公表。 																																																								
<p>取組み（14） 熔融スラグおよび焼却主灰・焼却飛灰の有効利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却主灰については、熊谷市の民間セメント会社と栃木県日光市の民間企業に搬出しており、セメント原料および再生路盤材としてリサイクルを行っている。焼却飛灰については、宮城県栗原市の民間企業で再生路盤材としてリサイクルを行っている。 ・朝日環境センターから発生した熔融スラグは、埋立処分することなく全量を資源として業者に売却。 																																																								
<p>取組み（15） 施設内での資源回収の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残渣中から磁選機で残渣金属を回収し、金属リサイクル原料として活用。また、粗大ごみ処理施設では、鉄・アルミなどの資源物を破碎前は手選別で、破碎後は機械により回収し資源業者に売却。 ・朝日環境センターで、ごみの焼却過程において回収した未酸化鉄、未酸化アルミは、全量を資源として業者に売却。 																																																								
<p>取組み（16） レアメタルリサイクル等への対応</p>	<p>平成25年（2013年）度から、粗大ごみや金属類の中の小型家電を手選別により回収し、国の認定事業者へ売却。平成28年（2016年）2月、国の認定事業者のリネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）と協定を締結し、これにより市民が使用済みパソコンを宅配便で回収するサービスを無料で利用が可能。</p>																																																								
<p>取組み（17） 木質系廃棄物および廃食用油のリサイクルの推進</p>	<p>剪定枝や廃材等を木質バイオマスとして有効活用するため、市内に優良リサイクル事業者を誘致するための適格事業者認定制度を創設し、平成30年（2018年）度に1事業者を認定した。</p> <p>また、事業者との協定で廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料を市施設での重機械の燃料として使用することが出来るかを検証したが、平成29年（2017年）に事業者の精製施設の老朽化等により協定の解除となった。</p>																																																								
2 適正処理の一層の推進																																																									
(1) 収集運搬体制の整備・充実																																																									
<p>取組み（18） 収集車両による環境負荷の低減</p>	<p>平成28年（2016年）度：天然ガス車4台、クリーンディーゼル車2台 平成29年（2017年）度：天然ガス車2台、クリーンディーゼル車5台 平成30年（2018年）度：天然ガス車7台</p>																																																								
<p>取組み（19） 収集事務所の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二車庫を廃止し、青木収集事務所敷地内に新車庫を整備完了。青木収集事務所は令和元年（2019年）度に耐震工事実施済。（青木） ・戸塚環境センター東棟の建替えに合わせて整備予定。（戸塚） 																																																								

減量・リサイクルの取組	実施状況																		
<p>取組み（20） 家庭ごみ収集運搬システムの検討</p>	<p>環境部内の廃棄物政策部会で、戸別収集について検討した。</p>																		
<p>（2）一般廃棄物処理施設の整備・充実</p>																			
<p>取組み（21） 安全で安定した適正処理を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な処理能力を確保するため、点検整備や補修工事を実施。 ・適正な運転管理を行っているかを確認するため、排ガスや排水水などの各種測定を実施し、基準値内であることを確認。 ・焼却灰などの放射能濃度および敷地境界の空間放射線量率については、特措法の規定に基づく測定義務は免除されたが、処分場の要請により毎月測定を実施し、ホームページ等で公表。なお、測定した値は、国の定める基準値未満であった。 ・運転計画を作成し、日常の適正な運転管理と適切な点検整備や補修工事、適時の設備更新を実施し、安全かつ安定的な運転を行った。 																		
<p>（3）最終処分場の確保</p>																			
<p>取組み（22） 最終処分場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰については、秋田県小坂町と山形県米沢市および群馬県草津町の民間最終処分場、また、寄居町の埼玉県環境整備センターに搬出し埋立処分を行っている。また、セメントおよび再生路盤材等の原料として再資源化することによって最終処分量を減量。 ・現在契約している各処分場については、現地確認等により処分状況の把握に努め、最終処分を安定的に実施。 ・朝日環境センターで発生した熔融スラグは、全量を資源として売却し処分場の延命化に寄与。 																		
<p>3. その他の施策等</p>																			
<p>（1）意識啓発・まち美化の推進</p>																			
<p>取組み（23） 積極的な啓発活動と情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進活動助成事業 <table border="1" data-bbox="667 1205 1412 1308"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録団体数</td> <td>231</td> <td>232</td> <td>231</td> <td>231</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>助成金額（千円）</td> <td>68,086</td> <td>68,175</td> <td>68,253</td> <td>68,235</td> <td>68,200</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	登録団体数	231	232	231	231	231	助成金額（千円）	68,086	68,175	68,253	68,235	68,200
年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度														
登録団体数	231	232	231	231	231														
助成金額（千円）	68,086	68,175	68,253	68,235	68,200														
<p>取組み（24） 不法投棄・散乱防止対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員によるパトロールを実施。 ・夜間の不法投棄に対処するため、毎年重点箇所を定め、パトロールを警備会社に委託。 ・タクシー協議会や埼玉県新聞販売組合との間で協定を締結し、不法投棄の監視体制強化。 ・ごみ不法投棄監視ウィークの実施。 ・不法投棄防止啓発駅頭キャンペーンの実施。 ・定点観測カメラの設置による不法投棄の抑止体制強化。 ・特にひどい不法投棄に対処するため、重点箇所を定め、回収業務を収集業者に一部委託。 																		
<p>取組み（25） 路上喫煙防止対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページや環境部広報紙PRESS530および路面シールを貼付することなどにより啓発に取り組んでいる。 ・路上喫煙禁止地区では、パトロールや範囲を示した地図の設置などにより、周知を行っている。 																		
<p>（2）災害発生時の処理・処分</p>																			
<p>取組み（26） 災害発生時の処理・処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年（2015年）3月、川口市災害廃棄物処理計画改定。 ・平成28年（2016年）11月、収集運搬事業者との災害協定の締結。 ・平成28年（2016年）12月、川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例改正施行。 																		

5 課題の整理

本市におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果を以下に示します。

課題1 ごみ排出抑制を推進する

本市の平成29年（2017年）度の実績値835g/人・日は、全国平均値920g/人・日を大きく下回っています。さらに、中核市の1人1日あたりのごみ排出量の平均値949g/人・日（平成29年（2017年）度）をも下回っています（30ページ図表2-9、55ページ図表2-42参照）。

第6次計画の中間目標年度で既に最終目標年度の目標を達成していますが、現状にとどまることなく、ごみの発生抑制・減量化、再使用に係る取り組みを今後も継続、拡充し、市民・事業者の協力を促すことが必要です。

課題2 ごみの再資源化を推進する

本市の平成29年（2017年）度のリサイクル率22.7%は、国平均を2.5ポイント上回り、埼玉県平均を2.2ポイント下回っており、中核市平均の17.6%を上回っています（33ページ図表2-16、55ページ図表2-42参照）。

しかしながら、第6次計画のリサイクル率目標（中間目標の平成29年（2017年）度：30%）を達成していないことに加え、リサイクル率が24.0%から22.7%に減少したことも考慮し、今後も更なるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図ることが必要です。

課題3 資源物の持ち去りを防止する

近年、市内で集団資源回収の回収場所に出された資源物が、無断で持ち去られる事例が報告されています。集団資源回収の資源物は、限りある資源を大切にするため、地域の皆様が善意で出されたものであり、第三者が持ち去ることは許されません。

市では、持ち去りの発生を川口警察署および武南警察署に報告し、協力を依頼しているところですが、今なお、無断で持ち去られる被害が見られます。

課題4 分別の徹底を推進する

ごみ排出量のうち79.4%を一般ごみが占めています（31ページ図表2-11参照）。一般ごみのうち、湿重量比で、紙類が39.1%、プラスチック類が22.4%、繊維類が6.8%を占めており、この中には資源化可能なものが含まれていると考えられます（35ページ図表2-19参照）。

そのため、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進し、リサイクル率の向上および最終処分量の削減を進める必要があります。

さらに、分別収集に排出された資源物中に、資源物以外の異物が含まれていたり、キャップやラベルがついたままのペットボトルや、内容物が大量に付着したプラスチック容器など、排出ルールが守られていないものが多く見受けられます。そのため、今後も、市民等への啓発を粘り強く継続し、適切な分別排出を呼びかける必要があります。

課題5 適正排出を徹底する

市民アンケート調査結果では、ごみステーションで課題になっていることとして、30.4%の方が、「分別ルールが守られていない」と回答しています（38ページ問3（2）参照）。地域別に見ると、特にJR沿線の横曽根、芝といった地域で、「分別ルールが守られていない」と回答する割合が高くなっています。

こうした課題について、本市がこれまでに取り組んできたパトロールや定点観測カメラの設置、分別排出になじみが浅い外国人への対応を含む情報提供等を地道に継続していく必要があります。特に、多様な手段による情報発信については、外国人の居住者数が全国有数の多文化共生のまちである本市だからこそ、全国の先進地として取り組むことが求められています。

課題6 事業系ごみ対策を推進する

事業系ごみは、過去15年間でおよそ26%減量しましたが、近年は、横ばいに近くなっており、ますますの発生抑制・再資源化の促進が課題です（29ページ図表2-8参照）。

また、アンケート結果では、ごみの減量・資源化の取り組みをしていない事業者が48.3%あり、こうした事業者にごみの減量化・資源化を促す取り組みが求められています。

また、事業系ごみは排出者責任で処理・再資源化することが原則です。そこで、今後も、処理手数料の適正化を含む取り組みを検討していく必要があります。

課題7 安全で安定した適正処理を行う

朝日環境センターでは、戸塚環境センターで発生する焼却主灰も併せて熔融スラグ化していますが、設備の経年劣化に伴い、これまで通り熔融スラグ化することが困難となることも考えられます。このため、両焼却処理施設の適正な維持管理を行うとともに、焼却主灰の新たな再資源化の手法を検討する必要があります。

課題8 処分量の削減を推進する

市内に最終処分場を有していないことから、焼却主灰および焼却飛灰等の処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っています。ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量を削減する必要があります。

課題9 食品ロスやプラスチックごみの削減

多量の食品ロスやプラスチックごみによる海洋や海洋生物等への影響などが、現在、国内外で、大きな課題となっています。

本市は、これまで、食品ロス削減に向けた啓発等を行ってきましたが、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」）が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

また、プラスチックごみに関しても、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先導的に取り組んできましたが、市民の脱プラスチックに向けた認識を深めてもらうため、今後も本市が率先して使い捨てプラスチックの削減を図る必要があります。

第4節 将来予測

1 人口の将来予測

本市の将来人口の推計値は以下のとおりです。本市の人口は、令和17年（2035年）頃に、約62万人のピークを迎えるまで増加が続くと推計され、本計画の最終目標年度の令和12年（2030年）の人口は、ピーク時とほぼ等しい約62万人となっています。

なお、第5次川口市総合計画では、令和2年（2020年）の計画値を601,317人と推計していますが、平成29年（2017年）度末時点の人口がその値を超えており、今後も増加が見込まれることから、再度推計した人口を用いています。

図表2-48 人口の将来予測

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	R17/H27 比率
人口	593,485人	608,191人	616,328人	619,606人	619,714人	617,952人	104.4%

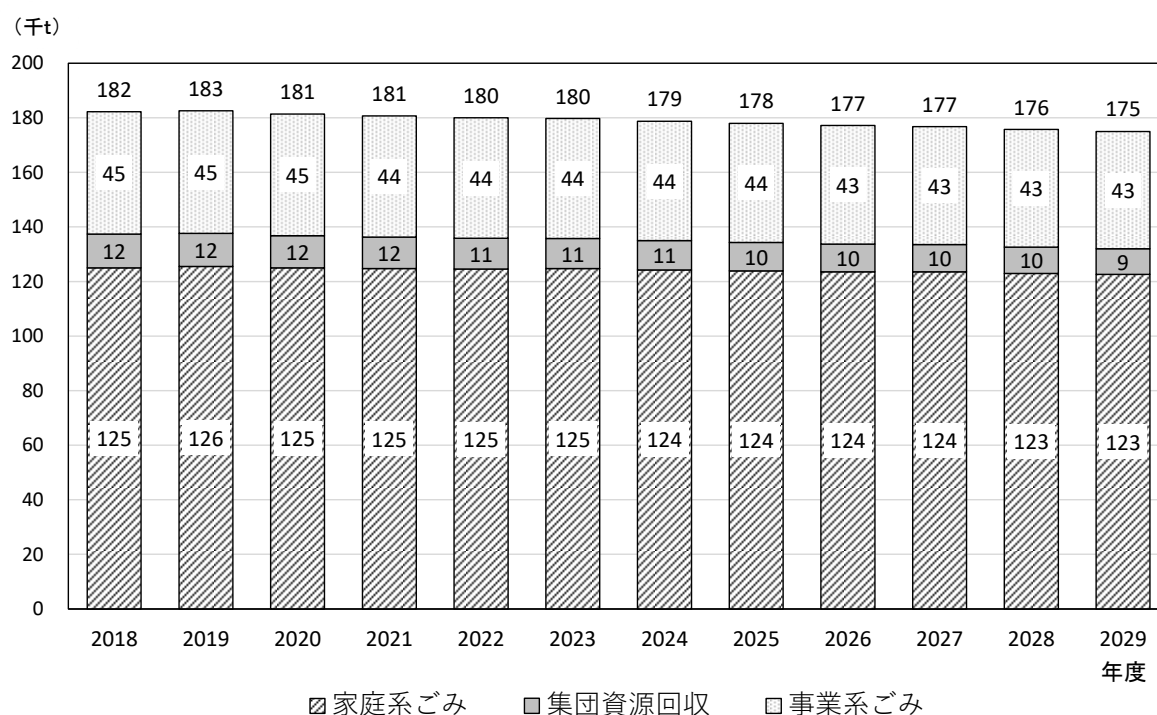
注. 平成27年の人口は次年平成28年4月1日の値、令和2年以降の推計人口は1月1日の値

2 ごみ排出量の将来予測

本市は、人口が増加を続ける中、市民・事業者による減量・資源化努力により、ごみ排出量の削減を進めてきました。

今後も人口の増加は継続する見込みですが、1人1日あたりのごみ排出量については減少傾向を保つことにより、将来の排出ごみ量は、微減の傾向で推移すると予測しています。

図表2-49 現在の減量施策を継続した場合のごみ排出量の将来予測



第5節 ごみ処理基本計画

1 基本理念

みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、
都市と自然が調和した、元気なまち 川口

第6次計画の基本理念は川口市環境基本計画を基に策定されています。平成30年（2018年）3月に策定された「第3次川口市環境基本計画」では、目指すべき将来の環境像として「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を掲げています。このことから、第6次計画と同様に環境基本計画で掲げる環境像を基本理念とします。

2 基本方針

「持続可能な地域づくりを目指した循環型社会形成の推進」

基本方針1：

三者協働による、3Rの一層の推進

基本方針2：

適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、
未来につなぐ環境の確保

3 数値目標

本計画における数値目標は以下のとおりです。

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、平成29年（2017年）度に人口50万人以上の都市の少ない方から第4位に位置しており、すでに良好な水準になっています。1人1日あたりごみ排出量を760g/人・日に設定し、人口50万人以上の都市の更なる上位を目指します。

(2) リサイクル率

リサイクル率は前計画の中間目標値を達成できなかったため、本計画で、第6次計画の中間目標値に再度チャレンジします。

(3) 最終処分量

ごみ排出量×最終処分率（最終処分量÷ごみ排出量）で算出しました。最終処分率は、この数年は4%弱で推移しており、平成30年（2018年）度の実績3.6%を下回る3.5%を目指します。

(4) 食品ロス量

本市で実施した食品ロス排出実態調査によると、家庭系の1人1日あたりの食品ロス量は約78gです（40ページ図表2-24参照）。これは、全国平均の63gに比べて約24%多く、中間目標で全国平均に到達することを目指します。また、その後も、同様のペースによる食品ロスの削減を目指します。

図表2-50 本計画の数値目標

項目	基準値 平成30年度 (2018年度)	中間目標値 令和6年度 (2024年度)	最終目標値 令和11年度 (2029年度)
1人1日あたり ごみ排出量	826g/人・日	790g/人・日 (基準値より36g/人・ 日、年6gの削減)	760g/人・日 (基準値より66g/人・ 日、年6gの削減)
リサイクル率	22.5%	26.6% (基準値より約4 ポイント増加)	30.0% (基準値より約8 ポイント増加)
最終処分量	6,575t/年	6,203t/年 (基準値より372t、 約6%の削減)	6,009t/年 (基準値より566t、 約9%の削減)
家庭から排出され る食品ロス量	78g/人・日 (令和元年(2019年) 度実績)	63g/人・日 (基準値より15g/人・ 日、約19%の削減)	48g/人・日 (基準値より30g/人・ 日、約38%の削減)

図表2-51 目標設定の根拠

指標名	単位	基準年度 H30 2018	中間年度 R6 2024	最終年度 R11 2029	計算根拠および方針
ごみ排出量	t/年	182,207	177,718	171,879	1人1日あたりごみ排出量×人口予測値×年間日数÷1,000,000
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	826	790	760	800g/人・日を切り、人口50万人都市の上位を目指します。
リサイクル率	%	22.5	26.6	30.0	第6次計画の中間目標(リサイクル率30%)の達成を目指します。
食品ロス排出量	g/人・日	78	63	48	・中間年度に全国平均(平成28年(2016年)実績 [*])まで削減。その後、さらに同水準で削減を継続します。 ・基準年度は令和元年(2019年)度
最終処分量	t/年	6,575	6,203	6,009	平成30年(2018年)度の実績3.6%を下回る3.5%に設定します。
人口	人	604,675	616,328	619,606	第5次川口市総合計画では、令和2年(2020年)の計画値を601,317人と推計していますが、H29年(2018年)度末時点の人口がその値を超えており、今後も増加が見込まれることから、再度推計した人口を用いています。

※全国平均は、「食品ロス削減関係参考資料(令和元年7月11日版)」に記載の全国の家庭からの食品ロス排出量291万トンより算出しています。

※中間年度、最終年度の人口は、各年度の1月1日時点の予測人口です。

※評価は翌年4月1日時点の人口を用いて算出します。

<参考>

- ・目標を達成することで、どれだけ温室効果ガス排出量が削減されるかを試算しました。
- ・ごみ排出量等が、上述の計画目標を達成した場合、中間年度である令和6年(2024年)度の温室効果ガス排出量は、基準年度の平成30年(2018年)度の排出量より、1,893トン(2.5%)削減される見込みです。また、最終年度の令和11年(2029年)度には、4,355トン(5.7%)削減される見込みです。
- ・下表では、プラスチック製容器包装の分別収集の促進を見込んでいませんが、分別収集を推進することによりプラスチック製容器包装の焼却量を削減して、「川口市地球温暖化対策実行計画」の目標を達成する見込みです。

図表2-52 温室効果ガス削減量の試算

指標	H30年(2018年)度 【基準年度】	R6年(2024年)度 【中間年度】	R11年(2029年)度 【最終年度】
ごみ排出量(t)	182,207	177,718	171,879
焼却処理量(t)	151,692	147,955	143,094
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	76,839	74,946	72,483
削減量(基準年度比)(t)	—	-1,893	-4,355
削減率(基準年度比)(%)	—	-2.5	-5.7

※プラスチック製容器包装の分別協力量が現状と同様として試算しています。

第2章 ごみ処理編

4 分別区分

本計画対象期間（令和2年（2020年）度から令和11年（2029年）度）における本市のごみの分別区分は「第2章第2節2 ごみの分別区分」（28ページ）のとおりとします。

5 施策体系

「2 基本方針」で示した基本方針に基づき、本市の3Rや適正処理等に関する施策を体系的に整理したものを次ページに示します。

施 策 体 系

1 三者協働による、3Rの一層の推進

(1) 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化

基本施策1：意識啓発・情報提供の推進

基本施策2：ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進

(2) リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進

基本施策3：ごみの少ないライフスタイルの確立

基本施策4：ごみの少ないビジネススタイルの確立

基本施策5：家庭系ごみの有料化およびごみ処理手数料の適正化の推進

(3) リサイクル（再生利用）の推進

基本施策6：家庭におけるごみの再生利用の推進

基本施策7：事業所におけるごみの再生利用の推進

基本施策8：行政によるごみの再生利用の推進

2 適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、 未来につなぐ環境の確保

(1) 収集運搬体制の整備・充実

基本施策9：収集に伴う環境負荷の削減

基本施策10：自己搬入に関する周辺環境の改善に関する検討

基本施策11：高齢者および障害者向け収集体制の継続・強化

(2) ごみ排出環境（ステーション）の適正管理の強化

基本施策12：町会・自治会等と連携したステーション管理・監視体制の構築

基本施策13：適正排出に関する住民等への情報提供・意識啓発の強化

(3) 一般廃棄物処理施設の整備・充実

基本施策14：安全安定な適正処理の継続

基本施策15：ごみ処理施設の運営の効率化

(4) 最終処分場の確保

基本施策16：最終処分場の確保

3 その他の施策等

(1) まち美化・不法投棄対策の推進

基本施策17：まちの美化活動の推進

基本施策18：不法投棄・散乱防止対策の推進

基本施策19：路上喫煙防止対策の強化

(2) 災害時対応の強化

基本施策20：災害発生時の処理・処分

基本施策21：災害対応能力の強化

(3) 近隣自治体・県との連携の強化

基本施策22：近隣自治体・県との連携の強化

第6節 ごみ処理基本計画の施策

1 三者協働による、3Rの一層の推進

(1) 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化

基本的な考え方

- ・循環型社会の構築に向けて、市民および事業者の一層の理解と協力を得るために、積極的な情報提供と、3Rに関する普及啓発活動を行います。
- ・環境教育・環境学習の取り組みを推進し、市民・事業者の自主的な3Rを促します。
- ・再生資源の利用促進と行政の率先行動のためにグリーン購入を積極的に推進します。

基本施策1：意識啓発・情報提供の推進

●3R等に関する意識啓発・情報提供の充実

- ・ホームページや環境部広報紙 PRESS530などにより、市民および事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取り組みについて積極的に紹介します。
- ・事業者に対して、製品の製造・販売時のリデュース・リユース・リサイクルの取り組みや、店頭回収の実施を働きかけます。
- ・不法投棄の多い場所や分別排出になじみの浅い外国人への対応など、地域の実情に即したごみ出しマナーの向上のための啓発活動を推進し、ごみ出しマナーの向上を図ります。

●多様な手段による意識啓発・情報提供を通じた自主的なごみ減量行動への誘導

- ・各種イベントを積極的に展開するとともに、リサイクルプラザのライブラリーや展示コーナーの充実を図り、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できる環境を整備します。
- ・製品の製造・販売を行う事業者によるリデュースとリユースの取り組みや、店頭回収の促進を働きかけます。

●エコリサイクル推進事業所制度の積極的な活用

- ・エコリサイクル推進事業所の制度について、認定を受けている事業者にとって一層魅力的な制度となるよう検討を行います。
- ・現在認定されている事業所と連携し、事業所のごみ減量手法やその効果等に関する調査等を実施し、事業所のごみ減量情報の提供等に役立てます。

●グリーンコンシューマーの育成

- ・グリーンコンシューマーの育成のための啓発活動に積極的に取り組み、家庭におけるリデュースとリユースを推進します。また、ごみを出さないライフスタイルの象徴として簡易包装とマイボトル持参運動を推進します。

●グリーン購入の推進

- ・「川口市環境物品等の調達に関する方針（川口市グリーン購入方針）」を定め、全庁的にグリーン購入の取り組みを実施します。また、その実績を公表することにより市民および事業者へも取り組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進します。

基本施策2：ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進**●ごみに関する環境教育・環境学習の推進**

- ・子どもたちが廃棄物に関心を向け、ごみ減量や3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる重要な場である学校と連携し、継続的に環境学習を推進します。

●地域における環境学習の推進

- ・地域でごみ減量や資源化等の話をする出前講座や地域による環境センターへの見学等を積極的に呼びかけ、市民のごみ減量・資源化等への興味・関心の向上を図ります。

●3Rに取り組む市民団体・NPO等との連携の強化

- ・ごみ減量や資源化等に取り組む市民団体と連携し、三者協働による発生抑制・再利用・再生利用等を推進します。

●事業所のごみ減量に関する情報の積極的な提供

- ・先進的な事業者のごみ減量の取り組みや、従業員への環境教育の取り組み等に関する情報など、事業所のごみ減量の推進に役立つ情報を提供していきます。

(2) リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の推進**基本的な考え方**

- ・市民・事業者との連携により、世界的にも課題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減による資源の有効活用、環境汚染防止等に積極的に取り組みます。
- ・家庭系ごみの減量を進めるため、ごみとまらない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やごみになるものを買わない消費生活のあり方を積極的に推進します。
- ・事業系ごみの減量を進めるため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化します。
- ・リユースを促進するため、ごみとして排出されたものの中にも含まれる利用可能なものの再生および活用を進めます。

基本施策3：ごみの少ないライフスタイルの確立**●食品ロスの削減と水切りの推進**

- ・本市の食品ロスの実態や家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供を進めるとともに、市民団体や事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。
- ・市民が自らできるごみの減量のひとつとして実施している生ごみ処理容器の購入補助事業を継続して実施します。
- ・水分を減らしてから生ごみを排出する、「生ごみのひとしぼり運動」を推進します。

●プラスチックによる環境負荷の削減と散乱防止

- ・プラスチックごみの散乱や、それが原因となっているマイクロプラスチックの海洋への蓄積などが世界的な課題となっていることを受け、市民や事業者と連携し、本市内でのプラスチックごみ等の散乱防止の徹底、レジ袋や使い捨てプラスチック等の散乱しやすいプラスチックを使用しない、そもそもプラスチック類の使用を削減するライフスタイルの定着を図ります。

●フリーマーケットやリサイクルショップによるリユースの推進

- ・リサイクルプラザにおける、リサイクルショップ事業や朝いち親子フリーマーケットを継続して実施し、リユースの推進を図ります。

基本施策4：ごみの少ないビジネススタイルの確立

●事業所に対する排出指導の強化

- ・事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と、産業廃棄物所管課や保健所と連携した排出指導を強化します。また、事業者が直接搬入あるいは許可業者を通じて搬入されるごみの展開検査（ダンパーチェック）を積極的に実施し、資源物が多量に含まれている等、不適正な排出を行っている事業所については改善を指導し、搬入禁止物が発見された場合には受入れ拒否を実施します。
- ・次期施設整備において、検査を効率的に行うための検査装置の導入について積極的に進めます。

●事業所から排出される食品ロスの削減

- ・賞味期限切れで廃棄される食品の削減や有効利用等の取り組みの促進、飲食店の食品ロスを削減するための県と連携した彩の国エコぐるめ協力店などへの登録などにより、店舗や飲食店から排出される食品ロスの削減を促進します。

●事業所からの廃プラスチックの削減

- ・プラスチックごみの散乱や、それが原因となっているマイクロプラスチックの海洋への蓄積などが世界的な課題となっていることを受け、市内の事業者と連携し、事業所でのプラスチック類の使用削減や、小売店や飲食店・サービス業等で消費者に提供される使い捨てプラスチックの削減、散乱防止の啓発活動等に取り組みます。
- ・市内の事業者で現在使用されているプラスチックについて、情報収集を進めるとともに、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど、環境負荷の相対的に小さな原材料等への転換促進を国に要望します。

基本施策5：家庭系ごみの有料化およびごみ処理手数料の適正化の推進

●家庭ごみ有料化の検討

- ・本計画の数値目標の達成度合いおよび市民生活への影響を考慮しながら、有料化を導入する場合の導入効果と課題、制度の内容、導入手順、収集のあり方等について、必要に応じて研究と検討を進めます。

●事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討

- ・排出者責任および適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、排出者に適正な負担を求めるための手数料について、周辺地域との均衡等も考慮しつつ、随時見直します。

●処理困難物の手数料の設定

- ・市の施設での処理が困難である適正処理困難物について、費用負担の公平性確保の観点から排出者に適正な負担を求めるため条例を改正し、平成26年（2014年）4月に処分手数料を新設しました。今後も、費用負担の公平性確保の観点から、排出者に適正な負担を求めるための手数料の見直しや品目指定の拡大を検討します。

（3）リサイクル（再生利用）の推進

基本的な考え方

- ・既存のリサイクルについての支援を継続し、資源化を促進します。
- ・特に、家庭系に比べて進んでいない事業系の一般ごみ中の資源の分別排出・資源化を促進するとともに、適切な支援を検討します。
- ・資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。

基本施策6：家庭におけるごみの再生利用の推進

●集団資源回収の支援と継続

- ・ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目的とする集団資源回収運動を、より一層推進します。また、関係機関等と連携して、持ち去り防止に努めます。

●資源物の分別の一層の推進

- ・一般ごみに混入する資源物を削減し、再生利用をさらに進めるため、排出方法の変更を含め、分別排出の促進策を検討します。

●民間の資源回収システムとの連携強化

- ・民間の古紙回収業者と連携し、市内における古紙回収の強化を図ります。
- ・現在店頭回収を実施している店舗についてはその継続を働きかけるとともに、実施していない店舗については、店頭回収等の実施を促します。
- ・家電等を不法に回収する事業者がいることから、こうした事業者による不適正回収に関する情報提供を推進し、適切な資源化がなされるよう取り組みます。

基本施策7：事業所におけるごみの再生利用の推進

●事業系ごみの再生利用の強化

- ・許可業者や事業者団体等と連携することなどで、事業系ごみの分別排出状況の現状把握を進めるとともに、事業者が排出する資源等について、排出者責任に基づき、再生利用等を行う義務があることについての情報提供と指導を実施します。

●木質系廃棄物のリサイクルの推進

- ・事業系ごみとして排出される木質系廃棄物（剪定枝、刈草、落ち葉、竹木、家具、廃材等）の資源化について、関連する事業者と連携して、その適切な実施を推進します。

基本施策8：行政によるごみの再生利用の推進

●焼却主灰・焼却飛灰および溶融スラグの有効利用の推進

- ・溶融スラグの利用用途についてさらに幅広く検討します。また、戸塚環境センターで発生する焼却主灰および焼却飛灰の再資源化を推進します。

●施設内での資源回収の実施

- ・一般廃棄物の処理過程において、回収可能な資源は極力回収し、再生利用を推進します。

●小型家電リサイクル等の推進

- ・レアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を知っていただくとともに、更なるごみの減量を目的に、使用済み携帯電話の回収を継続的に実施します。
- ・インクカートリッジメーカー5社にて実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に係る、使用済みインクカートリッジの拠点回収を継続します。

2 適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保

(1) 収集運搬体制の整備・充実

基本的な考え方

- ・ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討します。

基本施策9：収集に伴う環境負荷の削減

●収集車両による環境負荷の低減

- ・収集車両に起因する環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車を順次導入します。

●家庭ごみ収集運搬システムの検討

- ・排出責任の明確化や不法投棄対策の一環として、現在採用しているステーション収集方式に替わる収集方式など、今後の本市に相応しい収集運搬システムのあり方について調査研究を進めます。

●収集運搬における民間事業者の活用の推進

- ・効率のかつ安定した収集運搬体制を確立するため、市職員による直営体制を維持しながら、ごみ収集業務に係る委託化基本方針に基づき民間事業者の活用について推進していきます。

基本施策10：自己搬入に関する周辺環境の改善に関する検討**●自己搬入のあり方の検討**

- ・戸塚環境センター東棟解体工事等の滞留スペースの不足解消、施設場内外での自己搬入車両の混雑緩和と安全確保、事業者による産業廃棄物や市外ごみなどの不適正な持ち込みの防止等の観点から、自己搬入方法を見直します。

基本施策11：高齢者および障害者向け収集体制の継続・強化**●ふれあい収集の継続実施**

- ・高齢者および障害のある方を対象に戸別収集を行うふれあい収集について、今後も継続的に実施するとともに、関係課との連携を強化し、より効果的な実施を図ります。

(2) ごみ排出環境（ステーション）の適正管理の強化

基本的な考え方

- ・町会・自治会やクリーン推進員と連携し、ごみステーションの適正管理の充実を図ります。
- ・ごみの散乱や不適正排出が問題となっているステーション等については、見回りの実施や監視体制の構築を図るなどにより、ステーションの適正管理を推進します。

基本施策12：町会・自治会等と連携したステーション管理・監視体制の構築**●ステーションの適正な維持管理の推進**

- ・ごみの散乱や不適正排出が問題となっているステーションについては、関係機関等と連携した見回りの実施等を強化するとともに、警告表示の強化や定点観測カメラの試行など、効果的な手法について検討し、ステーションの適正な維持管理を推進します。

基本施策13：適正排出に関する住民等への情報提供・意識啓発の強化**●ステーションの適正利用に関する情報提供・意識啓発の強化**

- ・町会・自治会や地域団体等と連携し、クリーン推進員とともに、ごみステーションの適正管理に関する情報提供等の充実を図ります。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備・充実

基本的な考え方

- ・安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の維持管理に努めるとともに、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。
- ・ごみ処理施設は、最終処分量の減量化と効率的な熱回収や再資源化を行うとともに、地域住民に親しまれる環境共生施設とします。また、中間処理施設の更新については、今後の処理量に十分留意し、処理能力に過不足をきたすことのないよう、将来にわたり安定的な処理能力の確保を図ることとし、その整備を進めます。

基本施策14：安全安定な適正処理の継続

●安全で安定的な適正処理の継続

- ・戸塚環境センターおよび朝日環境センターについては、安定的な処理能力を確保するため、引き続き、処理技術および運転管理技術の向上に努めます。また、周辺環境に配慮した適正な運転管理を行います。
- ・リサイクルプラザについては、安定的な選別処理能力を確保するため、必要に応じ点検整備を行うとともに、啓発機能については、国の動向や市民の環境意識の動向を勘案し、常に最新の情報提供ができるよう調査検討します。

●適正な費用負担等についての要請

- ・容器包装リサイクルに係る地方自治体の負担軽減について、国等に対して要望活動を行います。

●計画的な施設整備の推進

- ・戸塚環境センターについては、一般ごみを処理するための新焼却処理施設および粗大ごみを処理するための新粗大ごみ処理施設を整備します。
- ・新焼却処理施設では、一般ごみ等の可燃物を衛生的かつ安定的に処理するとともに、発生する熱エネルギーを発電等で有効利用します。
- ・新粗大ごみ処理施設では、粗大ごみを破碎処理するとともに、処理工程の前後において、金属等の資源物を回収します。破碎後の可燃物は焼却処理施設に搬入して焼却処理します。
- ・朝日環境センターおよびリサイクルプラザについては、稼働状況や整備状況、老朽化等を踏まえ、総合的に整備方法、更新計画等を検討します。

基本施策15：ごみ処理施設の運営の効率化

●効率的な施設運営の推進

- ・本市の行財政の方針に基づき、効率的な施設運営に努めます。また、良質かつ低コストなサービスを提供するため、廃棄物会計や費用対効果等の評価を活用し、効率的な施設運営に努めます。

(4) 最終処分場の確保

基本的な考え方

- ・関係自治体等の協力を得て、市域外での最終処分を安定的に実施できるよう、処分場との連携を進めるとともに、最終処分量の削減に努めます。

基本施策16：最終処分場の確保

●最終処分場の確保

- ・市内に最終処分場用地を確保することが困難な状況であることを踏まえ、今後も安定的に最終処分を実施できるよう、最終処分場の確保について総合的に検討します。また、焼却主灰および焼却飛灰の再資源化技術の積極的な活用を検討し、更なる最終処分量の削減に努めます。

3 その他の施策等

(1) まち美化・不法投棄対策の推進

基本的な考え方

- ・市民の誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市内で美化活動の推進、不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙防止対策を行います。

基本施策17：まちの美化活動の推進

- ・まちの美化活動等に取り組む市民団体等と連携し、駅前での啓発活動、道路・公園の美化清掃活動等を実施し、美しいまちの実現に向けた美化活動を推進します。
- ・川口市まち美化促進プログラム（アダプト・プログラム）に参加する団体の増加を図り、美化活動の推進を目指します。

基本施策18：不法投棄・散乱防止対策の推進

- ・ごみ不法投棄監視ウィークや全市一斉クリーンタウン作戦を実施し、市民意識の高揚に努め、併せて市職員によるパトロールや、看板・バリケードの設置、チラシの配付を行い、市民と連携した不法投棄の未然防止対策を実施します。
- ・不法投棄が特に著しいごみ集積所においては、委託業者による警備員の不法投棄の監視や、定められた曜日以外における特別収集の実施などを行い対応します。

基本施策19：路上喫煙防止対策の強化

- ・快適な歩行空間および散乱の防止を目的に路上喫煙防止事業を引き続き実施します。また、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを行います。

(2) 災害時対応の強化

基本的な考え方

- ・本市の地域に係る災害について、川口市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみに対応します。また、災害ごみへの対応能力の強化を図ります。

基本施策20：災害発生時の処理・処分

- ・災害ごみについては、川口市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行います。
- ・川口市地域防災計画の改定時など、必要に応じて川口市災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

基本施策21：災害対応能力の強化

- ・災害ごみについては、職員への啓発や教育等を適宜実施するほか、国や県の実施する教育訓練等に参加し、災害時における対応能力の強化を図ります。

(3) 近隣自治体・県との連携の強化

基本的な考え方

- ・ 3Rや適正処理の効果的・効率的な推進、また、災害時における迅速かつ効率的な対応の観点から、定期的な情報・意見交換を充実するなど、近隣自治体や県との連携を強化します。

基本施策22：近隣自治体・県との連携の強化

- ・ 3Rや適正処理の効果的・効率的な推進の観点から、食品ロス対策などにおける県の取り組みに積極的に協力するなど、近隣自治体や県との連携の強化を図ります。
- ・ 国や県の動向を踏まえ、緊急時におけるごみ処理に係る県や周辺自治体との連携・応援体制の整備を深化します。

第7節 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトとは、本計画に位置づける基本理念の実現に向けた基本方針を達成するために、施策体系の中から、早急に実行すべき緊急性と重要性を持ち、本計画全体を牽引する役割を果たす取り組みについて、市民や事業者の意見を反映し、具体的な内容や進め方を考えるという仕組みで実施するプロジェクトです。

重点プロジェクトの検討にあたっては、2015年に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会を構築することを究極の目標に設定するとともに、誰もが、環境・社会・経済の各分野で、十分に豊かさを感じられる持続可能な地域を形成することを目標として、その内容を検討しています。

本計画における重点プロジェクトは、基本的な方向性を示した2つのプロジェクトとなっていますが、各プロジェクトが目指す範囲や内容は、以下に記載する内容に限られるものではなく、本計画を推進していく中で、社会や環境に関する外的要因の変化などを適切に反映し、変化していくことを想定しています。

本計画における重点プロジェクトの設定の考え方

- ・市民、事業者、行政の連携で取り組むことで、大きな成果が得られ、協働の取り組みを促進させることができる。
- ・取り組みの結果が、環境面で効果を生み出すことに加え、社会や経済などの方面にもおよび、広範囲の課題解決につなげることができる（SDGsを踏まえた取り組み内容の検討）。

2 重点プロジェクト

本計画では、以下に示す2つの重点プロジェクトを定めています。
次ページ以降で、各重点プロジェクトについて示しています。

重点1 食品ロスの削減

重点2 プラスチックごみの削減

重点1 食品ロスの削減

(1) 背景と目的

まだ食べられる食品なのに、賞味期限が切れた、好みに合わなかった等の理由により、家庭から廃棄されたり、規格外品であることや返品・売れ残り、食べ残し等の理由により事業者からごみとして廃棄される「食品ロス」は、農林水産省の調査によると、家庭からの食品ロスと事業所からの食品ロスの合計では年間に約643万トンとされています。

こうした中、国は令和元年（2019年）に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法という）を制定し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めています。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国連の「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標を定めています。

一方、本市が令和元年（2019年）に実施した食品ロス実態調査の結果、市内の家庭から排出される食品ロスは年間1.7万トン、1人1日あたり約78gと推計されます。これは、全国平均の約63gを上回っており、大きめの卵1個程度が毎日食品ロスになっていることとなります。また、同時期に実施した市民アンケート調査結果でも、食べないままごみとして捨ててしまったことがある食品として、「野菜・果実」や「調味料の入った小袋」などをあげた方が多いなど、多くの方にとって食品ロスが身近なものとなっています。

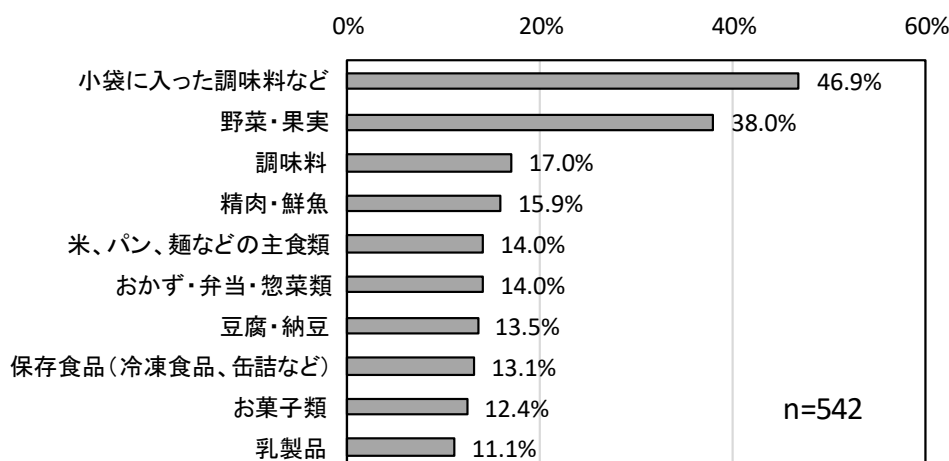
こうしたことから、食品ロス対策は喫緊の課題となっていると考えられますが、家庭から排出される食品ロスについては、食品ロスが出ないようにするメニューや調理方法、買い物スタイルの普及など、家庭での取り組みに加え、スーパー等で食品の販売量を多様化するなど、市民、事業者がともに食品ロス削減に向けて協力することが必要です。また、事業に伴う食品ロスについては、店舗に置く期限を短くする「3分の1ルール」、店頭に商品を切らしてはならないとする商習慣など、対応の難しい課題が多くあります。そこで、市民・事業者・行政の三者協働により、市内で食品ロス削減に関する機運の上昇を図るとともに、効果的な取り組みの実施を推進します。

図表 2- 53 食品廃棄物等の発生状況<概念図>



出典：農林水産省および環境省「平成28年度推計」

図表 2- 54 ごみとして出したことがある「手つかず食品（食品ロス）」の種類



出典：川口市 家庭ごみに関するアンケート調査（令和元年（2019年）8月）

（2）取り組み内容

①市内における、食品ロス削減に対する意識と行動の向上

- ・食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るため、市が主催するイベントにおいて家庭で余った食品を持ち寄るフードドライブの実施について検討します。
- ・市内で環境保全や福祉等に取り組んでいる団体などによる、市内でのフードドライブの実施を支援します。また、フードドライブに協力したいと考える市民や事業者に対して、フードドライブ実施団体を紹介するなどの支援を行います。
- ・イベントなどにおいて、食品ロスの啓発を行うほか、食品ロスに関する出前講座を開催するなど、市内における食品ロスに関する意識の向上を図ります。
- ・食品ロス削減に関する法律が制定され、国が策定する基本方針に基づき、本市における食品ロスの実態や削減施策をとりまとめた食品ロス削減計画の策定を進めます。また、市内の食品ロス発生量の定期的な把握に努め、食品ロス削減の取り組みの進捗を適切に評価します。
- ・埼玉県が実施している「食べきり SAITAMA 大作戦」と連携し、広域的なムーブメントの向上を図ります。
- ・食品ロスの少ない調理方法や保管方法、端材などを用いたレシピの紹介など、家庭での食品ロス削減に役立つ情報について、環境部広報紙 PRESS530、市ホームページなど、多様な手法での情報提供を進めます。

②事業者との連携による食品ロスゼロライフスタイル川口の実現

- ・埼玉県の彩の国エコグルメ協力店の周知・啓発や、事業者に対し食品ロスに関する講座開催など、事業活動における食品ロス削減に役立つ情報を提供し、食品ロスに関する意識の向上を図ります。
- ・小売店に対して、惣菜などの量り売りの対応や少量パックの販売、食材使いきりレシピを市民に紹介することや小袋調味料の提供方法の検討などを呼び掛けます。

(3) プロジェクトを推進することで達成できるSDGsの目標

①達成できるSDGsの目標

本プロジェクトに関連するSDGsの目標は、下記のとおりです。



②主な達成目標とその内容、関連するSDGsのターゲット

本プロジェクト実施による達成内容や留意事項と、関連するSDGsの目標（ゴール）、ターゲットの詳細を示しました。

達成目標 (ゴール)	本プロジェクト実施により、達成を目指す 内容や、実施における留意事項	対象となるターゲット (■：中心となるターゲット、□：関連するターゲット)
	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入等に困難を生じる方々を支援し、貧困解消への寄与を目指します。 特に貧困率の高い母子世帯等への情報提供等に留意します。 	<ul style="list-style-type: none"> □1.3: 貧困層・脆弱層の十分な保護を達成する。 □1.5: 貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築し、気候変動に関連する打撃や災害に対するリスク度合いや脆弱性を軽減する。
	<ul style="list-style-type: none"> フードドライブなど、本市において全ての人々が十分に栄養をとれることを目指す取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> □2.1: 貧困層・幼児等を含む全ての人々が安全で栄養のある食糧を十分得られるようにする。 □2.2: 栄養失調を撲滅し、栄養ニーズに対処する。 □2.4: 持続可能な食糧生産システムを確保し、レジリエントな農業を実践する。
	<ul style="list-style-type: none"> フードドライブ等の実施において、性別に基づく慣習的な役割分担の押しつけにならないよう十分に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> □5.5: 政治、経済、公共分野の全ての意思決定で、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	<ul style="list-style-type: none"> 食品製造、流通、小売等での食品ロスの削減により、事業の経済性を高めます。 廃棄食品を削減することにより、資源生産性、資源効率を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> □8.2: 高いレベルの経済生産性を達成する。 □8.4: 資源効率を漸進的に改善させ、経済成長と環境保全を両立させる。
	<ul style="list-style-type: none"> フードドライブ等の取り組みにおいては、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念を念頭に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> □10.2: すべての人々の能力強化及び、社会的、経済的、及び政治的な包含を促進する。
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭および事業所（生産、製造、流通、小売、外食）から出る食品廃棄物、食品ロスを削減します。 食品（資源）の有効利用を進め、持続可能性を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■12.3: 小売・消費レベルにおける一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。 □12.2: 天然資源の持続可能な管理および効率的な利用。 □12.5: 3R等により、廃棄物の排出量を大幅に削減。
	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、行政の連携を深化し、様々な分野でのパートナーシップによる取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> □17.17: さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

重点2 プラスチックごみの削減

(1) 背景と目的

プラスチックは軽く、丈夫で、安定的な素材であり、かつ衛生的に使用でき、安価であるなどの多数のメリットを持ち、現代社会の基盤となっている優れた材料です。その一方、安定的であるため、一度環境の中に放出されると、いつまでも分解されずに残ってしまうことから、現在、プラスチックごみの散乱に起因する海洋プラスチックごみ問題が世界的な課題となっています。

こうした中、平成30年（2018年）6月にカナダで開催されたG7シャルルボワサミットでは、「2030年までにすべてのプラスチックを再利用や回収可能なものにする」など達成期限付きの数値目標を含む「海洋プラスチック憲章」が掲げられました。日本は米国とともに署名をしていませんが、令和元年（2019年）5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、海洋プラスチックごみ対策等を進めることとし、6つの目標（マイルストーン）を掲げています。また、「プラスチック資源循環戦略」の策定を受けて、具体的な対策・取組を掲げた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。

これまで、国内で排出された廃プラスチックのうち、年間約150万トンが中国に輸出され、再生利用されてきましたが、近年、中国が廃プラスチックの輸入を規制したことを契機に、国内で廃プラスチックが溢れる状況が生じています。こうしたことから、これまでのプラスチックに依存した社会構造の変革が求められています。

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年（2019年）5月）の概要

- 1 まず、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄および非意図的な海洋流出の防止を進める。
- 2 それでもなお環境中に排出されたごみについては、まず陸域での回収に取り組む。さらに、一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む。
- 3 また、海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック、紙等）の開発やこうした素材への転換など、イノベーションを促進していく。
- 4 さらに、我が国の廃棄物の適正処理等に関する知見・経験・技術等を活かし、途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止に貢献していく。
- 5 世界的に海洋プラスチック対策を進めていくための基盤となるものとして、海洋プラスチックごみの実態把握や科学的知見の充実にも取り組む。

※プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

<リデュース>	① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
<リユース・リサイクル>	② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
	③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
<再生利用・バイオマスプラスチック>	④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
	⑤ 2030年までに再生利用を倍増
	⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

出典：環境省ホームページ

(2) 取り組み内容

①プラスチックごみの削減と散乱防止に対する啓発による意識と行動の向上

- ・繰り返し使える環境にやさしい食器を普及するための情報提供を積極的に行うことにより、使い捨てのプラスチック製食器等の使用の削減を進めます。また、レジ袋、プラスチック製食器・スプーン・フォーク、マドラーなどを含めたプラスチック製品を可能な限り使わない「プラスチックフリー生活」の実践を紹介するなど、プラスチックに依存しない生活の可能性を広げる取り組みについての情報提供を進めます。
- ・海洋プラスチックごみ等に関する講演会やイベントなどを開催し、プラスチックによる環境汚染防止に関する意識の向上を図ります。
- ・国のレジ袋の有料化義務化に合わせて、「レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」の見直しを進めます。

②プラスチックの散乱の防止

- ・マイバッグやマイボトルの利用を徹底するなど、使い捨ての習慣を見直します。
- ・市内の小売店などと連携し、「レジ袋いりません運動」など、必要でないプラスチック利用を削減する取り組みを進めます。
- ・プラスチックごみの散乱防止を進めるため、ポイ捨て禁止の徹底、ごみの持ち帰りの徹底などを進めます。

③本市が率先してプラスチックの利用を減らす取り組みを実践

- ・本市が啓発品や記念品等として配布しているプラスチック製品のうち、最も数が多いうちわについて、プラスチック製から竹、木、紙製等に切り替えます。また、その他の啓発用品や記念品等についても、プラスチック製品の使用を極力抑制します。
- ・使い捨てプラスチック製品や使い捨てのプラスチック製容器包装の使用を極力控えるため、本市が主催・後援するイベント等における、リユース食器の導入について、関係機関と協議してまいります。

図表2-55 リユースカップの例



出典：リユース食器ネットワークホームページ

④環境負荷の小さいプラスチックの利用や、他素材への転換の促進

- ・プラスチック散乱防止に取り組む先進事例や、他素材への転換に関する先進事例について紹介することなどにより、プラスチックごみに関する意識向上を図ります。
- ・市内事業所における、プラスチックから他素材への転換の事例、プラスチック製容器や製品

の軽量化事例など、プラスチックの使用削減に取り組む先進事例等を市ホームページや環境部広報紙 PRESS530で紹介するなど、市内における脱プラスチックの取り組みを促進します。

(3) プロジェクトを推進することで達成できるSDGsの目標

①達成できるSDGsの目標

本プロジェクトに関連するSDGsの目標は、下記のとおりです。



10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを 守ろう 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

②主な達成目標とその内容、関連するSDGsのターゲット

本プロジェクト実施による達成内容や留意事項と、関連するSDGsの目標（ゴール）、ターゲットの詳細を示しました。

達成目標 (ゴール)	本プロジェクト実施により、達成を目指す 内容や、実施における留意事項	対象となるターゲット (■：中心となるターゲット、□：関連するターゲット)
	・国内だけでなく世界中の人々を念頭に、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念に根ざした取り組みを実施します。	□10.2:すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する。
	・プラスチックの散乱防止と使用量の削減を進め、プラスチックによる環境負荷を低減します。	□11.6:大気汚染物質や廃棄物などの、一人当たりの環境負荷を低減する。
	・プラスチックの不法投棄や散乱を防止し環境負荷を抑えます。 ・資源の有効利用を進め、持続可能性を高めます。	■12.2:天然資源の持続可能な管理および効率的な利用。 ■12.4:製品ライフサイクル全体の管理により、廃棄物の投棄を大幅削減し、健康や環境への影響を最小化。 □12.5:3R等により、廃棄物の排出量を大幅に削減。
	・プラスチック使用を減らし、リサイクルすることで焼却量を削減し、気候変動の影響を緩和します。	□13.2:気候変動対策を政策、戦略、計画に盛り込む。 □13.3:気候変動の緩和、適応、影響軽減等に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	・プラ製品のポイ捨て防止や散乱防止に取り組み、海洋汚染を防止します。 ・プラスチックの使用を削減し、海洋汚染等を軽減します。	■14.1:海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	・市民、事業者、行政の連携を深化し、様々な分野でのパートナーシップによる取り組みを推進します。	□17.17:さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第8節 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制

基本理念の「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を実現し、ごみ減量目標の達成や適正処理を推進するため、市民・事業者・行政の協働による計画推進体制を拡充します。

さらに、重点プロジェクトを効果的に推進するため、市民団体やNPO等との連携を強化し、本市で有効な施策の実施に向けた体制整備を推進します。

また、必要に応じて「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正するなど、ごみの減量や資源化、適正処理等を推進するための基盤整備等を推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づきごみ減量・資源化や適正処理に関する施策を実行していくとともに、取り組みや施策の進捗状況について、点検・評価・計画の見直しを行います。これらはPDCAサイクルに基づいて実施し、より効果的に計画の進行管理を行えるように取り組みます。

また、計画の進捗状況やその点検・評価については、市の広報かわぐちや環境部広報紙 PRESS530、市ホームページ等で公表します。

なお、市民参加による進行管理の仕組みのあり方や計画策定への市民参加のあり方について、今後検討していきます。

第 3 章 生活排水处理編

第1節 生活排水を取り巻く社会情勢

1 関連法令

(1) 関連法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要等を次に示します。

図表3-1 関連法令の概要

年 月	関 係 法 令	概 要
昭和33年4月制定 昭和34年4月施行	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和45年12月制定 昭和46年6月施行	水質汚濁防止法	工場および事業場から公共用水域に排出される排水および地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域および地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和58年5月制定 昭和60年10月施行	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

(2) 国・埼玉県の計画等

国および埼玉県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画等を定めています。次に生活排水対策に関する国・埼玉県の計画等の経過を示します。

図表3-2 国の方針・埼玉県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成15年（2003年）10月	社会資本整備重点計画（国）
平成16年（2004年）3月	埼玉県生活排水処理施設整備構想（埼玉県）
平成21年（2009年）3月	社会資本整備重点計画改訂（国）
平成23年（2011年）3月	埼玉県生活排水処理施設整備構想改訂（埼玉県）
平成24年（2012年）8月	社会資本整備重点計画改訂（国）
平成27年（2015年）9月	社会資本整備重点計画改訂（国）
平成28年（2016年）10月	埼玉県生活排水処理施設整備構想改訂（埼玉県）

(3) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、および再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全および公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成7年（1995年）7月1日に施行しました。

本計画の策定、改定は本条例に基づきます。

2 国、埼玉県の達成目標

(1) 国の目標

国は、社会資本整備重点計画法に基づき第4次社会資本整備重点計画を策定（平成27年（2015年）9月）しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率を令和2年（2020年）度までに約96%にすることを目標としています。

(2) 埼玉県の目標

埼玉県は、平成28年（2016年）10月に埼玉県生活排水処理施設整備構想を見直ししており、全体計画となる令和7年（2025年）度（目標年度）において、埼玉県の全人口約7,017千人（100%）に生活排水処理施設を整備することを目標としています。

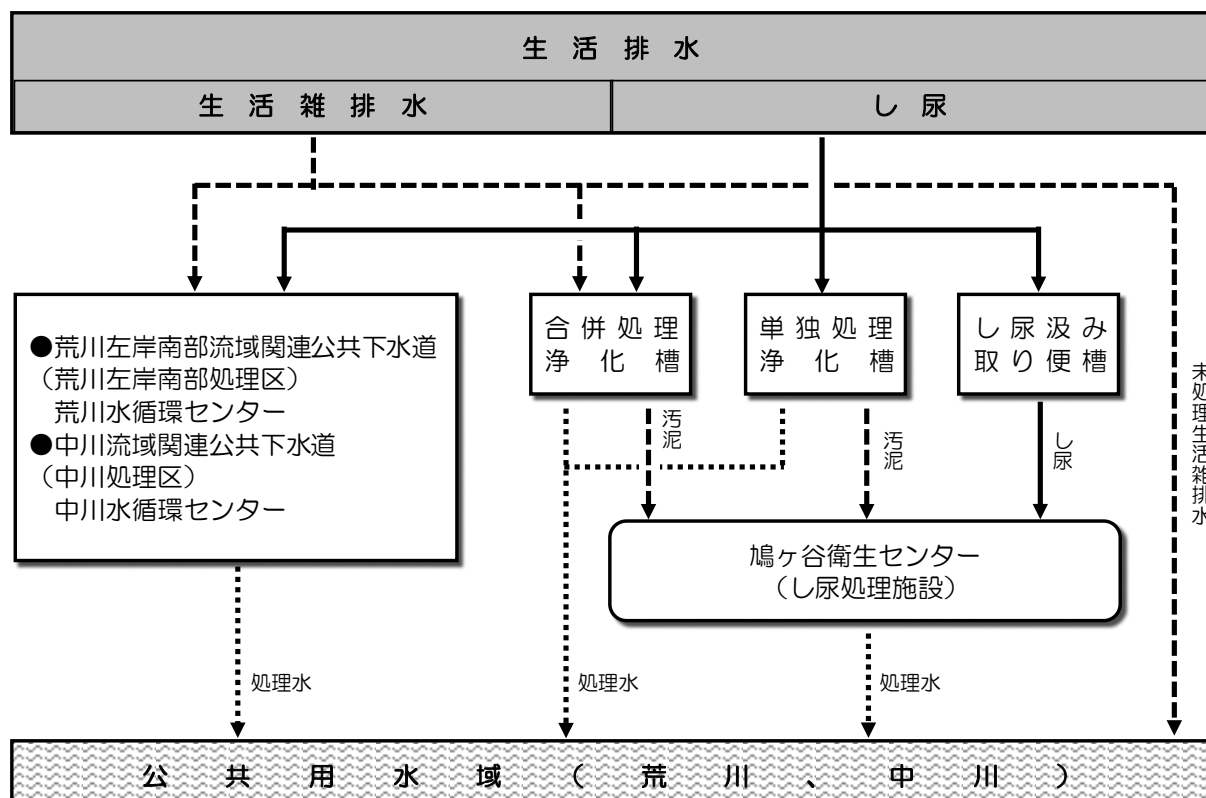
第2節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系

生活雑排水⁸およびし尿は、公共下水道を通じて公共用水域⁹に排出される流れと、浄化槽（合併処理浄化槽¹⁰、単独処理浄化槽¹¹）やし尿汲み取り便槽から鳩ヶ谷衛生センターで処理をして公共用水域に排出される流れの4つの経路があります。

本市の生活排水¹²の処理体系を次に示します。

図表3-3 生活排水の処理体系



⁸生活雑排水：生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

⁹公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

¹⁰合併処理浄化槽：浄化槽法における浄化槽（トイレからのし尿とともに、生活雑排水を合わせて処理する浄化槽）をいいます。

¹¹単独処理浄化槽：浄化槽法におけるみなし浄化槽（トイレからのし尿だけを処理して、生活雑排水は処理できない浄化槽）をいいます。

¹²生活排水：し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいいます。

2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を次に示します。

図表3-4 生活排水の処理主体

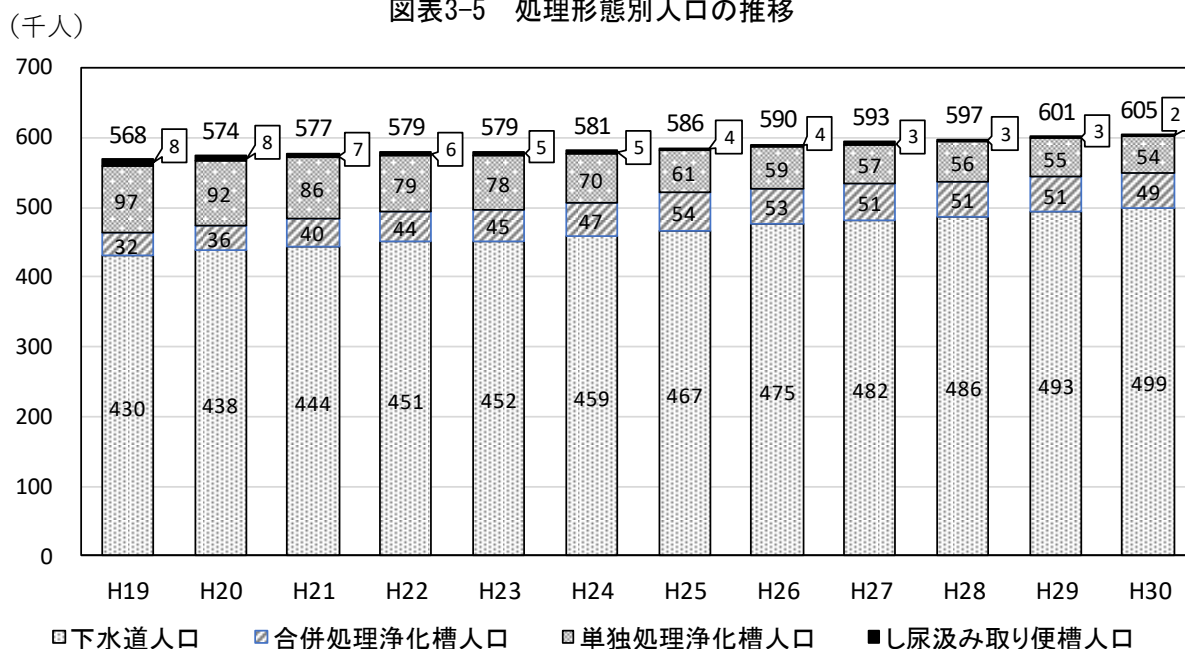
項目	区分	生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥
		収集運搬	—	市（委託）・許可業者
処理	流域下水道	埼玉県下水道公社 （荒川水循環センター） （中川水循環センター）		—
	合併処理浄化槽	浄化槽管理者		
	単独処理浄化槽	—	浄化槽管理者	
	し尿処理施設	—	鳩ヶ谷衛生センター	

3 生活排水の処理形態別人口

本市の処理形態別人口の推移を次に示します。

公共下水道および合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口¹³が減少しています。

図表3-5 処理形態別人口の推移

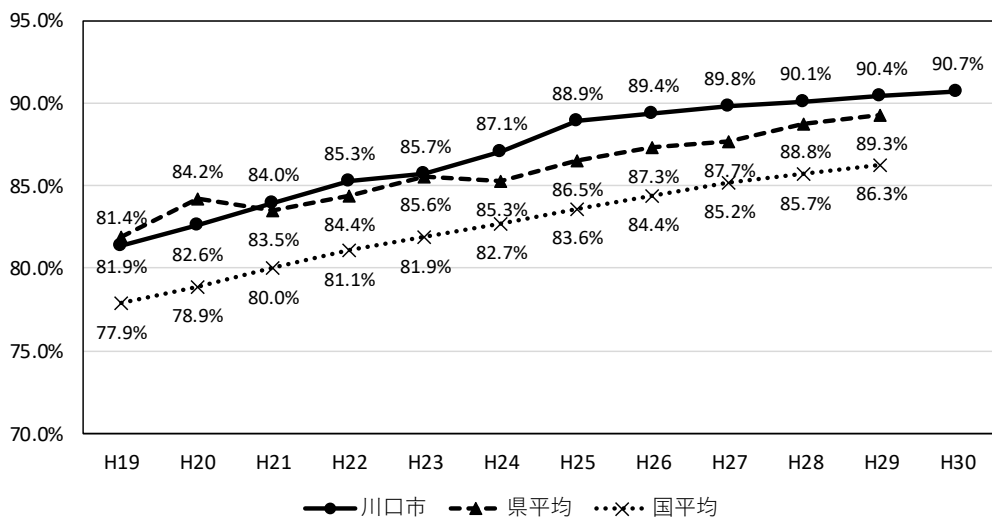


¹³生活雑排水未処理人口：単独処理浄化槽人口およびし尿汲み取り便槽人口をいいます。

4 生活排水処理率の推移

平成29年（2017年）度は、90.4%となっています。国平均、埼玉県平均と比較すると、国平均よりも4.1ポイント、埼玉県平均よりも1.1ポイント上回った値となっています。

図表3-6 生活排水処理率の推移



出典：清掃事業概要および一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

※生活排水処理率＝（公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口

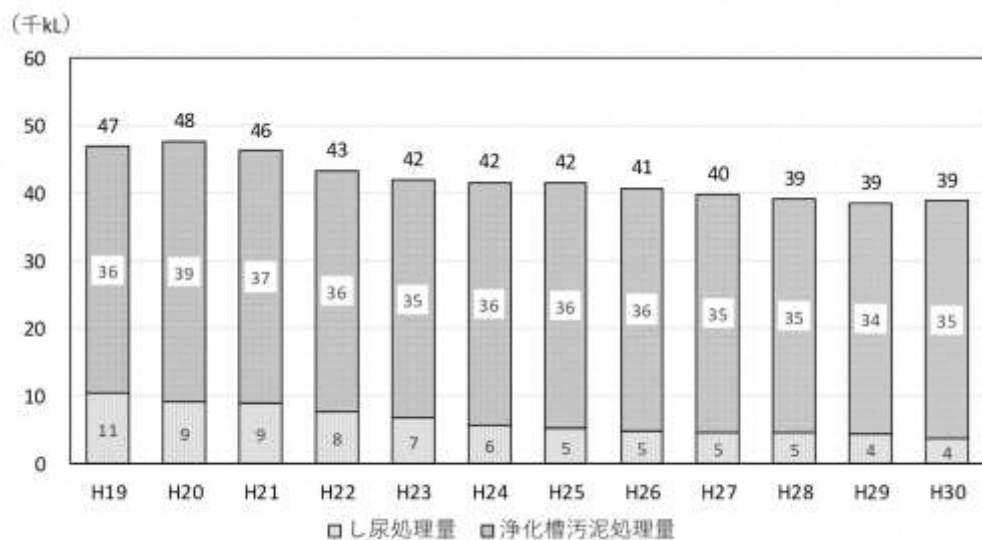
5 し尿および浄化槽汚泥の処理量

鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設は、平成20年（2008年）から平成21年（2009年）で基幹的整備を実施、平成22年（2010年）から処理を実施しています。

本市のし尿および浄化槽汚泥量を次に示します。

し尿処理量は、減少傾向を示し、浄化槽汚泥量は、平成20年（2008年）度をピークに減少しています。処理量全体では、平成20年（2008年）度の47,704 kL をピークに減少し、平成30年（2018年）度には、38,920kL となっています。

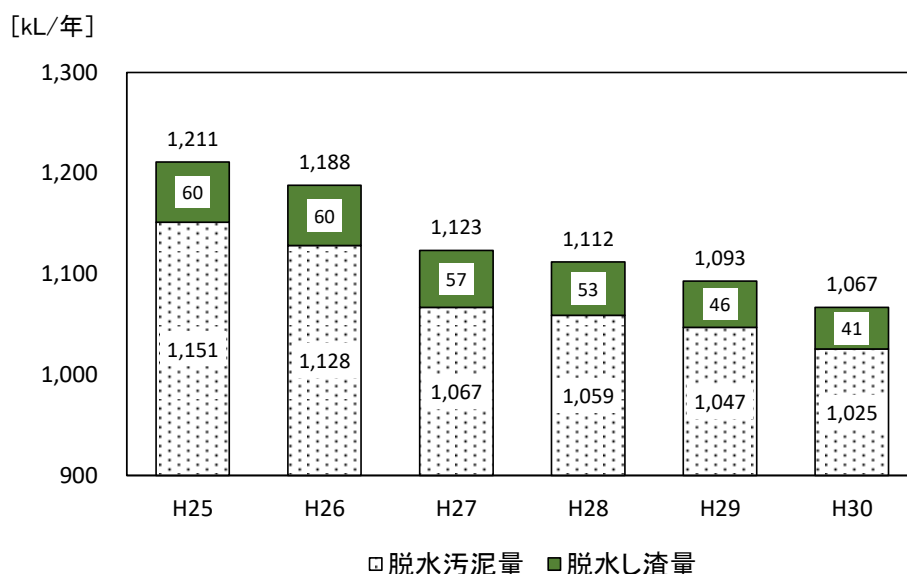
図表3-7 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移



6 脱水汚泥量および脱水し渣量の推移

し尿および浄化槽汚泥の処理に伴い発生する脱水汚泥¹⁴量および脱水し渣¹⁵量の推移を図表3-8に示します。

図表3-8 脱水汚泥量および脱水し渣量の推移



7 周辺市の生活排水処理率

周辺市の生活排水処理率は、さいたま市、草加市、蕨市、戸田市が90%以上など、図表3-9のとおりです。本市の生活排水処理率は90.4%となっています。

埼玉県は、平成28年（2016年）10月に埼玉県生活排水処理施設整備構想を見直し、全体計画となる令和7年（2025年）度（目標年度）において、埼玉県の全人口約7,017千人に生活排水処理施設を整備することを目標としており、生活排水処理対策の更なる推進が求められています。

図表3-9 周辺市の生活排水処理率（平成29年（2017年）度）

項目	単位	川口市	さいたま市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
総人口	人	601,055	1,290,505	247,843	340,206	74,264	138,563
生活排水処理人口	人	543,478	1,204,386	228,044	293,039	71,247	136,003
生活排水処理率	%	90.4	93.3	92.0	86.1	95.9	98.2

出典：本市は清掃事業概要、他は一般廃棄物処理実態調査（環境省）

¹⁴脱水汚泥：し尿および浄化槽汚泥を脱水機にかけて水分を除去した後に残った固形物です。

¹⁵脱水し渣：し尿および浄化槽汚泥から選別される異物です。

8 公共下水道の概要

本市の公共下水道の概要(計画)および公共下水道終末処理場の概要を下表に示します。

図表3-10 公共下水道の概要(計画)

項目	区分	
	荒川左岸南部処理区	中川処理区
計画目標年次	令和6年(2024年)	令和6年(2024年)
下水排除方式	合流・分流式	分流式
計画処理面積	3,825 ha	2,031 ha
計画処理人口	396,400 人	111,900 人
計画汚水量(日最大)	178,400 m ³ /日	61,100 m ³ /日
許可区域	3,555 ha	1,778 ha

出典：川口市上下水道局ホームページ

図表3-11 公共下水道終末処理場の概要

項目	内容	
施設名称	荒川水循環センター	中川水循環センター
所在地	埼玉県戸田市笹目5-37-14	埼玉県三郷市番匠免3-2-2
事業主体	埼玉県下水道公社	埼玉県下水道公社
供用開始	川口市：昭和49年(1974年)	川口市：平成元年(1999年)
処理能力	1,070,400 m ³ /日	613,200 m ³ /日
処理方式	凝集剤添加循環式硝化脱窒法 +高速ろ過法	凝集剤添加循環式硝化脱窒法 +高速ろ過法
処理区域面積	17,804 ha(H30年度末) 川口市：3,138 ha(H30年度末)	16,131 ha(H30年度末) 川口市：1,094 ha(H30年度末)
処理区域人口	1,927,424 人(H30年度末) 川口市：462,494 人(H30年度末)	1,379,792 人(H30年度末) 川口市：142,181 人(H30年度末)
放流先	荒川	中川

出典：埼玉県ホームページ>下水道局の地域機関

9 収集運搬の概要

(1) 収集運搬の方法

し尿の収集運搬は市が委託した業者と市が許可した業者が、浄化槽汚泥の収集運搬は市が許可した業者が行っています。

(2) 収集運搬車両

し尿等の収集運搬車両はバキューム車で行っています。

(3) 収集運搬区域

本市全域が収集運搬区域となっています。

10 中間処理

(1) 中間処理の概要

委託業者および許可業者が収集したし尿および浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で処理を行っています。

(2) し尿処理施設の概要

鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設の概要を次に示します。

図表3-12 し尿処理施設の概要

項目	内 容
施設名称	鳩ヶ谷衛生センター
所在地	川口市八幡木3丁目18番地の11
事業主体	川口市
竣工	平成22年(2010年)3月
処理能力	し尿：28kL/日 浄化槽汚泥：112kL/日
処理方式	前脱水+標準脱窒素処理+高度処理
放流先	新芝川

(3) 放流水の水質

し尿処理施設において処理後に発生する放流水の水質を次に示します。

図表3-13 放流水の水質(鳩ヶ谷衛生センター)

項目	単位	実績 (令和元年(2019年)9月)	水質基準
pH ¹⁶	—	7.2	5.8以上8.6以下
BOD ¹⁷	mg/L	1.0	25 以下
COD ¹⁸	mg/L	5.5	—
浮遊物質 ¹⁹	mg/L	<1	60 以下
大腸菌群数	個/cm ³	<30	3000 以下
窒素含有量	mg/L	2	120 以下
リン含有量	mg/L	<0.1	16 以下
塩化物イオン	mg/L	110	—

¹⁶pH：水素イオン濃度指数。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値です。値が低いほど酸性が強く、値が大きいほどアルカリ性が強いことを示します。

¹⁷BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことです。値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示しています。

¹⁸COD：化学的酸素要求量。値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向があります。

¹⁹浮遊物質：水中に浮遊している直径2mm以下の粒子物質です。

11 最終処分、再資源化の概要

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により適正に処理し再資源化しています。脱水汚泥は肥料等として有効利用しています。

12 課題の整理

課題1 公共下水道事業の推進

公共下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

本市における公共下水道は、平成31年（2019年）3月末で公共下水道処理人口普及率²⁰87.2%となっています。今後も公共下水道の整備を推進するとともに、下水道整備区域²¹内で公共下水道に未接続の世帯に対して接続の協力を求める必要があります。

課題2 合併処理浄化槽への転換の推進

単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま河川などの公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。

このため、これらの世帯について、下水道未整備地域では合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

²⁰ 下水道処理人口普及率：総人口に対する公共下水道の整備された区域に住む人口の割合です。

²¹ 下水道整備区域：公共下水道の整備された区域です。

第3節 生活排水処理基本計画

1 基本理念

みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口

「第5次川口市総合計画」では、基本理念として、「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3つを掲げています。

そして本市におけるめざすべき将来都市像を「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」と設定しています。

さらに、基本理念に基づき、6つの「めざす姿」のうちのひとつとして、「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」を設定し、「生活の基盤となるような交通や公共下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備」することとしています。

また、「第3次川口市環境基本計画」において、本市の将来の環境像として設定した姿が「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」です。

本市は、市街地では住宅と事業所や工場が混在しており、市民生活と産業との融和が大切となっています。一方、東京都に隣接していながらも豊かな自然が残されている地域もあり、緑の豊かさや河川の潤いを感じることができます。

「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」とは、市民一人ひとりが郷土への愛着をもち、地球のことを考え、水と緑豊かな自然環境を守り、生活様式や事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを目指した都市を示します。

本計画で目指す本市の将来の環境像については、これらの計画に掲げる施策の方向性との整合を図るため、「第3次川口市環境基本計画」で本市の望ましい将来の環境像として設定した「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」とします。

2 基本方針

市内には、荒川水系と利根川水系を合わせて多くの河川が流れています。こうした河川等の公共用水域は、水質改善に向けた様々な取り組みによって、以前に比べ魚類等の水生生物が多く見られるようになりました。

しかし、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま排水されており、公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっています。

そのため、本市は、引き続き生活排水処理の根幹施設である公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて合併処理浄化槽への転換を促進することとします。また、公共下水道の普及後も、し尿と浄化槽汚泥の発生が見込まれるため、効率的で安定した収集運搬体制と中間処理体制を推進することとします。

この基本的考え方にに基づき事業を展開し、公共用水域の水質を保全し、良好な生活環境を確保することで、本市の将来の環境像「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を目指します。

- 基本方針1 公共下水道の整備推進
- 基本方針2 合併処理浄化槽への転換の促進
- 基本方針3 効率的で安定した収集運搬体制と中間処理体制の推進

3 数値目標

目指すべき数値目標を以下に示します。数値目標については、平成30年度実績を基準に、過去5年間の処理率上昇の実績を考慮して設定しました。

図表3-14 本計画の数値目標（生活排水処理）

項 目	基準値 平成30年度 (2018年度)	中間目標値 令和6年度 (2024年度)	最終目標値 令和11年度 (2029年度)
生活排水処理率	90.7%	93.1%	95.1%

4 目標達成に向けた施策

(1) 発生抑制・再資源化計画

基本施策1：公共下水道の普及

公共下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

このため、下水道未整備区域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進めていきます。

また、私道共同排水設備整備補助金制度の周知・活用などを図り、公共下水道への接続を促進します。

基本施策2：合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる優れた浄化槽です。

し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、下水道未整備区域において、合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、公共下水道の整備が見込まれない地域を対象とし、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を目的とした、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知・活用を図ります。

基本施策3：汚濁負荷の低減

河川などの公共用水域の汚濁の主な原因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ります。

基本施策4：資源化の推進

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により肥料等として有効利用します。

なお、脱水汚泥の肥料原料化については、農林水産省による「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け消費・安全局長通知）に基づき、放射性セシウム濃度を測定し、その結果を公表します。

(2) 収集運搬、処理・処分、その他の計画

ア 収集運搬計画

基本施策5：効率的な収集運搬体制の推進

し尿および浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道や浄化槽の普及などによる社会条件によって変化しています。さらに、汲み取り世帯数の減少による点在化など収集運搬環境も変化していきます。

そのような変化に対応していくため、し尿および浄化槽汚泥の効率的な収集運搬を行います。

イ 中間処理計画

基本施策6：適正処理の推進

収集運搬されたし尿および浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で適正な処理を行います。

ウ その他の計画

基本施策7：意識啓発・環境学習の実施

公共用水域の水質保全の重要性を市民および事業者に周知するため、積極的な普及啓発活動を実施します。

- a 浄化槽管理者に対し、浄化槽が正常な浄化能力を発揮するよう浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理および法定検査の受検の重要性を啓発します。
- b 調理くずや油などを排水口に流さない、洗剤・石鹼の適正量の使用など、各家庭・事業所でできる排水対策に関する情報提供を行います。

基本施策8：災害発生時の処理・処分

川口市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を行います。

また、川口市地域防災計画の改定時など、必要に応じて川口市災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

5 進行管理

本計画に基づき生活排水の適正処理に関する施策を実行していくとともに、取り組みや施策の進捗状況について、点検・評価・計画の見直しを行います。これらはP D C Aサイクルに基づいて実施し、より効果的に計画の進行管理を行えるように取り組みます。

また、計画の進捗状況やその点検・評価については、市の広報かわぐちや環境部広報紙PRESS530、市ホームページ等で公表します。

なお、市民参加による進行管理の仕組みのあり方や計画策定への市民参加のあり方について、今後検討していきます。

第7次川口市一般廃棄物処理基本計画

◆-----◆
発行年月日：令和2年3月

編集・発行：川口市 環境部 資源循環課

〒332-0001 川口市朝日4-21-33

TEL：048-228-5370



川口市マスコット「きゅほらん」